

熊本市公報

第 1375 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
熊本市総務局総務厚生課
発行日 毎月 15 日・末日

目 次 告 示

○熊本市税のコンビニエンスストア収納事務の委託 (告示第 184 号)	788
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定 (告示第 185 号)	789
○特定計量器の定期検査 (告示第 186 号)	789
○平成 26 年度国民健康保険料率等の決定 (告示第 187 号)	790
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定 (告示第 188 号)	791
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による居宅介護・重度訪問介 護事業を行う事業の指定廃止 (告示第 189 号)	792
○介護保険法による地域密着型サービス事業者の指定 (告示第 190 号)	792
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定 (告示第 191 号)	792
○介護保険法による指定地域密着型サービス事業者の指定 (告示第 192 号)	793
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による居宅介護・重度訪問介 護事業を行う事業の指定廃止 (告示第 193 号)	793
○平成 26 年度固定資産税に係る価格等の決定 (告示第 194 号)	794
○介護保険法による地域密着型サービス事業者の指定 (告示第 195 号)	794
○差押調書及び配当計算書の公示送達 (告示第 196 号)	794
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定 (告示第 197 号)	794
○平成 26 年度熊本市一般廃棄物処理実施計画の策定 (告示第 198 号)	795
○使用料及び手数料等の徴収又は収納事務の委託 (告示第 200 号)	827
○屋外広告物法による保管した広告物又は掲出物 (告示第 201 号)	844
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による一般相談支援事業を行 う事業の指定廃止 (告示第 203 号)	845
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による特定相談支援事業を行 う事業の指定廃止 (告示第 204 号)	845
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービス事業 者及び指定障害者支援施設の指定 (告示第 206 号)	846
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業 者の指定 (告示第 207 号)	847
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定特定相談支援事業 者の指定 (告示第 208 号)	848
○児童福祉法による指定障害児相談支援事業者の指定 (告示第 209 号)	848
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定 (告示第 210 号)	849

○放置自転車の移動及び返還（告示第 211 号）	849
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 212 号）	850
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 213 号）	850
○平成 2 5 年度市県民税納税通知書の公示送達（告示第 214 号）	851
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 215 号）	851
○介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定（告示第 216 号）	851
○差押調書（謄本）及び配当計算書の公示送達（告示第 217 号）	852
○町の新設並びに町及び字の区域変更（告示第 219 号）	852
○町名の変更（告示第 220 号）	852
○あらたに生じた土地の確認及び決定（告示第 221 号）	853
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 222 号）	853
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（告示第 223 号）	854
○平成 2 5 年度及び平成 2 6 年度介護保険料納付通知書の公示送達（告示第 224 号）	854
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（告示第 225 号）	854
○平成 2 3 年度、平成 2 4 年度及び平成 2 5 年度国民健康保険料督促状の公示送達（告示第 226 号）	857
○平成 2 5 年度介護保険料督促状の公示送達（告示第 227 号）	858
○平成 2 5 年度後期高齢者医療保険料督促状の公示送達（告示第 228 号）	858
○土壤汚染対策法による区域の一部解除及び指定（告示第 229 号）	858
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 230 号）	859
○市道の区域変更（告示第 231 号）	859
○市道の供用開始（告示第 232 号）	859
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 233 号）	860
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 234 号）	860
○介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定（告示第 235 号）	860
○介護保険法による指定介護支援事業者の指定（告示第 236 号）	861
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 237 号）	861
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定（告示第 238 号）	861
○身体障害者福祉法による医師の指定（告示第 239 号）	862
公 告	
○都市計画事業認可に伴う関係図書の縦覧（公告第 272 号）	863
○都市計画事業認可に伴う関係図書の縦覧（公告第 273 号）	863
○平成 2 6 年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧（公告第 276 号）	864
○都市公園の区域変更（公告第 278 号）	864
○開発行為に関する工事の完了（公告第 280 号）	865
○開発行為に関する工事の完了（公告第 282 号）	865
○開発行為に関する工事の完了（公告第 283 号）	865
○開発行為に関する工事の完了（公告第 285 号）	865
○開発行為に関する工事の完了（公告第 286 号）	866

○開発行為に関する工事の完了（公告第 287 号）	866
○都市計画事業の認可に伴う施行及び関係図書の縦覧（公告第 288 号）	866
○開発行為に関する工事の完了（公告第 289 号）	867
○大規模小売店舗立地法による変更届出（公告第 290 号）	867
○開発行為に関する工事の完了（公告第 291 号）	868
○都市公園の供用開始（公告第 292 号）	868
○都市公園の供用開始（公告第 293 号）	868
○開発行為に関する工事の完了（公告第 296 号）	869
○開発行為に関する工事の完了（公告第 297 号）	869
○開発行為に関する工事の完了（公告第 298 号）	869
○都市公園の供用開始（公告第 304 号）	870
○大規模小売店舗立地法による変更届出（公告第 306 号）	870
○大規模小売店舗立地法による承継届出（公告第 307 号）	871
○平成 26 年度熊本市農用地利用集積計画策定及び縦覧（公告第 308 号）	871
○開発行為に関する工事の完了（公告第 310 号）	871
中 央 区	
○住民票の職権消除（中央区告示第 9 号）	872
西 区	
○住民票の職権消除（西区告示第 3 号）	872
南 区	
○住民票の職権消除（南区告示第 2 号）	872
交 通 局	
○熊本市交通局電気設備保安規程の一部を改正する規程（交通局規程第 16 号）	872
○平成 26 年度乗車券類の収納事務の委託（交通局告示第 1 号）	874
上 下 水 道 局	
○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始（上下水道局告示第 24 号）	877
○指定給水装置工事事業者の廃止（上下水道局告示第 25 号）	878
○指定給水装置工事事業者の廃止（上下水道局告示第 26 号）	878
○排水設備指定工事店の指定（上下水道局告示第 27 号）	878
○排水設備指定工事店の指定の有効期間満了（上下水道局告示第 28 号）	879
○排水設備指定工事店の指定（上下水道局告示第 29 号）	880
○排水設備指定工事店の指定（上下水道局告示第 30 号）	880
○排水設備指定工事店の異動（上下水道局告示第 31 号）	880
○指定給水装置工事事業者の指定（上下水道局告示第 32 号）	881
病 院 局	
○熊本市病院事業を行う施設の診療科目に関する規程の一部を改正する規程（病院局規程第 6 号）	881

○熊本市病院局会計規程の一部を改正する規程（病院局規程第 7 号）	881
○熊本市立植木病院における収納事務の委託（病院局告示第 2 号）	883

教育委員会

○熊本市教科用図書選定委員会規則（教委規則第 5 号）	883
-----------------------------------	-----

選挙管理委員会

○熊本市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程（選管告示第 9 号）	883-2
--	-------

農業委員会

○熊本市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程（農委規程第 4 号）	884
○農業委員会総会の招集（農委公告第 4 号）	884

告 示

告示第 184 号

平成 26 年 4 月 1 日

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び第 158 条の 2 第 1 項の規定に基づき、市税の徴収及び収納の事務を委託したので、同条第 6 項により準用する第 158 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

1 受託者

岐阜県岐阜市日置江一丁目 58 番地

株式会社 電算システム

常務取締役執行役員事業本部長 小林 領司

東京都千代田区二番町 8 番地 8 号

株式会社 セブン-イレブン・ジャパン

代表取締役 井阪 隆一

東京都品川区大崎一丁目 11 番 2 号

株式会社 ローソン

代表取締役 新浪 剛史

東京都豊島区東池袋三丁目 1 番 1 号

株式会社 ファミリーマート

代表取締役社長 中山 勇

東京都千代田区岩本町三丁目 10 番 1 号

山崎製パン株式会社

代表取締役社長 飯島 延浩

愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地

株式会社 サークルKサンクス

代表取締役 竹内 修一

東京都千代田区神田錦町 1 番 1 号

ミニストップ株式会社

代表取締役社長 宮下 直行

愛知県名古屋市中区栄一丁目 7 番 34 号

株式会社 ココストア

代表取締役 盛田 宏

茨城県土浦市小松二丁目 13 番 1 号

株式会社 ココストアイースト

代表取締役 宮内 哲男

熊本県熊本市南区流通団地二丁目 11 番地

株式会社 ココストアウエスト

代表取締役 富田 晋

神奈川県横浜市中区日本大通 17 番地

株式会社 スリーエフ

代表取締役 中居 勝利

東京都中央区日本橋一丁目 1 番 1 号

国分グローサーズチェーン株式会社

代表取締役 藤田 秀一

広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 665 番地の 1

株式会社 ポプラ
 代表取締役社長 目黒 真司
 北海道札幌市中央区南 9 条西五丁目 4 2 1 番地
 株式会社 セイコーマート
 代表取締役 丸谷 智保
 群馬県前橋市亀里町 9 0 0 番地
 株式会社 セーブオン
 代表取締役 平田 実
 岐阜県岐阜市日置江一丁目 5 8 番地
 株式会社 システムアイシー
 代表取締役社長 今井 俊彦

2 収納業務委託期間

平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 5 月 15 日まで

告 示 第 1 8 5 号

平成 26 年 4 月 1 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の指定及び同法第 5 3 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 7 8 条及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 1 条の 2 並びに同法第 1 1 5 条の 1 0 及び同法施行規則第 1 4 0 条の 2 3 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに 代表者の氏名	指定年月日	サービスの種 類
4 3 1 0 1 2 6 4 0 6	北部脳神経外科・神経内科 熊本市北区楠野町 1 0 6 7 番地 1 号	医療法人社団 郁栄会 熊本市北区植木町滴水 1 6 5 2 番地 9 号 理事長 伊東山 洋一	平成 26 年 4 月 1 日	短期入所療養 介護
4 3 1 0 1 2 6 4 0 6	北部脳神経外科・神経内科 熊本市北区楠野町 1 0 6 7 番地 1 号	医療法人社団 郁栄会 熊本市北区植木町滴水 1 6 5 2 番地 9 号 理事長 伊東山 洋一	平成 26 年 4 月 1 日	介護予防短期 入所療養介護

告 示 第 1 8 6 号

平成 26 年 4 月 1 日

計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）第 1 9 条第 1 項の規定に基づき特定計量器の定期検査を実施するので、同法第 2 1 条第 2 項の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 定期検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成 5 年法令第 3 2 9 号）第 1 0 条第 1 項第 1 号に規定する非自動はかり、分銅及びおもり。

2 定期検査の実施期日及び場所、区域

検 査 日	検 査 場 所
	検査区域（小学校区）
5 月 1 3 日（火）	城南福祉センター ホール出入口
	杉上・豊田・隈庄

5月14日(水)	富合雁回館 ひさし下
	富合

※ 受付時間 午前10時から正午まで
午後1時から午後3時まで

上記の期日に受検できない者は、市長が別に指定する期日に行う。

3 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定による定期検査実施の場所及び期間

(1) 検査場所

特定計量器の所在の場所

(2) 所在場所検査に該当する特定計量器

ア 特定計量器の質量又は体積が大きいため、運搬が著しく困難なとき。

イ 特定計量器がその構造上運搬をすることにより、破損し、又は精度が落ちるおそれがあるものであるとき。

ウ 特定計量器が土地又は建物その他の工作物に取り付けられているため、その取り外しが困難であるとき。

エ 特定計量器の数が多き場合又は特定計量器の検査のため必要な検査設備を備えている場合であつて、その所在の場所で定期検査を行つても定期検査の事務に支障がないとき。

オ 特定計量器の所在の場所で定期検査を行うことが、定期検査の事務の効率的な実施に資するものであるとき。

※ 上記のア～エのいずれかに該当する場合は、「所在場所定期検査申請書」を熊本市長へ提出する

(3) 検査期間

平成26年7月1日(火) から平成26年11月28日(金) まで

告示第187号

平成26年4月1日

熊本市国民健康保険条例（昭和50年条例第3号）第15条、第15条の5の5、第15条の9及び第20条の規定により、平成26年度熊本市国民健康保険料の保険料率及び軽減額を次のとおり決定したので告示する。

熊本市長 幸山政史

1 国民健康保険料率等について

(1) 基礎賦課額の保険料率等

所得割	100分の9.2
被保険者均等割	28,400円
世帯別平等割	22,600円
賦課限度額	51万円

(2) 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率等

所得割	100分の2.3
被保険者均等割	7,300円
世帯別平等割	5,700円
賦課限度額	16万円

(3) 介護納付金賦課額の保険料率等

所得割	100分の2.2
被保険者均等割	13,400円
賦課限度額	14万円

(4) 1人あたり、1世帯あたりの軽減額

ア 基礎賦課額

(7) 7割軽減額

被保険者均等割	19,880円 (賦課額8,520円)
世帯別平等割	15,820円 (賦課額6,780円)

(4) 5割軽減額

被保険者均等割	14,200円 (賦課額14,200円)
世帯別平等割	11,300円 (賦課額11,300円)

(7) 2割軽減額

被保険者均等割	5,680円 (賦課額22,720円)
世帯別平等割	4,520円 (賦課額18,080円)

イ 後期高齢者支援金等賦課額

(7) 7割軽減額

被保険者均等割	5,110円 (賦課額2,190円)
世帯別平等割	3,990円 (賦課額1,710円)

(4) 5割軽減額

被保険者均等割	3,650円 (賦課額3,650円)
世帯別平等割	2,850円 (賦課額2,850円)

(7) 2割軽減額

被保険者均等割	1,460円 (賦課額5,840円)
世帯別平等割	1,140円 (賦課額4,560円)

ウ 介護納付金賦課額

(7) 7割軽減額

被保険者均等割	9,380円 (賦課額4,020円)
---------	--------------------

(4) 5割軽減額

被保険者均等割	6,700円 (賦課額6,700円)
---------	--------------------

(7) 2割軽減額

被保険者均等割	2,680円 (賦課額10,720円)
---------	---------------------

2 適用期日 平成26年4月1日

告示第188号

平成26年4月1日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第69条第1項の規定に基づき告示する。

熊本市長 幸山政史

No.	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定期間
1	大学堂薬局 藤崎宮前支店	熊本市中央区南千反畑町11番5号	平成26年4月1日 ～ 平成32年3月31日
2	さこい薬局 上熊本店	熊本市西区上熊本2丁目13-11	平成26年4月1日 ～ 平成32年3月31日
3	株式会社大賀薬局 託麻台店	熊本市東区尾ノ上1-10-1	平成26年4月1日 ～ 平成32年3月31日

告 示 第 1 8 9 号

平成 2 6 年 4 月 1 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 2 項の規定に基づき、居宅介護・重度訪問介護事業を行う事業者の指定を廃止したので、同法第 5 1 条第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 廃止した事業所の名称及び所在地
サポートセンターかがやき
熊本市中央区新屋敷一丁目 1 3 - 4 金倉ビル 1 階
- 2 廃止した事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
特定非営利活動法人ホームヘルパー広域自薦登録保障協会
東京都小平市花小金井南町一丁目 2 6 - 3 0 - 1 0 2
理事長 川元 恭子
- 3 廃止した事業の種類
居宅介護・重度訪問介護
- 4 廃止年月日
平成 2 6 年 3 月 3 1 日

告 示 第 1 9 0 号

平成 2 6 年 4 月 1 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 2 条の 2 第 1 項本文の指定及び同法第 5 4 条の 2 第 1 項本文の指定をしたので、同法第 7 8 条の 1 1 及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 1 条の 1 4 並びに同法第 1 1 5 条の 2 0 及び同法施行規則第 1 4 0 条の 3 1 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに 代表者の氏名	指定年月日	サービスの 種類
4 3 9 0 1 0 1 4 5 1	認知症対応型共同生活介護事業所 サンライズ硯川 熊本市北区硯川町 7 6 7 - 1	医療法人社団 郁栄会 熊本市北区植木町滴水 1 6 5 2 - 9 理事長 伊東山 洋一	平成 2 6 年 4 月 1 日	認知症対応 型共同生活 介護
4 3 9 0 1 0 1 4 5 1	認知症対応型共同生活介護事業所 サンライズ硯川 熊本市北区硯川町 7 6 7 - 1	医療法人社団 郁栄会 熊本市北区植木町滴水 1 6 5 2 - 9 理事長 伊東山 洋一	平成 2 6 年 3 月 2 0 日	介護予防 認知症対応 型共同生活 介護

告 示 第 1 9 1 号

平成 2 6 年 4 月 1 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の指定及び同法第 5 3 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 7 8 条第 1 項及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 1 条の 2 並びに同法第 1 1 5 条の 2 及び同法施行規則第 1 4 0 条の 2 3 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並び に代表者の氏名	指定年月日	サービスの 種類
4370110 308	介護付有料老人ホーム ヴィ ラ・九品寺 熊本市中央区九品寺三丁目9番 5号	社会福祉法人 明芳会 熊本市東区長嶺南四丁目12番65号 理事長 荒木 功	平成26年 4月1日	特定施設入 居者生活介 護
4370110 308	介護付有料老人ホーム ヴィ ラ・九品寺 熊本市中央区九品寺三丁目9番 5号	社会福祉法人 明芳会 熊本市東区長嶺南四丁目12番65号 理事長 荒木 功	平成26年 4月1日	介護予防特 定施設入居 者生活介護 護

告 示 第 1 9 2 号

平成 26 年 4 月 1 日

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2に基づき指定地域密着型サービス事業所の指定を行ったので、次のとおり同法第78条の11及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の14の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地 並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの 種類
4390101 477	特別養護老人ホーム 天寿園 青葉 熊本市南区奥古閑町4375番1	社会福祉法人 寿量会 熊本市南区奥古閑町4375番1 理事長 米満 淑恵	平成26年 4月1日	地域密着型 介護老人福 祉施設入所 者生活介護

告 示 第 1 9 3 号

平成 26 年 4 月 1 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、居宅介護・重度訪問介護事業を行う事業者の指定を廃止したので、同法第51条第2号の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

- 1 廃止した事業所の名称及び所在地
あすなろ熊本ヘルパーステーション
熊本市南区城南町舞原342-2
- 2 廃止した事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
株式会社 あすなろ
福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目9番3号
代表取締役 森 真佐司
- 3 廃止した事業の種類
居宅介護・重度訪問介護
- 4 廃止年月日
平成26年3月31日

告 示 第 1 9 4 号

平成 2 6 年 4 月 1 日

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 1 1 条第 1 項の規定により固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したので、同条第 2 項の規定により公示する。

熊本市長 幸 山 政 史

告 示 第 1 9 5 号

平成 2 6 年 4 月 1 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 8 条の 2 に基づき指定地域密着型サービス事業所の指定を行ったので、次のとおり同法第 7 8 条の 1 1 及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 1 条の 1 4 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4 3 9 0 1 0 1 4 6 9	地域密着型特別介護老人ホーム リバーサイド熊本ユニットホーム 熊本市西区河内町野出 1 9 3 6 - 1	社会福祉法人 熊本厚生事業福祉会 熊本市中央区本荘五丁目 1 0 番 2 3 号 理事長 野口 駿	平成 2 6 年 4 月 1 日	地域密着型介護 老人福祉施設入 所者生活介護

告 示 第 1 9 6 号

平成 2 6 年 4 月 1 日

国税徴収法（昭和 3 4 年法律第 1 4 7 号）第 5 4 条の規定に基づく差押調書（謄本）及び同法第 1 3 1 条第 3 号の規定に基づく配当計算書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 2 5 年告示第 8 9 号）第 1 3 条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
3 人
- 2 送達をする書類名
差押調書（謄本）
配当計算書

告 示 第 1 9 7 号

平成 2 6 年 4 月 1 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の指定及び同法第 5 3 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 7 8 条及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 1 条の 2 並びに同法第 1 1 5 条の 1 0 及び同法施行規則第 1 4 0 条の 2 3 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4 3 7 0 1 1 0 3 4 0	ケアネット・心花 熊本市南区畠口町 2 5 2 5 番地 9	株式会社 CAN 熊本市北区梶尾町 3 8 6 番地 7 代表取締役 林 京子	平成 2 6 年 4 月 1 日	訪問介護

4 3 7 0 1 1 0 3 4 0	ケアネット・心花 熊本市南区畠口町2525番地9	株式会社CAN 熊本市北区梶尾町386番地7 代表取締役 林 京子	平成26年 4月1日	介護予防訪問介 護
------------------------	-----------------------------	---	---------------	--------------

告示第 1 9 8 号

平成 2 6 年 4 月 1 日

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき、平成26年度の一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定めたので、熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成2年条例第98号）第7条第1項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

平成 2 6 年 度 熊 本 市 一 般 廃 棄 物 処 理 実 施 計 画

第 1 総 則

1 本計画の位置付け

本計画は、熊本市内で発生する一般廃棄物の適正処理を確保し、あわせて熊本市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の推進のために必要なごみの減量、リサイクルの推進等に関して必要な事項を定めるものとする。

2 計画区域

熊本市全域

なお、本計画において、「富合地区」とは旧富合町の区域を、「城南地区」とは旧城南町の区域を、「植木地区」とは旧植木町の区域を、「旧熊本市地区」とは熊本市全域のうち、富合地区、城南地区及び植木地区以外の区域を指すものとする。

3 計画期間

平成 2 6 年 4 月 1 日 から 平成 2 7 年 3 月 3 1 日 まで

第 2 ごみの処理

1 ごみの排出状況

(1) 旧熊本市地区

旧熊本市地区における平成23、24年度のごみの排出状況と、平成25年度の見込値は下表のとおりである。

	平成23年度	平成24年度 ^{※2}	平成25年度 (見込) ^{※2}
総ごみ排出量	237,483t	233,669t	230,583 t
(1人1日当たり)	976g	955g	942g
家庭ごみ	143,963t	144,216t	143,428t
(1人1日当たり) ^{※1}	496g	493g	490g
事業ごみ	91,738t	88,190t	85,277t
その他のごみ	1,782t	1,263t	1,878t

※1) 1人1日当たりの家庭ごみの量は、資源化された量を除いている。

※2) 平成24年7月の九州北部豪雨に伴う水害ごみの量は除いている。

(2) 富合地区・城南地区・植木地区

各地区における平成23、24年度のごみの排出状況は下表のとおりである。

地 区	平成 2 3 年度			平成 2 4 年度			増減率
	搬入量	自家 処理量	計	搬入量	自家 処理量	計	
富合 地区	1,881t	0t	1,881t	2,000t	0t	2,000t	6.3%
城南 地区	4,662t	0t	4,662t	4,958t	0t	4,958t	6.3%
植木 地区	8,609t	0t	8,609t	8,649t	0t	8,649t	0.5%

2 ごみ減量及びリサイクルの推進

「熊本市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の基本理念や3つの基本方針に基づき、今年度は以下に示す取組を主に実施する。

○ 生ごみのリデュースとリサイクルの推進

家庭から排出される燃やすごみの半分近くを占める生ごみについて、「生ごみの減量とリサイクルの推進に関する実施方針」に基づき、リデュース（発生や排出の抑制）とリサイクルを推進するための具体的施策を進める。

○ ごみの発生抑制（リデュース）と再利用（リユース）の促進に向けた具体的施策の実施

- ・ ごみの発生抑制に資する取組の実施を促すよう、国や事業者に対する働きかけを強化する。
- ・ ごみの発生抑制や再利用に関する取組について、市民活動団体や地域団体、個人から情報を集め、広く市民に提供する。

○ 再生利用（リサイクル）の拡大

- ・ 小型家電製品を拠点回収しレアメタルリサイクルを推進する。
- ・ プラスチック製容器包装やリサイクルできる紙（その他の紙）のさらなる分別の徹底に向けた啓発を実施する。

3 処理の区分

(1) 家庭ごみ

熊本市が処理する一般廃棄物のうち、家庭ごみ（一般家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物）の区分及び処理方法等について、以下のとおり定める。

ア 定期収集家庭廃棄物（旧熊本市地区、富合地区及び城南地区）

家庭ごみのうち、市が定期的に収集することとするものは、次の表の「分別の区分」の欄に掲げるものであって、「内容」の欄に適合するよう分別に努められたものとする。

なお、熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下「条例」という。）第2条第1号の定義に基づき、これらを総称して、定期収集家庭廃棄物という。

市民は、定期収集家庭廃棄物を排出する際には、次の表の「搬出時の形態」の欄に適合させて、居住地区の家庭ごみ・資源収集カレンダーに従いごみステーション（条例第2条第3号の「収集場所」をいう。以下同じ。）へ搬出することとする。ただし、市民は、1回の収集日に多量^{※1}の定期収集廃棄物をごみステーションに搬出することはできない。この場合の取扱いについては、別途オ～(㉞)に定めるものとする。

市は、家庭ごみ・資源収集カレンダーに従ってごみステーションから定期収集家庭廃棄物を収集し、それぞれ次の表の「搬入先」の欄に掲げる施設に搬入し、「処理方法」の欄に掲げる方法により処理を行うこととする。

分別の区分	内 容	収集主体	収集回数 ^{※2}	搬出時の形態等	搬入先	処理方法
燃やすごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ ・紙くず (再資源化等の対象となる紙を除く。) ・プラスチックごみ (ペットボトル及びプラスチック製容器包装を除く。) ・繊維くず (再資源化等の対象となる古布を除く。) ・革類 ・ゴムくず ・木くず など 	市 (直営) (委託)	週 2 回	指定収集袋 ^{※3} に入れて口を結ぶ。 (袋の取っ手を持って、持ち上げて破れずに運搬できる重さに収める) ただし、剪定枝は長さ 50cm 以下に切って、透明ごみ袋 ^{※4} に入れて口を結ぶか、直径 30cm 以下の束にしてひもで縛る。 また、落ち葉は、透明ごみ袋 ^{※4} に入れて口を結ぶ	市の処理施設 (東部環境工場又は西部環境工場)	焼 却
埋立ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・ガラス類 ・せともの類 ・小型家電製品 など 	市 (直営) (委託)	月 2 回	指定収集袋 ^{※3} に入れて口を結ぶ。 (袋の取っ手を持って、持ち上げて破れずに運搬できる重さに収める)	市の処理施設 (扇田環境センター)	埋 立 (必要に応じ、前処理として破砕金属回収を行う。)
紙	新聞紙・折込チラシ	市 (直営) (委託)	週 1 回 (水曜日)	ひもで十文字に縛る。	委託業者の処理施設	資源化
	段ボール			ひもで十文字に縛る。		
	その他の紙 (雑誌、書籍、ノート、カタログ、包装紙、紙袋、紙箱、ハガキ、封筒などの再資源化等の対象となる紙)			ひもで十文字に縛る。 又は、紙袋に入れて出す。 (ただし、紙製以外の取っ手は外す)		

紙	紙パック (500ml 以上の容量 のもので、内部に アルミ箔等が貼ら れていないもの。)	市 (直営) (委託)	週 1 回 (水曜日)	ひもで十文字に縛る。		
資源物	空きびん・空き缶 なべ類 (なべ、やかん、 フライパンなど) 古着類 (衣類及びシーツ、 タオルケットなど の再資源化等の対 象となる古布) 使用済み乾電池 自転車	市 (委託)	月 2 回	透明ごみ袋 ^{*4} に入れ て口を結ぶ。 透明ごみ袋 ^{*4} に入れ て口を結ぶ。 透明ごみ袋 ^{*4} に入れ て口を結ぶ。 不用品と書いた札をつ ける。	委託業者の 処理施設	資源化
ペット ボトル	ペットボトル			透明ごみ袋 ^{*4} に入れ て口を結ぶ。		
プラスチ ック製 容器包 装	プラスチック製 容器包装 (プラスチック製容 器包装であって、 汚れていない (汚れをすすいで乾 かしたものを含 む))	市 (委託)	週 1 回	透明ごみ袋 ^{*4} に入れ て口を結ぶ		

- ※1 多量： 1回の収集日において、「1人につき縦80cm×横65cmのごみ袋2袋相当」又は「1世帯につき縦80cm×横65cmのごみ袋5袋相当」のうち少ない量を超える量をいう。ただし、これにより難い特別な事情がある場合にあっては、個別に判断を行うものとする。
- ※2 収集回数： 原則として収集回数は前頁の表のとおりであるが、年末年始、祝日の取扱いなどにより異なる場合がある。詳細は、平成26年度家庭ごみ・資源収集カレンダーによる。
また、収集日は小学校区を基本に市内を18地区に区分けして設定している。
- ※3 指定収集袋： 燃やすごみ用、高密度ポリエチレン製（炭酸カルシウムを混入しないこと）の透明袋であって以下の大きさの4種類

区 分	縦	横	備 考
大 45リットル用	80cm	65cm	まち両側各10cmを含む
中 30リットル用	70cm	50cm	まち両側各7.5cmを含む
小 15リットル用	58cm	40cm	まち両側各7cmを含む
特小 5リットル用	54cm	32cm	まち両側各6cmを含む

ただし富合地区においては、7月31日までの間、旧富合町の指定袋（特大・大・小）も使用できることとする。また城南地区においても、7月31日までの間、旧城南町の指定袋（25リットル）を使用できることとする。

- ： 埋立ごみ用、低密度ポリエチレン製（炭酸カルシウムを混入しないこと）の透明袋であって以下の大きさの3種類

区 分	縦	横	備 考
大 45リットル用	80cm	65cm	まち両側各10cmを含む
中 30リットル用	70cm	50cm	まち両側各7.5cmを含む
小 15リットル用	58cm	40cm	まち両側各7cmを含む

ただし富合地区においては、7月31日までの間、旧富合町の指定袋も使用できることとする。

- ※4 透明ごみ袋： 顔料を含まない低密度又は高密度ポリエチレン製の透明の袋であって、縦80cm以下、横65cm以下の大きさのもの（この要件を満たす袋であって内容物が確認できる程度の社名、広告等の印刷のある透明のレジ袋を含む。）をいう。

イ 大型ごみ（旧熊本市地区、富合地区及び城南地区）

家庭ごみのうち「大型ごみ」とは、指定収集袋大袋1袋に適正に収納する（当該ごみを収納し、収納した袋自身で開口部を結んで閉じることができることをいう。）ことができない大きさのもの（後述する〔大型ごみから除外する品目〕表の「物品」の欄に掲げるものを除く。）をいう。

市民は、大型ごみの処分を市に依頼するときは、事前に次に示す手続きにより収集を申し込んだうえ、申込時に指定された場所まで搬出する。

(ア) 事前申込み

市民は、大型ごみの収集を市に依頼しようとするときには、電話でごみゼロコールに事前申込みを行うものとする。市民とごみゼロコールは、この申込みの際に次に示す事項の打ち合わせを行い、さらに、ごみゼロコールは次に示す事項の案内を行う。

- 打ち合わせ事項：大型ごみを搬出する場所、収集日（ごみゼロコールが案内する収集可

能な日からの選択)、収集物、品数、大きさ、重さ、その他必要な事項

※ 大型ごみを搬出する場所について

- ・ 収集車両の進入が可能な道路に面している戸建住居については、申込者の敷地内であって、道路に面した場所であることを条件とする。
- ・ 集合住宅等で当該集合住宅専用埋立ごみステーションが設置されている場合には、これを大型ごみ搬出場所として使用するものとする。専用埋立ごみステーションが設置されていない場合には、戸建住居の場合に準ずる。
- ・ 狭隘路など収集車両が進入できない場所にある住居については、埋立ごみステーションを大型ごみ搬出場所として使用するものとする。
(ただし、埋立ごみ等の定期収集家庭廃棄物の排出・収集の妨げとならないように配慮するものとする。)

※ 収集個数の制限について

- ・ 1回の収集日に収集することができる大型ごみの個数は、原則として1世帯につき5個までとする。
- 案内する事項：収集可能な日、手数料の額(次の表の「処理手数料」の欄参照)、手数料を支払うことができる場所(大型ごみ処理券取扱所)、受付番号、その他必要な事項

(イ) 搬出手順

事前申込みを行った大型ごみの搬出手順は、次のとおりとする。

- a 申込みの際案内された手数料を大型ごみ処理券取扱所で支払い、大型ごみ処理券(シール)を受け取る。
- b 大型ごみ処理券(シール)に受付番号を記入し、申し込んだ大型ごみのわかりやすい位置に当該券を貼付する。
- c 申込みの際の打ち合わせにより決まった日に、打ち合わせた場所に、午前8時30分までにbにより大型ごみ処理券(シール)を貼付した大型ごみを搬出する。

(ウ) 収集後の処理

市が収集した大型ごみは、下表の「区分」欄に従い、「搬入先」欄に示す施設へ搬入し、「処理方法」欄に示す処理を行う。

区 分	収集主体	搬入先	処理方法	処理手数料
可燃性大型ごみ	市 (直営) (委託)	市の処理施設	焼 却	1品目につき 900円又は500円 (品目別に規則で定める。)
不燃性大型ごみ	市 (直営) (委託)	民間の施設	破碎・金属回収後、残さを焼却又は埋立	

ごみゼロコールの受付業務実施日及び受付時間は次のとおりとする。

名 称	所 在 地	受付時間等
ごみゼロコール	中央区花畑町3-1	月曜日から土曜日(祝日含む) 午前8時30分～午後5時

(備考) 12月29日から1月3日は受付をしない。

〔大型ごみから除外する品目〕

なお、〔大型ごみから除外する品目〕表の「物品」の欄に掲げるものは、それぞれ同表の「分別の区分」欄に示す区分に従い、それぞれ同表の「搬出形態又は処分方法」の欄に示す搬出形態での搬出又は処分をするものとする。

	物 品	分別の区分	搬出形態又は 処分方法
a	自転車	資源物	不用品と書いた札をつける。
b	段ボール	紙	紐で十文字に縛る。
c	市が収集しないごみ	オの(ア)、(イ)	オの(ア)、(イ)に規定する方法で処分
d	庭木の剪定枝 (1本の直径 10cm 以下で長さ 1m 以下のものに限る。)	燃やすごみ	長さ 50 cm 以下に切って、直径 30 cm 以下に紐で束ねる。
e	木切れ等 (1本の直径又は断面の対角線が 10cm 以下で長さ 1m 以下のものに限る。)	燃やすごみ	紐で縛って直径 10 cm 以下に束ね、指定収集袋小袋(容量が 15 リットル相当のもの)以上の大きさの指定収集袋を 1 枚巻きつける。
f	傘 (長さが 1m 以下のものに限る。)	埋立ごみ	紐で縛って直径 10 cm 以下に束ね、指定収集袋の小袋(容量が 15 リットル相当のもの)以上の大きさの指定収集袋を 1 枚巻きつける (1束はおおむね 5 本まで)。
g	つえ (松葉杖を含む。)	材質に応じて 燃やすごみ 又は 埋立ごみ	紐で縛って直径 10 cm 以下に束ね、指定収集袋小袋(容量が 15 リットル相当のもの)以上の大きさの指定収集袋を 1 枚巻きつける。
h	スコップ	埋立ごみ	紐で縛って直径 10 cm 以下に束ね、指定収集袋小袋(容量が 15 リットル相当のもの)以上の大きさの指定収集袋を 1 枚巻きつける。
i	ほうき、モップ及び 掃除用ブラシ	材質に応じて 燃やすごみ 又は 埋立ごみ	紐で縛って直径 10 cm 以下に束ね、指定収集袋小袋(容量が 15 リットル相当のもの)以上の大きさの指定収集袋を 1 枚巻きつける。
j	ゴルフクラブ	埋立ごみ	紐で縛って直径 10 cm 以下に束ね、指定収集袋の小袋(容量が 15 リットル相当のもの)以上の大きさの指定収集袋を 1 枚巻きつける (1束はおおむね 5 本まで)。
k	ゲートボール用スティック	材質に応じて 燃やすごみ 又は 埋立ごみ	紐で縛って直径 10 cm 以下に束ね、指定収集袋小袋(容量が 15 リットル相当のもの)以上の大きさの指定収集袋を 1 枚巻きつける。

l	野球用バット及び ソフトボール用バット	材質に応じて 燃やすごみ 又は 埋立ごみ	紐で縛って直径 10 cm以下に束ね、指定 収集袋小袋(容量が 15 リットル相当の もの) 以上の大きさの指定収集袋を 1 枚巻きつける。
m	テニス用ラケット及び バドミントン用ラケット	材質に応じて 燃やすごみ 又は 埋立ごみ	紐で縛って直径 10 cm以下に束ね、指定 収集袋小袋(容量が 15 リットル相当の もの) 以上の大きさの指定収集袋を 1 枚巻きつける。
n	竹刀	燃やすごみ	紐で縛って直径 10 cm以下に束ね、指定 収集袋小袋(容量が 15 リットル相当の もの) 以上の大きさの指定収集袋を 1 枚巻きつける。
o	直径 10cm 以下で 長さ 1m以下の 棒状のもの (cからnまでに 掲げるものを除く。)	材質に応じて 燃やすごみ 又は 埋立ごみ	紐で縛って直径 10 cm以下に束ね、指定 収集袋小袋(容量が 15 リットル相当の もの) 以上の大きさの指定収集袋を 1 枚巻きつける。

ウ 定期収集家庭廃棄物(植木地区)

家庭ごみのうち、市が定期的に収集することとするものは、次の表の「分別の区分」の欄に掲げるものであって、「内容」の欄に適合するよう分別に努められたものとする。

なお、条例第 2 条第 1 号の定義に基づき、これらを総称して、定期収集家庭廃棄物という。市民は、定期収集家庭廃棄物を排出する際には、次の表の「搬出時の形態」の欄に適合させて、植木地区のごみ収集表に従いごみステーションへ搬出することとする。

市は、植木地区のごみ収集表に従ってごみステーションから定期収集家庭廃棄物を収集し、それぞれ次の表の「搬入先」の欄に掲げる施設に搬入し、「処理方法」の欄に掲げる方法により処理を行うこととする。

分別 の 区分	内容	収集 主体	収集 回数 [※] 1	搬出時の形態等	搬入先	処理 方法
可燃 ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ ・紙くず (再資源化等の対象となる紙を除く。) ・プラスチック類 (資源回収品目を除く。) ・繊維くず (再資源化等の対象となる古布を除く。) ・革類 ・ゴムくず ・木くず ・おむつ など 	市 (直営) (委託)	週 2 回 (祝日は月曜日のみ実施)	指定ごみ袋に入れて口を結ぶ。	山鹿植木広域行政事務組合 クリーンセンター	焼 却

不燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・ガラス類 ・せともの(陶器)類 ・粘土 ・砥石 など 	市(直営)(委託)	月1回	指定ごみ袋に入れて口を結ぶ。	山鹿植木広域行政事務組合 最終処分場	埋立
資源ごみ(分別収集)	新聞紙・折込チラシ	市(委託)	月2回(雨天時は収集しない)	紐掛け収集	山鹿植木広域行政事務組合 リサイクルプラザ	資源化
	段ボール・紙パック					
	雑誌・雑紙類					
	古布類(衣類等の再資源化等の対象となる古布)					
	かん類	市(委託)	月2回	種類別コンテナに入れる。 入れる栓を外し、必ずすすぐ。 スプレー缶は必ず穴を開け、中身を出し切る。		
	ペットボトル					
	生きびん					
	びん類					
	白色トレイ					
	プラスチック製容器包装					
金物類及び小型家電						
蛍光灯・電球類						
電池類						
粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・電化製品(資源回収出来る大きさのものは除く) ・家具 ・建具 ・扇風機・ ・自転車 など 				市(直営)(委託)	月1回

※1 収集回数： 原則として収集回数は上の表のとおりであるが、年末年始、祝日の取扱いなどにより異なる場合がある。詳細は、植木地区のごみ収集表による。
また、収集日は校区を基本に植木地区内を9地区に区分けして設定している。

※2 指定ごみ袋： 当面の間、旧植木町の指定ごみ袋を使用することとする。指定袋には可燃ごみ袋、不燃ごみ袋毎に大中小の3種類がある。

エ 拠点回収

拠点回収とは、家庭ごみのうちで以下に示す6品目について、定期収集とは別に、市が回収拠点及び排出方法を定めて収集し資源化する処理の区分である。

拠点回収は、市民が協力可能な範囲内で利用する処理の区分であり、対象となる6品目の排出方法を拠点回収に限定するものではない。

(ア) 白色トレイ(色付き、柄付きのものを除く)

家庭から排出される白色トレイは、市関連施設である南区役所、総合出張所(城南総合

出張所を除く)、公民館及び地域コミュニティーセンター(一部)に拠点回収ボックスを設置して回収する。ボックスに集まった白色トレイは、市が直営車両で収集し、再生資源として委託契約を結んでいる民間事業者の施設に搬入して資源化処理を行うものとする。

- (イ) 使用済み天ぷら油(常温で固化している植物油、動物性油が入っているもの、鉱物油を除く)

家庭から排出される使用済み天ぷら油は、市関連施設である各区役所(西区役所及び北区役所を除く)、総合出張所、公民館、植木文化センター、環境総合センター、地域コミュニティーセンター(一部)及びリサイクル情報プラザに拠点回収ボックスを設置して回収する。ボックスに集まった使用済み天ぷら油は、市が直営車両で収集し、再生資源として民間事業者に売却するものとする。

- (ロ) 蛍光管(リサイクル上支障がないように割れていないもの)

家庭から排出される蛍光管は、市関連施設である各区役所(西区役所及び北区役所を除く)、総合出張所、公民館、火の君文化センター、環境総合センター、地域コミュニティーセンター(一部)及びリサイクル情報プラザボックスに拠点回収ボックスを設置して回収する。ボックスに集まった蛍光管は、市が直営車両で収集し、委託契約を結んでいる民間事業者に引き取らせて資源化処理を行うものとする。

- (ハ) 乾燥生ごみ(電気式生ごみ処理機で処理したものに限る)

家庭から排出される乾燥生ごみは、市関連施設である各区役所(西区役所及び北区役所を除く)、総合出張所、公民館、環境総合センター及びリサイクル情報プラザに拠点回収ボックスを設置して回収する。ボックスに集まった乾燥生ごみは、市が直営車両で収集し、リサイクル情報プラザに搬入して資源化処理を行うものとする。

- (ニ) 使用済み小型家電

家庭から排出される希少金属(レアメタル)を多く含む小型家電13品目は市関連施設である各区役所(西区役所及び北区役所を除く)、総合出張所、公民館、火の君文化センター、植木文化センター、環境総合センター及びリサイクル情報プラザに拠点回収ボックスを設置して回収する。ボックスに集まった使用済み小型家電は、市が直営車両で収集し、扇田環境センターに一時保管し、再生資源として民間事業者に売却するものとする。

- (ホ) 樹木類(草、花を除く)

家庭から排出される剪定木くず等樹木類は、市が委託契約を結んでいる民間事業者へ市民自らが直接搬入し、搬入先事業者の施設で、資源化処理を行うものとする。

オ 市が収集しないごみ

- (ア) 収集困難物(旧熊本市地区、富合地区及び城南地区)

次に示す家庭ごみについては、市の収集能力等に照らして収集が困難であることから、排出者が自ら運搬するか一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託し、下表に示す持ち込み先に持ち込むものとする。その際に必要となる費用については排出者の負担とする。

区分	内 容	収集運搬	持ち込み先	処理方法
臨時ごみ	引っ越しや大掃除、庭木の剪定等に伴い一時的に多量に出るごみ(一時多量ごみ)及びり災ごみなど	排出者 (自己運搬) 又は 一般廃棄物 収集運搬業者へ委託	市の処理施設 (東部環境工場又は西部環境工場若しくは扇田環境センター)	焼 却 埋 立
重量物 長大物	・重さ 60kg 以上のもの ・長い部分の長さが 250cm を超えるもの ・その他市の収集能力に照らして収集が困難なもの			

- (備考) ・ 市の処理施設へ持ち込む場合には、資源化できるものを除かなければならない。
- ・ 市の処理施設において適正処理が困難なごみを除かなければ、市の処理施設へ持ち込むことはできない。
 - ・ 家庭から排出されるスプリングマットレスは、市の処理施設では適正な処理が困難であることから受け入れない。排出者(市民)は大型ごみとして市に収集を依頼するか、民間のリサイクル業者又は購入店等への引き取りを依頼することとする。
 - ・ 植木地区から出たごみについては市の処理施設へ持ち込むことはできない。ただし、山鹿植木広域事務組合クリーンセンターにおいて、適正処理が困難となる場合は、協議により、市の処理施設への持ち込みを可能とする。

(イ) 運搬困難物(植木地区)

運搬困難物は自己搬入とし、直接、山鹿植木広域行政事務組合関連施設クリーンセンター、リサイクルプラザ、最終処分場へ処理品目毎に持ち込むこととするが、熊本市発行の搬入許可証が必要である。

(ウ) 排出禁止物

次に定める品目については、リサイクルが可能であることや、施設での処理が困難であること等の理由により、市は収集運搬及び処分(施設での受入れを含む)を行わない。

持ち込み先や処理等に関しては、各品目の説明に掲げるとおりとし、その際に必要となる費用については排出者の負担とする。

a 家電4品目(家庭で不要になった特定家庭用機器〔エアコン、ブラウン管テレビ・液晶テレビ(電池式のものを除く)・プラズマテレビ、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機〕)

特定家庭用機器再商品化法(通称「家電リサイクル法」)に基づき、家電小売店による引き取り、もしくは排出者自ら又は廃棄物収集運搬業者による指定引き取り場所への持込み又は収集運搬によることとし、家電小売店に引き取り義務のないもの等については民間事業者が設置する廃家電回収センターによる対応とする。なお、分解した家電4品目についても、家電4品目として取り扱うこととする。

b 家庭で使用されていたパソコン(家庭で不要になったパーソナルコンピューター〔本体、ブラウン管ディスプレイ、液晶ディスプレイ、ノート型パソコン、一体型パソコン。以下「パソコン」という。〕)

資源の有効な利用の促進に関する法律(通称「リサイクル法」)に基づき、排出者が自ら製造事業者の受付窓口に応じ込んでリサイクルを依頼するか、熊本市内のリサイクル業者(一般廃棄物処分業者)又は有限責任中間法人パソコン3R推進センターにリサイクルを依頼するものとする。

なお、パソコンの内部の部品を換装すること等により不要となる各種部品については、

埋立ごみ(植木地区においては資源ごみ)として市の定期の収集に出すことができるが、パソコンのケース(筐体)については、パソコン本体として取り扱うこととする。

c オートバイ

製造業者及び輸入業者が構築し、国から認定を受けた二輪車リサイクルの制度を利用するか、販売業者等又は熊本市内のリサイクル業者(一般廃棄物処分業者)に処分を依頼するものとする。

d プレジャーボート等のFRP船

製造業者等の団体である社団法人日本舟艇工業会が構築し、国から認定を受けたFRP船リサイクルの制度を利用するか、販売業者等又は熊本市内のリサイクル業者(一般廃棄物処分業者)に処分を依頼するものとする。

e 消火器

製造業者が構築し、国から認定を受けた消火器リサイクルの制度を利用するか、販売業者等又は熊本市内のリサイクル業者(一般廃棄物処分業者)に処分を依頼するものとする。

f 製造業者等でのリサイクルの取組みが行われているもの

(a) タイヤ・バッテリー

(b) アルカリボタン型電池、酸化銀電池など

ボタン電池回収箱(緑色)を設置している電器店、時計店、カメラ店などに持ち込むものとする。

(c) ニッケルカドミウム電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池などの充電式電池ボタン電池回収箱(黄色)を設置している電器店、時計店、カメラ店などに持ち込むものとする。

また、植木地区においては、(b)、(c)を資源ごみの「電池類」として定期収集に排出することができる。

g 取扱や設置又は撤去の際に専門業者の知識や技術が必要なもの(ピアノ、大型温水器、太陽熱温水器、ガス湯沸し器、コンクリートがらなど)

製造業者、販売業者、施工業者等に処分を依頼するものとする。

h 取扱いに危険を伴うもの(廃油類、農薬、揮発油[ガソリン、ペンキ、シンナーなど]、火薬類、発炎筒、ガスボンベ、感染性を有する恐れのあるもの[在宅医療廃棄物など]など)

製造業者、販売業者等に処分を依頼するものとする。

i 一般家庭から排出されることが通常想定されないもの(農機具、ドラム缶、鉄骨など)

製造業者、販売業者、民間リサイクル業者等に処分を依頼するものとする。

(2) 事業ごみ

事業活動に伴い発生する一般廃棄物(ごみ)(事業の用に供する建築物又は敷地等〔併用住宅のときは事業の用に供する部分に限る。〕から排出されるごみ)の処理方法等については、以下のとおりとする。

ア 旧熊本市地区、富合地区及び城南地区

事業者が自ら運搬するか一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託し、次に定める区分に従い市の処理施設又は民間の資源化施設に持ち込むものとする。

分別の区分	内 容	収集運搬	持ち込み先	処理方法
可燃性ごみ	調理くず、リサイクルが困難な紙屑など、タンスなどの木製品	排出事業者 一般廃棄物 収集運搬業者	市の処理施設 (東部環境工場又は西部環境工場)	焼 却
不燃性ごみ	消火薬剤(リサイクルが不可能な場合に限る。)など		市の処理施設 (扇田環境センター)	埋 立
資源化できるもの	古紙類(新聞・段ボール・雑誌・包装紙・空き箱・オフィスペーパーなど)、衣類、剪定木くず、食品廃棄物など		民間業者の処理施設	資源化

(備考) ○ 市の処理施設へ持ち込む場合には、資源化できるものを除かなければならない。

○ 市の処理施設において適正処理が困難なごみを除かなければ、市の処理施設へ持ち込むことはできない。

○ 医療関係機関等から排出される感染性的おそれがある性状を有するごみについては、原則として感染性を有しない状態にしたうえでなければ、市の処理施設へ持ち込むことはできない。

○ 植木地区から出た事業ごみについては、上表に示す持ち込み先へ持ち込むことはできない。

イ 植木地区

事業者が自ら運搬するか一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託し、次に定める区分に従い山鹿植木広域行政事務組合関連施設又は民間の資源化施設に持ち込むものとする。

分別の区分	内 容	収集運搬	持ち込み先	処理方法
可燃性ごみ	料理屑、リサイクルが困難な紙屑など、タンスなどの木製品	排出事業者	山鹿植木広域行政事務組合 クリーンセンター	焼 却
資源化できるもの	古紙類(新聞・段ボール・雑誌・包装紙・空き箱・オフィスペーパーなど)	一般廃棄物 収集運搬業者	山鹿植木広域行政事務組合 リサイクルプラザ	資源化

(備考) ○ 山鹿植木広域行政事務組合関連施設へ持ち込む場合には、適正処理が困難なごみを除かなければならない。

○ 医療関係機関等から排出される感染性的おそれがある性状を有する特別管理廃棄物については、山鹿植木広域行政事務組合関連施設へ持ち込むことはできない。

○ 植木地区から出た事業ごみでなければ、山鹿植木広域行政事務組合関連施設へ持ち込む事はできない。

(3) その他

ア ボランティア清掃ごみ(旧熊本市地区、富合地区及び城南地区)

公共の場所(道路、公園、河川及びその他公共の用に供せられている場所)を、市民や地域団体等が営利を目的とせずボランティアで清掃した際にごみステーションに排出されるごみは、市が収集し、市の処理施設や資源物の委託の資源化施設へ搬入する。

イ 動物の死体

公道上のへい死動物等は、市民の通報等に応じて、市が臨時収集して処理施設へ搬入する。

なお、家庭で飼育していた動物の亡骸については、民間のペット霊園等において火葬し慰

霊することを妨げない。この場合は、当該亡骸は、廃棄物処理法上の廃棄物に該当しない。
(ペット霊園等による取扱いが可能とする。)

種 類	内 容	搬入先	処理方法
旧熊本市地区 富合地区 城南地区	市民の通報等による公道上の へい死動物	東部環境工場 西部環境工場 動物愛護センター	焼 却
植木地区		山鹿植木広域行政事務組合 クリーンセンター	

ウ 未通関物等

国外から輸入等を目的として熊本市の区域へ持ち込まれ、熊本市内で行われる各種通関手続き（税関・検疫等）において関係法令等に基づく検査等により通関が認められず、廃棄命令等を受けたものは、原則、当事者によって輸出国への返送を行うものとする。

(4) ルール違反への対応

ア 違反シールの貼付

「3 処理の区分」の「(1) 家庭ごみ」、「(2) 事業ごみ」及び「(3) その他」の事項に従わずにごみステーションに排出された違反ごみに対しては、違反シールを貼付し、違反者に対し改善を促すものとする。

イ アによって改善されない場合

アの対応にもかかわらず改善が図られない場合であって、同様の行為が繰り返されるなど悪質な場合には、必要な調査を行い原因者の特定に努め、当該原因者に対し指導を行うものとする。ただし、公衆衛生の確保及び生活環境の保全を勘案し、必要な場合にはやむを得ず収集を行い、適正な処理を行う。

4 収集・運搬体制

(1) 旧熊本市地区、富合地区及び城南地区

ア 家庭ごみの直営収集体制

本市は、旧熊本市地区の家庭ごみ収集を確実にを行うため、以下の収集車両を保有している。
(これらの他に、各クリーンセンターでは車検や故障の際の修理等に対応するためそれぞれ数台の予備車両を保有している。)

○ 北部クリーンセンター

旧熊本市地区の北部方面における燃やすごみ及び紙の収集

パッカー車 14台

旧熊本市地区の北部方面における大型ごみの戸別収集及び埋立ごみの収集

プレスパッカー車 2台、パワーゲート車 1台

○ 西部クリーンセンター

旧熊本市地区の西部方面における燃やすごみ及び紙の収集

パッカー車 14台

旧熊本市地区の西部方面における大型ごみの戸別収集及び埋立ごみの収集

プレスパッカー車 3台、パワーゲート車 1台

○ 東部クリーンセンター

旧熊本市地区の東部方面における燃やすごみ及び紙の収集

パッカー車 14台

旧熊本市地区の東部方面における大型ごみの戸別収集及び埋立ごみの収集

プレスパッカー車 3 台、パワーゲート車 1 台

イ 家庭ごみの収集運搬業務委託の体制

旧熊本市地区、富合地区及び城南地区における家庭ごみの分別収集については、一部の地域及び品目について業務委託により収集運搬を行っている。

- 北部地区（西里、北部東及び川上校区）の埋立ごみ・大型ごみ・資源物・ペットボトル
有限会社 オー・エス収集センター
- 北部地区の燃やすごみ及び紙
株式会社 東部流通
- 河内地区（河内及び芳野校区）の全てのごみ（プラスチック製容器包装を除く。）
有限会社 平井商会
- 飽田地区（飽田西、飽田東及び飽田南校区）の全てのごみ（プラスチック製容器包装を除く。）
有限会社 村岡商会
- 天明地区（銭塘、奥古閑、川口及び中緑校区）の全てのごみ（プラスチック製容器包装を除く。）
有限会社 前田商会
- 資源物（北部・河内・飽田・天明・富合・城南地区を除く。）
株式会社 熊本市リサイクル事業センター
有価物回収協業組合石坂グループ
- ペットボトル（北部・河内・飽田・天明・富合・城南地区を除く。）
株式会社 熊本市リサイクル事業センター
有価物回収協業組合石坂グループ
- プラスチック製容器包装（富合・城南地区を除く）
有限会社 更正企業
株式会社 永野商店
有限会社 森山商店
株式会社 熊本清掃社
有限会社 クリンケア産業
大東商事株式会社
有限会社 前田商会
- 埋立ごみ（北部・河内・飽田・天明地区を除く旧熊本市地区の約 6 割の地区）
有限会社 九州ビルメンテナンス社
株式会社 熊本清掃社
- 燃やすごみ及び紙（北部・河内・飽田・天明地区を除く旧熊本市地区の約 5 割の地区）
株式会社 熊本清掃社
有限会社 森山商店
有限会社 エステーサービス
株式会社 協働社
有限会社 旭清掃社
株式会社 明光
有限会社 クリンケア産業
石原運送 有限会社
金岡商店株式会社
九州郵弘有限会社
株式会社 永野商店

- 有限会社 都環境開発サービスセンター
- 株式会社 東部流通
- ごみステーションに排出された違反ごみ及び不法投棄ごみ等（植木地区を除く。）
- 株式会社 八木運送
- 富合地区（富合校区）の燃やすごみ、紙、埋立ごみ及び大型ごみ
- 有限会社 クリンケア産業
- 城南地区（杉上、隈庄及び豊田校区）の燃やすごみ、紙、埋立ごみ及び大型ごみ
- 有限会社 東野商会
- 富合地区及び城南地区の資源物、ペットボトル及びプラスチック製容器包装
- 株式会社 熊本市リサイクル事業センター

ウ 事業ごみ等の収集運搬体制

旧熊本市地区、富合地区及び城南地区における事業ごみや家庭からの一時多量排出ごみの収集運搬は排出者自らが施設へ直接搬入するか、熊本市一般廃棄物収集運搬許可業者に委託して実施することとする。

(2) 植木地区

ア 収集運搬するごみの種類と方法

(ア) 排出者

収集運搬は一般家庭から排出されるごみとし、事業活動によって生じるごみ（事業系一般廃棄物）は収集運搬を行わないので、自ら適正な処理を行うか、山鹿植木広域行政事務組合の施設へ直接搬入するか、又は収集運搬許可業者に収集運搬を委ねるものとする。

(イ) 分別

収集運搬は、可燃ごみ（紙くず、厨芥等）、不燃ごみ（ガラスごみ、陶器類等）粗大ごみ（木製家具・食器棚等）、資源ごみ（缶類、生びん、びん類、ペットボトル、白色トレイ、金物類、プラスチック製容器包装、紙パック、段ボール、雑誌、新聞紙等、古布、乾電池、蛍光灯）の4種類に分けて実施する。

(ウ) 収集主体

可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみは直営（一部委託）、資源ごみは委託業者、事業活動によって生じるごみは許可業者で収集運搬する。

ごみの種類		収集主体	収集方式	収集回数	収集袋	備 考
家 庭 ご み	可燃ごみ	直営、 一部委託	ステーション	週2回	指定	(一部委託業者) (有)松岡清掃公社
	不燃ごみ	直営、 一部委託	ステーション	月1回	指定	
	粗大ごみ	直営、 一部委託	ステーション	月1回	無指定	
	資源ごみ	委託	ステーション	月2回	コンテナ他	

<p>事 業 ご み</p>	<p>直接搬入、又は許可業者へ委託</p>	<p>収集運搬許可業者 ・株式会社 中山商店 ・ヒロタクリーンサービス ・有限会社 松岡清掃公社 ・肥後産興(有) ・ユートピアグリーン 有限会社</p>
----------------	-----------------------	--

(3) ふれあい収集

家庭ごみをゴミステーションまで排出することが困難な世帯に対する支援措置として、「熊本市ふれあい収集実施要綱」に基づき、当該世帯の居宅の玄関前から戸別に家庭ごみを収集するふれあい収集を実施する。

(4) 一般廃棄物の収集運搬業許可業者

事業ごみや家庭からの一時多量排出ごみの収集を行うため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可を行っており、平成26年度に許可を受けている業者は別表1に示すとおりである。

ただし、植木地区において許可業者が一般廃棄物の収集運搬を行う際には、当該地区内のみで使用する許可車両を登録することとする。

なお、一般廃棄物収集運搬業の許可業者については、熊本市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画や本計画におけるごみ発生量の見込値等に応じて、今後、業者数の適正化を図るものとする。

5 中間処理体制

(1) 焼却施設（旧熊本市地区、富合地区及び城南地区）

燃やすごみや資源化残さなどの可燃性ごみは、次に定める市の処理施設において焼却処理する。

名 称	廃棄物の種類	焼却方法	焼却能力	所 在 地
東部環境工場	燃やすごみ、 資源化残さ (可燃性) など	全連続燃焼式	300t/日・炉 × 2 炉	東区戸島町 2 5 7 0 番地
西部環境工場		全連続燃焼式	225t/日・炉 × 2 炉	西区城山薬師二丁 目 1 2 番 1 号

(注) ・ 焼却施設への受け入れ時間は、原則として、月曜日から土曜日までの午前8時30分から午後4時30分までとする。

ただし、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている民間事業者であって、廃棄物処理手数料の徴収方法として後納の承認を受けている者のうち、市に「早朝搬入受け入れ依頼書兼誓約書」を提出して早朝搬入の承認を得た者については、午前6時から午前7時30分まで搬入を受け入れるものとする（年始を除く）。

- ・ リサイクルできる品目及び焼却施設の適正な管理に支障をきたすおそれがある品目については受け入れを行わない。

(2) 焼却施設（植木地区）

燃やすごみや資源化残さなどの可燃性ごみは、山鹿植木広域行政事務組合クリーンセンターの処理施設において焼却処理する。

名 称	廃棄物の種類	焼却方法	焼却能力	所 在 地
山鹿植木広域 行政事務組合 クリーンセンター	燃やすごみ、 資源化残さ (可燃性) など	連続燃焼式	60.0t/24h・炉 × 2 炉	山鹿市鹿央町合里 1 6 3 4 番地

(注) ・ 焼却施設の受け入れ時間は、原則として、月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分までとする。

・ リサイクルできる品目及び焼却施設の適正な管理に支障をきたすおそれがある品目については受け入れを行わない。

(3) 資源化施設 (旧熊本市地区、富合地区及び城南地区)

ア 市が収集する紙、資源物、ペットボトル、白色トレイ及び紙パックについては、次に定める委託業者の資源化施設において選別・圧縮加工等を行う。

名 称	廃棄物の種類	処理方法	処理能力	所 在 地
株式会社熊本市リ サイクル事業セン ター	紙、ペットボトル、 資源物、白色トレイ、 紙パック	選別	約 50 t / 日	南区近見八丁目 8 番 3 5 号
		圧縮など	約 20 t / 日	
有価物回収協業組 合 石坂グループ	紙、ペットボトル、 資源物、白色トレイ、 紙パック	選別	約 40 t / 日	東区戸島町 2 8 7 4 番地
		圧縮など	約 17 t / 日	
有限会社 オー・エス収集セ ンター	資源物 (古着を除く)	選別	約 5 t / 日	北区楠野町 1 0 4 6 番地 2
		圧縮など	約 0.65 t / 日	

イ 市が収集するプラスチック製容器包装については、次に定める委託業者の施設において選別・圧縮梱包等を行う。

名 称	廃棄物の種類	処理方法	処理能力	所 在 地
株式会社 エコポート九州	プラスチック製 容器包装	選別	約 48 t / 日	西区新港一丁目 4 番 1 0 号
		圧縮など	約 34 t / 日	
有価物回収協業組 合 石坂グループ	プラスチック製 容器包装	選別	約 24 t / 日	東区戸島町 2 8 7 4 番地
		圧縮など	約 26 t / 日	

ウ 市が収集する不燃性大型ごみについては、次に定める委託業者の資源化施設において破碎・選別等を行う。

名 称	廃棄物の種類	処理方法	処理能力	所 在 地
有価物回収協業組 合 石坂グループ	市が収集する 不燃性大型ごみ 不法投棄された パソコン	破碎・選別	4.1 t / 日	東区戸島町 2 8 7 4 番地
熊本新明産業株式 会社			約 160 t / 日	南区南高江三丁目 3 番 5 3 号
株式会社 星山商 店			230.4 t / 日	北区武蔵ヶ丘九丁 目 5 番 7 6 号

エ ごみステーションに不法投棄された家電 4 品目のうち市が回収した次のものについては、次に定める委託業者の資源化施設において破碎・選別等を行う。

名 称	廃棄物の種類	処理方法	処理能力	所 在 地
有価物回収協業組合 石坂グループ	洗濯機・衣類乾燥機、 エアコン	廃掃法で定める基準に適合した 破碎・選別等	4.1 t / 日	東区戸島町 2 8 7 4 番地
熊本新明産業株式会社	ブラウン管テレビ、 液晶テレビ、 プラズマテレビ		約 100 台 / 日	南区南高江三丁目 3 番 5 3 号

オ ごみステーションに不法投棄された家電 4 品目のうち市が回収した冷蔵庫及び冷凍庫については、特定家庭用機器の製造者が指定する次の指定引取場所へ運搬し、引き渡す。

名 称	廃棄物の種類	主な製造者	所 在 地
熊本新明産業株式会社	冷蔵庫及び冷凍庫	松下、東芝など 三洋、シャープ、ソニー、 日立、三菱、 富士通ゼネラル、 指定法人委託業者など	南区南高江三丁目 3 番 5 3 号
九州産交運輸株式会社 熊本支社			上益城郡益城町平田 字深迫 2 5 2 6

カ 東部環境工場での焼却処理に伴って発生した焼却灰の一部については、委託業者の施設においてセメント原料化を行う。

(4) 資源化施設 (植木地区)

市が収集する紙、資源物、ペットボトル、白色トレイ及び紙パック等の資源ごみについては、山鹿植木広域行政事務組合リサイクルプラザにおいて選別・圧縮加工等を行う。

名 称	資源物の種類	処理方法	処理能力	所 在 地
山鹿植木広域行政事務組合 リサイクルプラザ	ペットボトル、瓶、生きびん、アルミ・スチール缶、金物類、新聞、チラシ、本・その他紙類、段ボール、紙パック、古布、プラスチック製容器包装、白色トレイ、蛍光灯、電球類、電池類	破碎・選別・ 圧縮・貯留など	約 30 t / 5h	北区植木町轟 2 5 9 8 番地 1

(注) ・ 受け入れ時間は、原則として、月曜日から金曜日 (祝日は除く) までの午前 8 時 30 分から午後 4 時 00 分までとする。

(5) 一般廃棄物の処分業の許可業者

市の施設において受け入れを行っていないリサイクルが可能なものについて適正処理を確保するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 6 項に規定する一般廃棄物処分業の許可を行っており、平成 26 年度に許可を受けている業者は別表 2 に示すとおりである。

なお、一般廃棄物処分業の許可業者については、熊本市一般廃棄物 (ごみ) 処理基本計画や本計画におけるごみ発生量の見込値等に応じて、今後、処理能力及び業者数の適正化を図るものとする。

(6) 容器包装リサイクル法に基づく分別基準適合物等の引き渡し

ア 本市が旧熊本市地区、富合地区及び城南地区において資源物として収集・選別したガラスびんのうち、売却先が確保できないものについて、容器包装リサイクル法に規定する指定法人（公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会）に引き渡すことにより再商品化を委託する。その場合の再商品化事業者は次の表のとおりである。

保管施設名	品目名	再商品化事業者	主な用途
株式会社熊本市 リサイクル事業センター	その他の色の ガラスびん (全量)	有価物回収協業組合 石坂グループ (東区戸島町2874番地)	ガラスびん原 料
有価物回収協業組合 石坂グループ	その他の色の ガラスびん (全量)		

イ 本市が旧熊本市地区、富合地区及び城南地区において資源物として収集・選別したプラスチック製容器包装は、容器包装リサイクル法に規定する指定法人（公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会）に引き渡すことにより再商品化を委託する。その場合の再商品化事業者は以下のとおりである。

保管施設名	品目名	再商品化事業者	主な用途
株式会社 エコポート九州	プラスチック製容 器包装	株式会社 エコポート九州 (西区新港一丁目4-10)	プラスチック 原料
有価物回収協業組合 石坂グループ	プラスチック製容 器包装		

6 最終処分体制

(1) 埋立施設（旧熊本市地区、富合地区及び城南地区）

焼却灰や埋立ごみなどの不燃性ごみは、次に掲げる市の処理施設において埋立処分する。なお、ごみの性状によっては埋立処分の前処理として破碎処理し、鉄、不燃性ごみ及び可燃性ごみとに選別した上で、不燃性ごみのみを埋立処分し、鉄については売却、可燃性ごみについては市の処理施設で焼却処理する。

名 称	廃棄物の種類	処理方式	処理能力	所在地
扇田環境 センター	焼却灰 埋立ごみ 資源化残さ (不燃性) など	埋立処分方式： サンドイッチセル併用方式 (即日覆土)	埋立容量 605 千 m^3	北区貢町15 67番地
		前処理 破碎：二軸式破碎機 選別：トロンメル メッシュ：40mm 金属回収：磁力選別	30 t / 日 (4H)	
		水処理 生物処理・凝集沈殿・砂ろ過 処理後公共下水道圧送	処理能力 400 m^3 / 日 調整槽 12,500 m^3	

(注) ・ 埋立施設の受け入れ時間は、原則として、月曜日から土曜日までの午前8時30分から午後4時30分までとする。

・ リサイクルできる品目並びに埋立地及び排水処理施設の適正な管理に支障をきたす

おそれがある品目については受け入れを行わない。

(2) 埋立施設 (植木地区)

埋立ごみや焼却残さなどのごみは、山鹿植木広域行政事務組合最終処分場の処理施設において埋立処理する。

名 称	廃棄物の種類	処理方式	処理能力	所 在 地
山鹿植木広域行政事務組合最終処分場	焼却灰 埋立ごみ 資源化残さ (不燃性) など	管理型埋立	管理型埋立容量 242 千m ³	北区植木町轟 2 6 4 4 番地 1

(注) ・ 受け入れ時間は、原則として、月曜日から金曜日 (祝日は除く) までの午前 8 時 3 0 分から午後 4 時 0 0 分までとする。

7 その他

(1) 関係市町村との協力による適正なリサイクルの促進

本市及び他市町村の間での一般廃棄物の移動 (本市域内で発生する一般廃棄物が他市町村で処理される場合及び他市町村で発生した一般廃棄物が本市内の一般廃棄物処理施設で処理される場合をいう。ただし、本市又は他市町村がその事務として一般廃棄物の処理を委託する場合を除く。) については、関係市町村間における一般廃棄物処理計画の調和が保たれていることが必要であることから、このための調整等に必要な事務手続きを行い、本市と当該関係市町村のそれぞれの一般廃棄物処理計画の整合が図られた場合のみこれを認めるものとする。

本市では、事業系一般廃棄物のリサイクルを促進するため、リサイクルの対象となる特定の一般廃棄物の市町村間での移動について関係市町村と調整を行い、次の場合についてのみ市内への持込み又は市外への持出しを認めることとする。

ア 市外から市内への搬入

リサイクルの対象となる剪定木くず、梱包木くず及び食品循環資源の持ち込みであって、排出事業者又はこれらを処理する本市の一般廃棄物処分業者があらかじめ本市の承認を受けた場合

イ 市内から市外への搬出

リサイクルの対象となる剪定木くず、梱包木くず及び食品循環資源の持ち出しであって、排出事業者又は本市の一般廃棄物収集運搬業者があらかじめこれらを処理する処分施設を管轄する市町村の書面による承認を受けた場合

(2) 災害ごみ

災害に伴い発生するごみについては、必要に応じて環境局防災計画に基づき適正処理を行うものとする。

第3 し尿処理

1 し尿及び浄化槽汚泥の排出の状況

(1) 旧熊本市地区

種 類		収集者	年 間 総 量
し 尿	くみ取り便槽のし尿	許可業者	見込み値 10,000 kl
	浄化槽の汚泥		見込み値 38,000 kl

(2) 富合地区・城南地区・植木地区

各地区における過去 2 年間のし尿及び浄化槽汚泥の排出状況は下表のとおりである。

地 区	平成 2 3 年度			平成 2 4 年度			増減率
	搬入量	自家 処理量	計	搬入量	自家 処理量	計	
富合地区	2,864	0kl	2,864kl	2,921kl	0kl	2,921kl	2.0%
城南地区	8,574	0kl	8,574kl	8,543kl	0kl	8,543kl	▲0.4%
植木地区	19,490	0kl	19,490kl	19,929kl	0kl	19,929kl	2.3%

2 し尿の処理

(1) 旧熊本市地区、富合地区及び城南地区におけるし尿の処理

ア 処理の区域

旧熊本市地区、富合地区及び城南地区で発生したし尿についてのみ処理を行う。

イ 処理の区分

許可業者が各戸訪問方式により収集して市の処理施設に持ち込むものとする。

種 類	収集運搬	収集回数	持ち込み先
くみ取り便槽のし尿	許可業者	原則として月 1 回	市の処理施設
浄化槽の汚泥		年 1 回以上	

(備考) 合併処理浄化槽の汚泥を除き、小学校区ごとに市長が許可業者を指定する。

ウ 処理施設

くみ取り便槽のし尿及び浄化槽の汚泥については、次の表に定める市の処理施設において処理する。

名 称	種 類	処理方法	処理能力	所在地
秋津浄化センター	くみ取り便槽のし尿 浄化槽の汚泥	前処理後 下水道投入	※1	東区秋津三丁目 1 7-1
中部浄化センター		活性汚泥	180kl/日	西区蓮台寺五丁目 7-2

※1 秋津浄化センターの下水道投入量は日量最大 9 0 キロリットルである。

(2) 植木地区におけるし尿の処理

ア 処理の区域

植木地区区内で発生したし尿についてのみ処理を行う。

イ 処理の区分

許可業者が各戸訪問方式により収集して処理施設に持ち込むものとする。

種 類	収集運搬	収集回数	持ち込み先
くみ取り便槽のし尿	許可業者	おおむね月 1 回	山鹿植木広域行政事務組合 山鹿衛生処理センター
浄化槽の汚泥		年 1 回以上	

(備考) 区域を定め市長が許可業者を指定する。

ウ 処理施設

くみ取り便槽のし尿及び浄化槽の汚泥については、山鹿植木広域行政事務組合山鹿衛生処理センターにおいて処理する。

名 称	種 類	処理方法	処理能力	所在地
山鹿植木広域行政事務 組合 山鹿衛生処理センター	くみ取り便槽のし尿 浄化槽の汚泥	活性汚泥高度処理、 河川放流	92 kl/日 (24 時間)	山鹿市山鹿 2 0 5 5 番地

図 1 - (1) 平成26年度の一般廃棄物の処理システム (旧熊本市地区・富合地区・城南地区)
【ごみ】

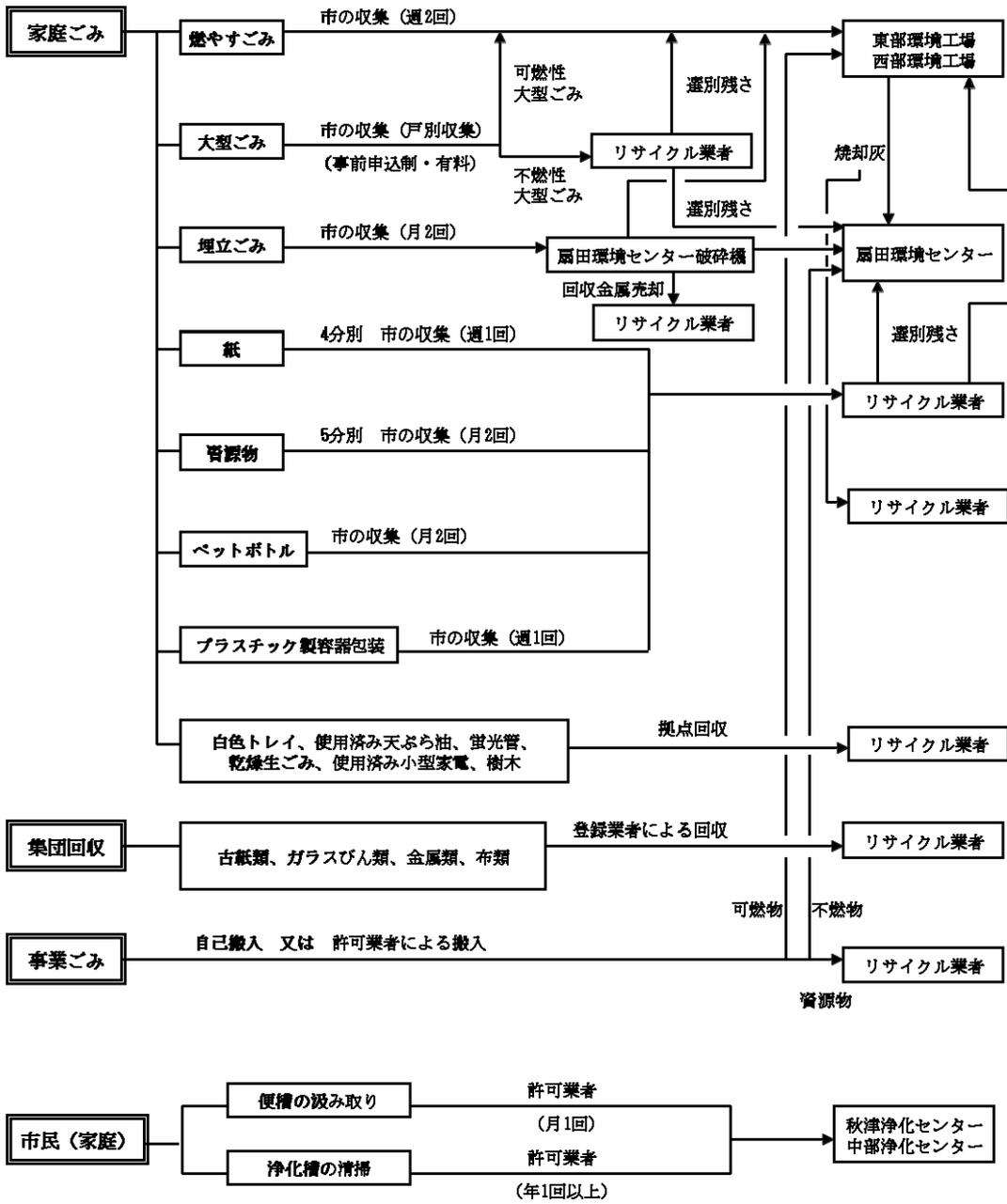
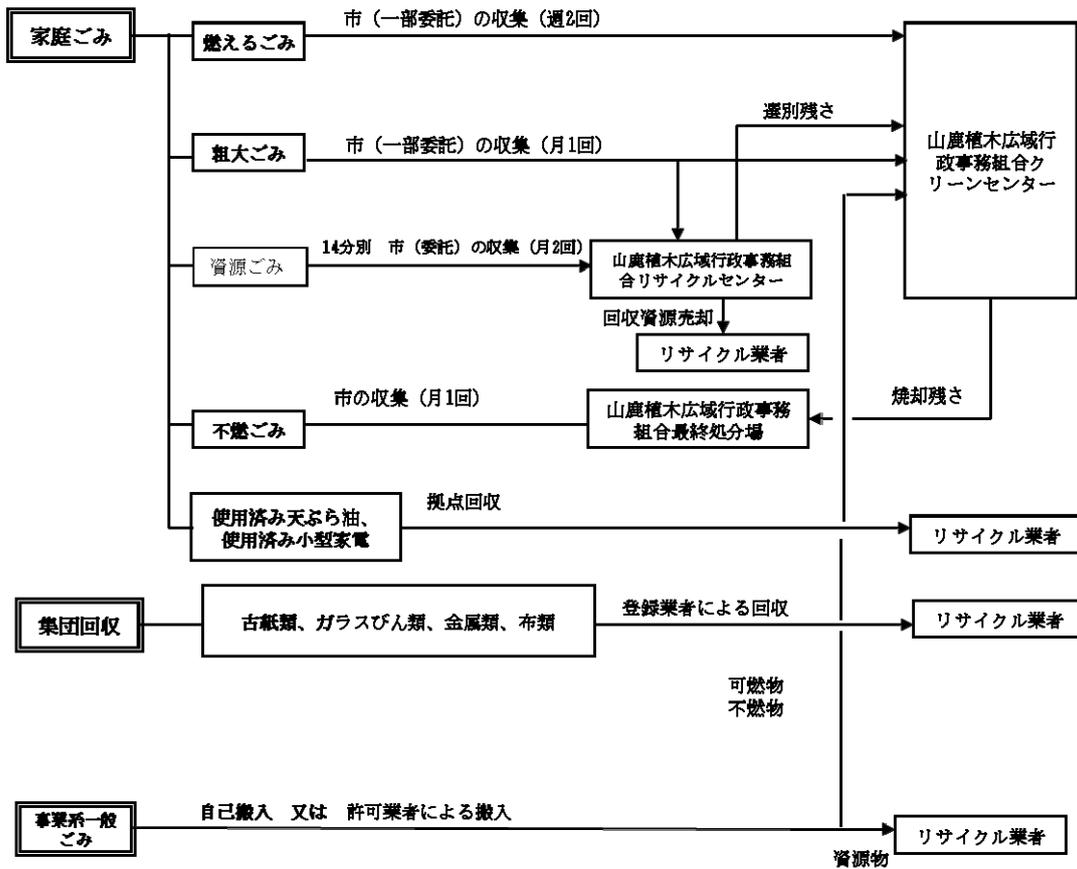


図 1 - (2) 平成 26 年度の一般廃棄物の処理システム (植木地区)

【 ご み 】



【 し 尿 】



別表 1 平成26年度一般廃棄物収集運搬業許可業者 (平成26年4月1日現在)

No.	名称	郵便番号	事務所所在地	電話番号
1	有限会社都環境開発サービスセンター	861-4101	熊本県熊本市南区近見8-13-92	096-353-2906
2	株式会社熊本清掃社	860-0048	熊本県熊本市西区池上町1000-5	096-325-5353
3	有限会社エステーサービス	861-8043	熊本県熊本市東区戸島西7-16-1	096-365-6644
4	株式会社明光	860-0812	熊本県熊本市中央区南熊本5-10-4	096-371-5977
5	株式会社熊本県弘済会	862-0917	熊本県熊本市東区榎町16-7	096-360-2266
6	金岡商店株式会社	861-4144	熊本県熊本市南区富合町釈迦堂611	096-358-3500
7	有限会社高倉智将産業	861-4112	熊本県熊本市南区白藤4-26-22	096-357-5364
8	クリーンライン株式会社	861-5253	熊本県熊本市南区八分字町360-8	096-227-1450
9	有限会社平井商会	861-5347	熊本県熊本市西区河内町船津2048	096-276-0144
10	有限会社東部流通	861-2118	熊本県熊本市東区花立3-15-20	096-369-3111
11	有価物回収協業組合石坂グループ	861-8031	熊本県熊本市東区戸島町2874	096-389-5501
12	株式会社八木運送	862-0911	熊本県熊本市東区健軍3-3-5-101	096-286-8611
13	飯島 キヨミ (飯島産業)	862-0970	熊本県熊本市東区渡鹿8-2-1	096-366-7032
14	九州郵弘有限会社	860-0085	熊本県熊本市北区高平2-2-23	096-343-6667
15	有限会社聖光クリーン	861-8081	熊本県熊本市北区麻生田5-33-6	096-339-5796
16	大東商事株式会社	861-5511	熊本県熊本市北区楠野町453-1	096-245-4800
17	株式会社永野商店	861-8072	熊本県熊本市北区室園町10-22	096-343-4970
18	ジェイアール九州メンテナンス株式会社	860-0051	熊本県熊本市西区二本木5-7-5	096-324-5696
19	有限会社更正企業	861-8035	熊本県熊本市東区御領5-10-18	096-284-9991
20	有限会社九州ビルメンテナンス社	861-5283	熊本県熊本市西区松尾町上松尾14-4	096-329-4159
21	株式会社西原商店	860-0831	熊本県熊本市中央区八王寺町29-8	096-378-0657
22	有限会社前田商会	861-4124	熊本県熊本市南区海路口町3333	096-223-0970
23	有限会社クリンケア産業	860-0834	熊本県熊本市南区江越2-7-12	096-379-7011
24	有限会社旭清掃社	861-8010	熊本県熊本市東区上南部2-19-1	096-389-1911
25	有限会社森山商店	860-0004	熊本県熊本市中央区新町1-6-26	096-352-4956
26	山下 鶴住 (山下商店)	861-8030	熊本県熊本市東区小山町1667-11	096-380-2756
27	有限会社ケイケイ環境サービス	860-0068	熊本県熊本市西区上代5-9-18	096-353-2452
28	有限会社村岡商会	861-5263	熊本県熊本市南区並建町541	096-227-0153
29	ひろせ梱包運輸株式会社	862-0967	熊本県熊本市南区流通団地2-15-1	096-377-2229
30	株式会社東和	861-8041	熊本県熊本市東区戸島1-8-27	096-380-6011
31	株式会社サンレイメディカル	861-8041	熊本県熊本市東区戸島1-3-111	096-279-4311
32	株式会社くまもと流通	862-0913	熊本県熊本市東区尾ノ上2-18-10	096-384-9162
33	熊本総合管理株式会社	861-8046	熊本県熊本市東区石原1-11-24	096-389-1122
34	林田 清隆 (肥後環境サービス)	861-4106	熊本県熊本市南区南高江1-15-36	096-358-3961
35	株式会社林産業	861-8031	熊本県熊本市東区戸島町1205-5	096-389-7151
36	株式会社三勢	862-0924	熊本県熊本市中央区帯山3-8-44	096-383-2341
37	株式会社協働社	861-8035	熊本県熊本市東区御領5-9-75	096-389-2720
38	株式会社中山商店	861-0133	熊本県熊本市北区植木町滴水98	096-272-0100
39	株式会社星山商店	861-8001	熊本県熊本市北区武蔵ヶ丘9-5-76	096-338-6421
40	株式会社前田産業	861-4133	熊本県熊本市南区島町5-7-3	096-358-6600
41	株式会社熊本市リサイクル事業センター	861-4101	熊本県熊本市南区近見8-8-35	096-357-0070
42	西部環境開発株式会社	860-0054	熊本県熊本市西区八島2-1-25	096-356-4359
43	有限会社オー・エス収集センター	861-5511	熊本県熊本市北区楠野町1046-2	096-245-0110
44	赤帽熊本県軽自動車運送協同組合	862-0967	熊本県熊本市南区流通団地1-31	096-379-8100
45	有限会社クリーンテック	861-4101	熊本県熊本市南区近見7-13-70	096-356-5658

No.	名称	郵便番号	事務所所在地	電話番号
46	株式会社環境総合	860-0821	熊本県熊本市中央区本山4-3-13	096-325-2911
47	有限会社宇都宮産業	861-5515	熊本県熊本市北区四方寄町葉山132-93	096-245-1005
48	有限会社银杏ビルサービス	860-0048	熊本県熊本市西区池上町1516	096-322-2588
49	有限会社タケシタ	861-4155	熊本県熊本市南区富合町南田尻字辻524-1	096-206-6268
50	有限会社西原運輸	860-0831	熊本県熊本市中央区八王寺町29-8	096-378-0657
51	株式会社熊本環境エンジニアリング	861-8035	熊本県熊本市東区御領2-3-36	096-380-0900
52	熊本新明産業株式会社	861-4106	熊本県熊本市南区南高江3-3-53	096-357-1773
53	有限会社ケンコー	861-8045	熊本県熊本市東区小山2-28-23	096-388-7229
54	有限会社肥後産興	861-0155	熊本県熊本市北区植木町轟1309-1	096-275-5801
55	有限会社RiverField	861-5515	熊本県熊本市北区四方寄町302	096-344-6668
56	協業組合熊本清掃公社	860-0816	熊本県熊本市中央区本荘町757-14	096-368-3788
57	有限会社徳臣商事	860-0823	熊本県熊本市中央区世安町172	096-361-3106
58	有限会社升富	860-0816	熊本県熊本市中央区本荘町682-10	096-242-1057
59	株式会社グリーンロジスティクス	861-5513	熊本県熊本市北区鶴羽田4-7-7-206	096-345-8543
60	有限会社勲栄総建	861-8043	熊本県熊本市東区戸島西4-3-1	096-341-6155
61	株式会社坂井幸吉商店	861-5512	熊本県熊本市北区梶尾町1055-21	096-346-6667
62	有限会社サニーライフ	861-5512	熊本県熊本市北区梶尾町276-4	096-275-2660
63	河原 和典 (GAMADAS)	860-0863	熊本県熊本市中央区坪井5-2-14	096-356-7325
64	有限会社トライアングル	861-8041	熊本県熊本市東区戸島2-5-105	096-213-3223
65	下田 国子 (娯美社)	862-0924	熊本県熊本市中央区帯山3-16-11	096-385-2855
66	植木 祐成 (リサイクルセンタースッキリ)	861-8043	熊本県熊本市東区戸島西4-2-58	096-284-5300
67	株式会社熊本スキルサービス	861-4101	熊本県熊本市南区近見3-15-49	096-324-1292
68	株式会社めがグリーン	861-2102	熊本県熊本市東区沼山津2-12-18	096-367-7009
69	株式会社リサイクルくる	861-8041	熊本県熊本市東区戸島5-10-187	096-388-0912
70	有限会社熊本ウエス川野商店	861-4156	熊本県熊本市南区富合町田尻586	096-357-6631
71	栗原 志保 (リサイクルワンピース)	861-8003	熊本県熊本市北区楠5-8-1	096-288-1821
72	有限会社松崎産業	861-5252	熊本県熊本市南区土河原町261	096-227-1552
73	株式会社オカムラ	869-0532	熊本県宇城市松橋町久具1948-1	0964-33-0131
74	有限会社プログレ	861-4402	熊本県熊本市南区城南町鱈瀬2127-12	0964-28-5252
75	株式会社松清	869-0542	熊本県宇城市松橋町豊崎2104	0964-33-4659
76	廣田 晴夫 (ヒロタクリーンサービス)	861-0121	熊本県熊本市北区植木町平井693-2	096-273-5920
77	有限会社ユートピア・グリーン	861-0103	熊本県熊本市北区植木町清水3916-2	096-273-5377
78	有限会社松岡清掃公社	861-0104	熊本県熊本市北区植木町今藤413-1	096-272-0301
79	東洋工業株式会社	860-0055	熊本県熊本市西区蓮台寺5-4-15	096-359-6161
80	石原運送有限会社	861-4125	熊本県熊本市南区奥古閑町4059-2	096-223-2926
81	株式会社東宝	862-0915	熊本県熊本市東区山ノ神1-10-38	096-367-5023
82	株式会社みなかみ	862-0947	熊本県熊本市東区画図町大字重富511-2	096-370-5448
83	社会福祉法人環友會	861-4101	熊本県熊本市南区近見9-10-50	096-325-0007
84	中川 二男 (城山環境)	860-0068	熊本県熊本市西区上代8-20-25	096-329-6528
85	株式会社エコ・クリーン	861-4131	熊本県熊本市南区薄場1-13-27	096-327-9004
86	株式会社アースT・K	860-0064	熊本県熊本市西區城山半田3-5-29	096-342-4787
87	有限会社東野商会	862-4211	熊本県熊本市南区城南町今吉野754-1	0964-28-8400
88	株式会社坂口商店	861-8010	熊本県熊本市東区上南部2-5-50	096-234-7920
89	有限会社馬場商店	860-0079	熊本県熊本市西区上熊本2-1-46	096-352-0113
90	株式会社サンウェイ	861-4237	熊本県熊本市南区城南町六田270番地1	0964-27-8888

別表 2 一般廃棄物処分業（中間処理）の許可業者（平成 26 年 4 月 1 日現在）

業者名	施設所在地	施設種類	設置年月日	処理能力	一般廃棄物の種類
有価物回収協業組合石坂グループ	熊本市東区戸島町2874	選別	平成12年12月20日	16 t / 日 (8H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、剪定木くず類、廃繊維類、廃ゴム製品類、廃金属製品類、廃ガラス製品類、廃陶磁器製品類
		破碎	平成12年12月20日	4.1 t / 日 (8H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、剪定木くず類、廃繊維類、廃ゴム製品類、廃金属製品類、廃ガラス製品類、廃陶磁器製品類
		破碎・選別	平成17年4月26日	32 t / 日 (8H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、剪定木くず類、廃繊維類、廃ゴム製品類、廃金属製品類、廃ガラス製品類、廃陶磁器製品類
		選別	平成3年3月1日	48 t / 日 (8H)	廃金属製品類、廃ガラス製品類、廃陶磁器製品類
		圧縮	平成3年3月1日	16 t / 日 (8H)	廃金属製品類（飲料用スチール缶又はアルミ缶に限る。）
		圧縮	平成3年3月1日	5.6 t / 日 (8H)	廃金属製品類（飲料用スチール缶又はアルミ缶に限る。）
		破碎・分級	平成12年9月30日	16 t / 日 (8H)	廃プラスチック製品類、廃陶磁器製品類（廃飲料用容器に限る。）
		選別	平成10年3月25日	4 t / 日 (8H)	廃プラスチック製品類
		圧縮	平成10年3月25日	4.5 t / 日 (8H)	廃プラスチック製品類
		破碎	平成13年9月27日	1 t / 日 (8H)	廃プラスチック製品類、廃金属製品類、廃ガラス製品類、廃陶磁器製品類（廃蛍光管に限る。）
		破碎・減溶	平成17年3月15日	0.96 t / 日 (8H)	廃プラスチック製品類
		選別	平成12年8月31日	40 t / 日 (8H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃繊維類
		圧縮	平成12年8月31日	168 t / 日 (8H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃繊維類
		破碎（移動式）・選別	平成16年8月20日	280 t / 日 (8H)	廃木製品類、剪定木くず類、草類（他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。）
		選別・破碎・洗浄	平成20年9月19日	17 t / 日 (16H)	廃プラスチック製品類（廃ペットボトルに限る。）
		選別・破碎・洗浄	平成17年4月26日	200 t / 日 (8H)	廃プラスチック製品類、廃陶磁器製品類（廃飲料用容器に限る。）
		破碎	平成17年4月26日	45.5 t / 日 (8H)	廃プラスチック製品類、廃木製品類、剪定木くず類、古紙類、廃繊維類
		破碎・固化	平成17年4月26日	24 t / 日 (8H)	廃プラスチック製品類、廃木製品類、剪定木くず類、古紙類、廃繊維類
		破碎	平成20年9月26日	9.6 t / 日 (8H)	古紙類
選別・圧縮	平成20年9月26日	100 t / 日 (8H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、剪定木くず類、廃繊維類、廃ゴム製品類、廃金属製品類、廃ガラス製品類、廃陶磁器製品類		
選別、圧縮・梱包	平成23年8月9日	48 t / 日 (8H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、剪定木くず類、廃繊維類、廃ゴム製品類、廃金属製品類、廃ガラス製品類、廃陶磁器製品類		
熊本新明産業株式会社	熊本市南区南高江3-3-53	選別	平成2年9月	60 t / 日 (8H)	廃プラスチック製品類、廃金属製品類、廃ガラス製品類、廃木製品類
			平成2年9月	20 t / 日 (8H)	
			平成2年9月	80 t / 日 (8H)	
			昭和60年5月	40 t / 日 (8H)	
		破碎	平成2年9月	160 t / 日 (8H)	廃プラスチック製品類、廃金属製品類、廃ガラス製品類、廃木製品類
切断	昭和60年5月	80 t / 日 (8H)	廃金属製品類		
株式会社熊本市リサイクル事業センター	熊本市南区近見8-8-35	選別	平成元年4月8日	60 t / 日	廃プラスチック製品類、廃金属製品類、廃プラスチック製品類
		圧縮	平成7年9月4日	30t / 日	廃金属製品類（スチール缶に限る。）
		圧縮	平成9年3月4日	30t / 日	廃金属製品類（アルミ缶に限る。）
		破碎	平成11年9月10日	24 t / 日	廃プラスチック製品類、廃金属製品類、廃プラスチック製品類
		選別	平成10年5月10日	80 t / 日	廃繊維類、古紙類、廃プラスチック製品類、廃木製品類、剪定木くず類、廃ガラス製品類、廃金属製品類
			平成21年10月8日	4.86 t / 日	
		圧縮	平成10年5月10日	80 t / 日	廃繊維類、古紙類、廃プラスチック製品類
破碎	平成7年9月4日	5.5 t / 日	古紙類、廃プラスチック製品類、廃木製品類、剪定木くず類、廃ガラス製品類、廃金属製品類、廃ゴム製品類		
株式会社熊本清掃社	熊本市西区新港1-4-21	選別・破碎	平成20年6月16日	12 t / 日	廃プラスチック製品類
		発酵堆肥化	平成13年9月6日	108 t / 日	食品廃棄物、草類、木類、ペーパーシュレッカー・ガスト（事業系一般廃棄物に限る。）
有限会社アクトフォーアース	熊本市北区釜尾町422-2	破碎（移動式）	平成17年7月28日	62.2 t / 日	剪定木くず、根株、草等
		破碎	平成14年6月5日	4.15 t / 日	

業者名	施設所在地	施設種類	設置年月日	処理能力	一般廃棄物の種類	
大東商事株式会社	熊本市西区新港1-4-22	破碎・選別・分級	平成19年10月30日	762.3 t / 日 (24H)	廃プラスチック製品類	
				1,143.6 t / 日 (24H)	古紙類	
				1,528.5 t / 日 (24H)	廃木製品類及び剪定木くず類	
				457.3 t / 日 (24H)	廃繊維類	
				4,307.5 t / 日 (24H)	廃金属製品類	
				5,718 t / 日 (24H)	廃ガラス製品類及び廃陶磁器製品類	
		選別・分級 (移動式) (トロンメル)	平成19年10月30日		1127.2 t / 日 (24H)	焼却灰
					150.3 t / 日 (24H)	廃プラスチック製品類
					263 t / 日 (24H)	廃木製品類及び剪定木くず類
					225.4 t / 日 (24H)	古紙類
					90.2 t / 日 (24H)	廃繊維類
					849.2 t / 日 (24H)	廃金属製品類
					1,127.2 t / 日 (24H)	廃ガラス製品類及び廃陶磁器製品類
					1,277.5 t / 日 (24H)	廃コンクリートくず類
		選別・分級 (移動式) (傾斜スクリーン)	平成19年10月30日		1,245.6 t / 日 (24H)	焼却灰
					165.6 t / 日 (24H)	廃プラスチック製品類
					290.4 t / 日 (24H)	廃木製品類及び剪定木くず類
					249.6 t / 日 (24H)	古紙類
					98.4 t / 日 (24H)	廃繊維類
					938.4 t / 日 (24H)	廃金属製品類
					1,245.6 t / 日 (24H)	廃ガラス製品類及び廃陶磁器製品類
					1,411.2 t / 日 (24H)	廃コンクリートくず類
		選別	平成19年10月30日		1094.27 t / 日 (24H)	
		圧縮	平成19年10月30日		158.4 t / 日 (24H)	廃プラスチック製品類
					237.6 t / 日 (24H)	古紙類
					95.04 t / 日 (24H)	廃繊維類
					84.96 t / 日 (24H)	廃金属製品類
					1,188 t / 日 (24H)	廃ガラス製品類及び廃陶磁器製品類
社会福祉法人環友會	熊本市南区近見9-1439-1	選別	平成21年3月12日	53.2 t / 日 (8H)	廃プラスチック製品類	
				59.8 t / 日 (8H)	古紙類	
				40 t / 日 (8H)	廃金属製品類	
				40 t / 日 (8H)	廃陶磁器製品類	
		圧縮	平成21年3月12日		51.2 t / 日 (8H)	廃プラスチック製品類
					60.8 t / 日 (8H)	古紙類
		選別・圧縮	平成21年3月12日		5.2 t / 日 (8H)	廃プラスチック製品類
					5.84 t / 日 (8H)	廃繊維類
		破碎	平成21年3月12日		4.8 t / 日 (8H)	廃プラスチック製品類
		溶融	平成21年3月12日		3.2 t / 日 (8H)	廃プラスチック製品類

業者名	施設所在地	施設種類	設置年月日	処理能力	一般廃棄物の種類
有限会社大和 観光資源開発	熊本市南区富 合町田尻427- 1	選別	昭和52年4月8日	40 t / 日 (8H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃繊維類
		圧縮・梱包	平成2年11月1日	16 t / 日 (8H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃繊維類
		圧縮・梱包	昭和52年9月1日	24 t / 日 (8H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃繊維類
株式会社城南 曙生コンク リート	熊本市南区城 南町塚原204- 1	破碎	平成21年4月23日	4.5 t / 日 (8H)	剪定木くず類
株式会社西原 商店	熊本市南区城 南町下宮地 903-1	選別、圧縮・ 梱包	平成21年12月16日	1.92 t / 日 (8H)	廃金属製品類
				0.6 t / 日 (8H)	廃プラスチック製品類
				1.2 t / 日 (8H)	古紙類
				0.88 t / 日 (8H)	廃繊維類
				0.5 t / 日 (8H)	廃ガラス製品類
株式会社はま 造園土木	熊本市北区龍 田町弓削字東 鶴595-3外	破碎	平成22年4月7日	4.532 t / 日	剪定木くず類
株式会社エコ ポート九州	熊本市西区新 港1-4-9	溶解	平成22年7月15日	80 t / 日 (16H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、廃繊維類、廃プラスチック製品類、廃金属製品類、廃ガラス製品類、廃陶磁器製品類、廃コンクリートくず類
		溶解・製紙	平成22年7月15日	4.8 t / 日 (16H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、廃繊維類、廃プラスチック製品類、廃金属製品類、廃ガラス製品類、廃陶磁器製品類、廃コンクリートくず類
		破碎・選別	平成22年7月15日	77.5 t / 日 (24H)	廃木製品類、廃金属製品類
		破碎・選別・ 造粒	平成22年7月15日	74.9 t / 日 (24H)	廃木製品類、廃金属製品類
		選別、圧縮・ 梱包	平成22年7月15日	840 t / 日 (24H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、廃繊維類、廃プラスチック製品類、廃金属製品類、廃ガラス製品類、廃陶磁器製品類、廃コンクリートくず類
		破碎・洗浄・ 造粒	平成22年7月15日	521.2 t / 日 (24H)	廃プラスチック製品類
		破碎・選別	平成22年7月15日	250.9 t / 日 (24H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、廃繊維類、廃プラスチック製品類、廃金属製品類、廃ガラス製品類、廃陶磁器製品類、廃コンクリートくず類
		破碎・固化	平成22年7月15日	72 t / 日 (24H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、廃繊維類、廃プラスチック製品類
		選別、圧縮・ 梱包	平成22年7月15日	1094.4 t / 日 (24H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃プラスチック製品類、廃金属製品類、廃ガラス製品類、廃陶磁器製品類（これらのうち内容物が封入されたものを含む。）、廃木製品類、廃繊維類、廃コンクリートくず類
		圧縮・梱包	平成22年7月15日	340.8 t / 日 (24H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃繊維類、廃プラスチック製品類、廃金属製品類

業者名	施設所在地	施設種類	設置年月日	処理能力	一般廃棄物の種類	
株式会社星山商店	熊本市北区武蔵ヶ丘9-5-76	選別・切断	切断: 昭和55年4月1日	300 t / 日 (8H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、剪定木くず類、廃繊維類、廃ゴム製品類、廃金属製品類、廃ガラス製品類、廃コンクリートくず、廃陶磁器製品類	
			選別: 平成16年7月21日			
		選別・破碎	平成19年11月27日	230.4 t / 日 (8H)	廃プラスチック製品類	
				144.0 t / 日 (8H)	廃木製品類、剪定木くず類	
				178.4 t / 日 (8H)	廃コンクリートくず	
				230.4 t / 日 (8H)	古紙類、廃繊維類、廃ゴム製品類、廃金属製品類、廃ガラス製品類、廃陶磁器製品類	
		選別・圧縮	平成16年7月21日	圧縮: 昭和55年4月1日	10 t / 日 (8H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃金属製品類
				選別: 平成16年7月21日		
		選 別	平成19年11月27日	32 t / 日 (8H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、剪定木くず類、廃繊維類、廃ゴム製品類、廃金属製品類、廃ガラス製品類、廃コンクリート製品類、廃陶磁器製品類	
		圧 縮	平成19年11月27日	115.2 t / 日 (8H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃繊維類、廃金属製品類	
		分解・分別	平成14年8月6日	2.7 t / 日 (8H)	廃プラスチック製品類、廃金属製品類、廃ガラス製品類、廃陶磁器製品類	
		選別・破碎	平成23年2月7日	2.4 t / 日 (8H)	廃プラスチック製品類	
				2.1 t / 日 (8H)	古紙類	
3.8 t / 日 (8H)	廃木製品類、剪定木くず類					
0.8 t / 日 (8H)	廃繊維類					
3.6 t / 日 (8H)	廃ゴム製品類					
3.5 t / 日 (8H)	廃金属製品類					
選別・切断	平成23年2月7日	4.9 t / 日 (8H)	廃プラスチック製品類			
		4.8 t / 日 (8H)	古紙類			
		4.2 t / 日 (8H)	廃木製品類、剪定木くず類			
		4.6 t / 日 (8H)	廃繊維類			
		4.9 t / 日 (8H)	廃ゴム製品類			
		4.4 t / 日 (8H)	廃金属製品類			
有限会社 オー・エス収 集センター	熊本市北区楠野町字板倉1010外	選別・圧縮	平成22年10月13日	25 t / 日 (7H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、剪定木くず類、廃繊維類、廃金属製品類、廃ガラス製品類、廃陶磁器製品類	

業者名	施設所在地	施設種類	設置年月日	処理能力	一般廃棄物の種類			
株式会社永野商店	熊本市北区室園町10-22	選別・圧縮	平成11年4月11日	48.87 t / 日 (8H)	廃プラスチック製品類			
				115.04 t / 日 (8H)	古紙類			
				103.2 t / 日 (8H)	廃繊維類			
		選別・破砕	平成22年9月14日	17.8 t / 日 (8H)	古紙類			
					選別	平成22年9月14日	175.2 t / 日 (8H)	廃プラスチック製品類
							217.6 t / 日 (8H)	古紙類
		平成21年11月5日	205.6 t / 日 (8H)	廃繊維類				
		選別・圧縮	平成21年11月5日	22.96 t / 日 (8H)	廃プラスチック製品類			
					22.96 t / 日 (8H)	古紙類		
	201.84 t / 日 (8H)				廃繊維類			
	熊本市北区四方寄町1444	圧縮	平成22年9月14日	98.88 t / 日 (8H)	廃プラスチック製品類			
				98.88 t / 日 (8H)	古紙類			
				180.4 t / 日 (8H)	廃繊維類			
		選別	平成17年3月18日	20 t / 日 (8H)	廃プラスチック製品類、廃金属製品類、廃ガラス製品類、廃陶磁器製品類（廃飲料水等が封入されたものを含む。）			
		圧縮	平成21年11月5日	9.6 t / 日 (8H)	廃金属製品類（スチール缶用）			
				19.8 t / 日 (8H)	廃金属製品類			
		圧縮	平成22年9月14日	14.48 t / 日 (8H)	廃金属製品類			
		圧縮	平成22年9月14日	60.7 t / 日 (8H)	廃プラスチック製品類			
				43.93 t / 日 (8H)	廃金属製品類			
圧縮		平成22年9月14日	4 t / 日 (8H)	廃金属製品類（アルミ缶用）				
破砕・減容固化	平成15年10月28日	0.96 t / 日 (8H)	廃プラスチック製品類					
選別	平成19年3月6日	3.2 t / 日 (8H)	廃プラスチック製品類、廃木製品類					
株式会社中山商店	熊本市北区植木町投刀塚15	圧縮・梱包	平成25年2月15日	290.8 t / 日 (8H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃繊維類			
			平成23年7月22日					
		圧縮	平成25年2月15日	5.3 t / 日 (8H)	廃金属製品類			
			平成23年7月22日					
減容	平成25年2月15日	0.64 t / 日 (8H)	廃プラスチック製品類（廃発泡スチロールに限る。）					
破砕	平成25年2月15日	4.7 t / 日 (8H)	廃プラスチック製品類、古紙類、剪定木くず類、廃木製品類、廃繊維類、廃ゴム製品類、廃金属製品類					

別表 3 平成 26 年度一般廃棄物（し尿）収集運搬業者（平成 26 年 4 月 1 日現在）

No.	名称	郵便番号	事務所所在地	電話番号
1	株式会社 環境総合	860-0821	熊本県熊本市中央区本山四丁目3番13号	096-325-2911
2	株式会社 東和	861-8041	熊本県熊本市東区戸島1-8-27	096-380-6011
3	株式会社 協働社	861-8035	熊本県熊本市東区御領五丁目9番75号	096-389-2720
4	株式会社 健康舎	861-8074	熊本県熊本市北区清水本町19番14号	096-343-3511
5	有限会社 旭清掃社	861-8010	熊本県熊本市東区上南部二丁目19番1号	096-389-1911
6	協業組合 熊本清掃公社	860-0816	熊本県熊本市中央区本荘町757番地14	096-368-3788
7	有限会社 熊本ニシカン	861-5515	熊本県熊本市北区四方寄町665番地1	096-245-3886
8	有限会社 宮崎清掃社	861-4145	熊本県熊本市南区富合町大町909-4	096-357-8597
9	有限会社 安達商会	861-4223	熊本県熊本市南区城南町藤山3280番地1	0964-28-6088
10	有限会社 松岡清掃公社	861-0104	熊本県熊本市北区植木町今藤413-1	096-272-0301

告示第 200 号

平成 26 年 4 月 1 日

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 2 項の規定に基づき、使用料及び手数料等の徴収又は収納事務の委託に関し、次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

第 1

1 委託する歳入の種類及び受託者

委託する歳入の種類	受託者		
	所在地、住所	団体等名称	職名、氏名
熊本市食肉センター場内警備及び収納事務等業務委託	熊本市中央区南熊本二丁目 3 番 1 号	ジェイエスピー株式会社	代表取締役 大浜 恵美子

2 委託期間

平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 4 月 30 日まで

第 2

1 委託する歳入の種類及び受託者

委託する歳入の種類	受託者		
	所在地、住所	団体等名称	職名、氏名
川尻公会堂附属器具使用料	熊本市中央区花畑町 3 番 1 号	公益社団法人 熊本市シルバー人材センター	理事長 荒木 哲美

2 委託期間

平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 5 月 31 日まで

第 3

1 委託する歳入の種類及び受託者

委託する歳入の種類	受託者		
	所在地、住所	団体等名称	職名、氏名
新熊本市史販売及び収納事務	熊本市北区大窪一丁目 7 番 4 7 号	熊本県書店商業組合	理事長 長崎 晴作
熊本市役所駐車場使用料	熊本市北区龍田陳内三丁目 10 番 1 号	株式会社 セーフティガード	代表取締役 福岡 常一

熊本市保健衛生事務に関する手数料条例に規定する別表第 1 及び別表第 2 で定めるもののうち食品衛生関係・環境衛生関係の営業許可申請手数料及び熊本市手数料条例第 2 条で定める閲覧手数料・証明手数料	熊本市中央区大江五丁目 1 番 1 号	熊本市食品衛生協会	会長 小山 栄一郎
熊本市老人福祉センター浴場使用料	熊本市南区平成一丁目 1 6 番 1 8 号	社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団	理事長 宗村 收
熊本市城南老人福祉センター浴場使用料	宇城市松橋町久具 1 9 4 8 番地 1	株式会社 オカムラ	代表取締役 岡村 謙一
熊本市介護予防支援事業推進のための施設に係る使用料（熊本市お達者会館、熊本市南部万年青年会館、熊本市東部まつらつ交流会館）	熊本市南区江越一丁目 1 4 番 1 0 号	介護予防支援施設管理運営共同企業体 代表者 株式会社パブリックビジネスジャパン	代表取締役 萩原 宣
熊本市富合老人福祉センター浴場使用料	熊本市東区健軍四丁目 5 番 1 0 号	富合老人福祉センター管理運営共同企業体 代表者 有限会社 ケアランド熊本	取締役社長 佐土原 護
犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料	熊本市中央区京町二丁目 6-6 8	有限会社 熊本動物医療センター	代表取締役 小澄 正敬
	熊本市北区小糸山町 7 5 8	神西動物病院	代表者 神西 晃聖
	熊本市東区東野三丁目 2-2	有限会社やまもと動物病院	代表取締役 山本 浩史
	熊本市北区徳王一丁目 1 4-1 9	とくお動物病院	代表者 田尻 充
	熊本市東区長嶺南三丁目 4-1 5 7	小坂動物病院	小坂 亮一
	熊本市東区尾ノ上一丁目 4 3-1 8	たかた動物病院	高田 和宏
	熊本市中央区帯山三丁目 1 5-1 9	宮山動物病院	宮山 牧子
	熊本市中央区出水一丁目 9-2 0	水前寺公園ペットクリニック	中田 至郎
	熊本市中央区渡鹿七丁目 8-6 7	有限会社エイチ・エー・アール	代表取締役 梶原 啓史
	熊本市中央区神水本町 2 0-1	有限会社佐藤動物病院	代表取締役 佐藤 浩光
	熊本市南区田迎四丁目 9-3 6	けやき通り動物病院	魚住 昌史
	熊本市東区下南部二丁目 1 6-3-1 0 1	しもなべ動物クリニック	谷崎 映子
	熊本市西区新土河原二丁目 3-5	いけだ動物病院	池田 和弘
熊本市東区戸島二丁目 7-1 1-2 0 3	みうら動物病院	三浦 浩史	

熊本市東区桜木一丁目18-16	園田動物病院	園田 健司
熊本市南区出仲間四丁目2-59	くりさきペットクリニック	栗崎 民子
熊本市中央区新大江三丁目19-7	ごとう動物病院	後藤 誠史
熊本市東区小山三丁目1-5	ビッグベア動物病院	長尾 孝之
熊本市中央区本荘六丁目16-34	株式会社 竜之介	代表取締役 徳田 昭彦
熊本市北区四方寄町1631-1	よもぎ動物病院	山口 豊太郎
熊本市北区龍田六丁目12-91	有限会社 中央ペット美容室	本武 れい子
熊本市西区池田一丁目32-27	げんき動物病院	代表 前田 尚俊
熊本市西区島崎二丁目22-41	段山犬猫病院	鶴口 敏朗
熊本市中央区細工町3-13	オヤマ獣医科医院	小山 隆茂
熊本市北区武蔵ヶ丘二丁目11-15	下城犬猫病院	下城 一文
熊本市中央区南熊本二丁目7-2	タイラ動物病院	平 芳男
熊本市中央区坪井四丁目11-30	ともだ動物病院	塘田 健治
熊本市中央区保田窪二丁目11-7	熊本動物病院	土井口 修
熊本市北区清水亀井町19-19	中村愛犬病院	中村 紘
熊本市東区江津一丁目4-8	江津動物病院	永松 昭武
熊本市中央区大江一丁目18-17	大江動物病院	院長 西生 美頭
熊本市東区新外一丁目5-49	滝川ペットクリニック	滝川 晋史
熊本市南区出仲間二丁目1-12	松田動物病院	松田 光太郎
熊本市東区長嶺東五丁目24-1	松永動物病院	松永 豊
熊本市北区楠五丁目17-27	ムサシ動物医療センター	宮尾 與志郎
熊本市東区保田窪五丁目7-1	森動物クリニック	森 茂雄
熊本市東区尾ノ上一丁目2-2	吉田獣医科病院	吉田 博
熊本市南区無田口町1617	永田獣医科	永田 悦生
熊本市南区近見七丁目8-8	ござん動物病院	小山 洋一
熊本市西区上代一丁目10-1	松村犬猫病院	松村 将之
熊本市東区花立六丁目2-22	こが動物病院花立	古閑 賢二
熊本市西区谷尾崎町1-6	尾崎ペットクリニック	尾崎 公俊
熊本市南区平成一丁目9-87	アート動物病院	金子 哲人
熊本市北区植木町植木105-1	なかつた動物病院	中田 宏伸
熊本市北区植木町滴水443	こはら獣医科クリニック	磯江 源太郎
熊本市南区城南町東阿高20-3	有限会社 城南さくま動物病院	代表取締役 佐久間 優美
熊本市東区御領一丁目7-37	のなかどうぶつ病院	野中 敏道
熊本市南区御幸笛田一丁目6-92	坂本動物クリニック	坂本 國昭
熊本市東区長嶺南四丁目11-126	どうそペットクリニック	道祖 利幸

大型ごみ処理手数料	東京都千代田区二番町8番地8	株式会社 セブン-イレブン・ ジャパン	代表取締役 井阪 隆一
	福岡市博多区博多駅前二丁目6番地 12号	株式会社 ローソン 九州ロ ーソン支社	支社長 酒井 勝昭
	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	株式会社 ファミリーマート	代表取締役社長 中 山 勇
	東京都千代田区岩本町三丁目10番 1号	山崎製パン 株式会社 デイ リーヤマザキ事業統括本部	部長 水野 渉
	広島市安佐北区安佐町大字久地66 5番地の1	株式会社 ポプラ	代表取締役社長 目 黒 真司
	熊本市南区流通団地二丁目11番地	株式会社 ココストアウエス ト	代表取締役 富田 晋
	熊本市南区川口町2007番地	Yショップ白石酒店	白石 勝也
	熊本市南区銭塘町2695番地2	ドラッグストアータナカ	田中 博行
	熊本市南区並建町268番地2	大野食料品店	代表者 大野 澄雄
	熊本市南区畠口町1370番地	コンビニエンスキタムラ	代表 北村 啓助
	熊本市中央区手取本町1番1号	熊本市役所職員組合	執行委員長 峯 潔
廃棄物処理手数料	熊本市西区春日五丁目16-6	高本米穀店	高本 文雄
	熊本市東区御領一丁目1番25号	淡路機材 株式会社	代表取締役 本田 勝蔵
	熊本市中央区出水一丁目2番20号	有限会社 坂本金物店	代表取締役 坂本 正信
	熊本市西区野中一丁目8-10	有限会社 住まいるタグチ	代表取締役 田口 俊彦
	熊本市東区健軍本町53-9	株式会社 丸勢	代表取締役 森 茂 遠
	熊本市西区花園七丁目41-15	森米穀店	森 隆繁
	大分市東春日町13-11	株式会社 マルショク	代表取締役 紀伊 正彦
	熊本市東区三郎二丁目7-1	有限会社 上田薬品	代表取締役 上田 俊一
	熊本市西区春日四丁目6-13	井田酒店	井田 順夫
	熊本市北区大窪一丁目1-17	株式会社 ホームプラザナフ コ北熊本店	店長 徳田 洋介
	熊本市中央区黒髪一丁目13-1	株式会社 ホームプラザナフ コ黒髪店	店長 西 晃秀
	熊本市東区江津二丁目37-47	株式会社 ホームプラザナフ コ江津店	店長 末松 大典
	合志市須屋1936-1	株式会社 ホームプラザナフ コ菊南店	店長 長友 高德
	熊本市東区上南部二丁目2-2	株式会社 ゆめマート	代表取締役社長 松 島 三秋

熊本市南区日吉二丁目 3-69	株式会社 ダイエー総業	代表取締役 橋本 徹
熊本市東区東町二丁目 1-15	株式会社 ホームセンターサンコー	代表取締役社長 矢野 健治
熊本市南区川尻四丁目 6-44	フカガワ	深川 征子
熊本市東区尾ノ上二丁目 22-15	株式会社 鮮ど市場	代表取締役 田中 敏弘
熊本市東区桜木六丁目 6-1	株式会社 ホームセンターフタバ	代表取締役 木下 龍起
熊本市西区出町 4-7	酒井商店	酒井 福幸
福岡市博多区博多駅東二丁目 10-1 第一福岡ビルS館 4階	株式会社 コスモス薬品	代表取締役 宇野 正晃
熊本市西区小島七丁目 10-1	有限会社 加納米穀	代表取締役 加納 裕士
熊本市中央区水前寺四丁目 1-17	有限会社 本田築男商店	代表取締役 本田 正一
熊本市西區城山半田一丁目 2-25	有限会社 華山	代表取締役 葉山 廣行
熊本市西区高橋町一丁目 4-5	志垣商店	佐藤 ちえ
熊本市中央区薬園町 4-30	宮本商店	宮本 康昭
福岡県朝倉市一ツ木 1148-1	株式会社 ドラッグストアモリ	代表取締役 森 信
熊本市中央区手取本町 1-1	熊本市役所職員組合	執行委員長 峯 潔
熊本市東区上南部四丁目 14-55	石坂酒店	石坂 代志子
大分県佐伯市野岡町二丁目 1-10	株式会社 マルミヤストア	代表取締役 池邊 恭行
熊本市西区河内町船津 1975	有限会社 サンフードてらもと	代表取締役 寺本 治海
熊本市西区河内町船津 982-82	潮崎商店	潮崎 千恵美
熊本市西区松尾町平山 75	吉田酒店	吉田 久蔵
熊本市東区錦ヶ丘 30-10	株式会社 ホームプラザナフコ健軍店	店長 河野 和博
熊本県合志市須屋字みずき台 354 7番地	株式会社 熊本生鮮市場	代表取締役 廣田 美貴子
熊本市中央区萩原町 7-40	有限会社 萩原センター	代表取締役 原 信幸
熊本市中央区出水七丁目 71-8	米原商店	米原 美由紀
熊本市北区植木町植木 31	有限会社 財頭種苗園	代表取締役 財頭 正次郎
熊本市北区清水岩倉二丁目 5-2	吉村商店	吉村 美知子
熊本市東区戸島七丁目 10-8	辻徳彦商店	辻 徳彦
熊本市東区戸島三丁目 8-28	萬寿屋	辻 多美子
熊本市南区良町二丁目 4-1	パナソニックショップ エースデンキ	坂本 州明

熊本市西区河内町船津 2 4 6 9	株式会社 谷口ショップ	代表取締役 谷口 紀一
熊本市南区近見二丁目 2 1 - 3 1	有限会社 かねしん	代表取締役 深川 博
熊本市中央区桜町 5 - 1 6	フューチャー	廣森 彬伯
熊本市南区銭塘町 2 6 9 5 - 1	ドラッグストアー タナカ	田中 博行
熊本市中央区京町二丁目 1 - 4 0	合資会社 京町薬局	代表社員 江上 洋子
東京都北区赤羽二丁目 1 - 1	合同会社 西友 代表社員 ウ オルマート・ジャパン・ホール ディングス合同会社	職務執行者 スティ ーブン・ヘイズ・デイ カス
熊本市中央区南千反町 9 - 4	中山清酒店	中山 美津子
熊本市南区御幸笛田一丁目 5 - 1 3	園田商店	園田 敏子
熊本市北区武蔵ヶ丘五丁目 2 5 - 1 5	デグチ酒店	出口 秋子
熊本市中央区水前寺三丁目 1 0 - 2 4	合資会社 吉岡建材店	代表社員 吉岡 啓 一
熊本市東区西原二丁目 2 8 - 2 4	有限会社 真和商事	代表取締役 河口 義宏
熊本市西区蓮台寺二丁目 9 - 5	まつや	森脇 隆
熊本市南区出仲間五丁目 6 - 1 1	ごとう商店	後藤 安雄
熊本市西区池田一丁目 1 5 - 8 3	坂本商店	坂本 英男
熊本市西区花園六丁目 8 - 5 3	田村商店	田村 玲子
熊本市中央区神水本町 2 1 - 2 3	有限会社 谷田商店	代表取締役 谷田 純一朗
熊本市中央区本山四丁目 1 2 - 6	柴田文具店	柴田 清子
熊本市中央区黒髪二丁目 3 6 - 4 1	株式会社 キヨナガ	代表取締役 清永 純平
福岡県福岡市博多区住吉二丁目 2 - 1 スエア博多イーストビル 9 階	株式会社 マツモトキヨシ九 州販売	代表取締役 渡邊 孝男
熊本市南区会富町 1 4 2	西村商店	西村 博
熊本市西区河内町船津 2 2 8 8	合資会社 堀尾由太郎商店	代表社員 長尾 浩 行
大野城市山田五丁目 3 - 1	株式会社 マルキョウ	代表取締役 斉田 敏夫
熊本市中央区手取本町 6 - 1	株式会社 鶴屋百貨店	代表取締役社長 久 我 彰登
熊本市南区畠口町 2 1 2 4	光永商店	光永 定
熊本市北区植木町滴水 9 1 - 2	山田産業 株式会社	代表取締役 山田 耕司
熊本市西区河内町白浜 8 7 9	村上謙吾商店	村上 満子
熊本市南区内田町 6 3	広瀬商店	廣瀬 武範

熊本市西区上高橋二丁目16-35	まえた電器商会	前田 徹
熊本市北区碓川町1130	徳永商店	徳永 捷三
熊本市中央区新町三丁目10-13	合資会社 藤原商店	代表者 藤原 謙吾
熊本市中央区京町一丁目5-19	戸泉酒店	戸泉 博規
熊本市南区砂原町1194	植村青果	植村 尚文
熊本市北区楠野町566	タシロ商店	田代 正利
熊本市北区清水新地五丁目14-1	マルシン薬品	田原 ウメノ
熊本市東区桜木五丁目8-18	とぎた商店	福島 良基
熊本市南区奥古閑町1861	合資会社 馬場商店	代表社員 馬場 茂美
熊本市中央区九品寺五丁目15-8	有限会社 松岡商店	代表取締役 松岡 ひさし
熊本市東区沼山津一丁目17-6	大新屋	塚本 巖男
熊本市中央区壺川一丁目8-17	池田屋	池田 静雄
熊本市北区明德町707-1	社会福祉法人 明徳会	理事長 樺嶋 潤一郎
熊本市中央区春竹町大字春竹55	緒方誠文堂	和仁古 隆
熊本市中央区大江二丁目16-5	有限会社 安岡フーズ	代表取締役 安岡 正憲
熊本市西区河内町河内1180-4	有限会社 岩崎商店	代表取締役 岩崎 三十三
神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目17番6号	株式会社 ココカラファイ ヘルスケア	代表取締役 橋爪 薫
熊本市南区奥古閑町1906-1	熊本市天明商工会	会長 岩上 國男
熊本市西区河内町船津2104-4	熊本市河内商工会	会長 田尻 秀昭
熊本市東区水源二丁目1-1	柳澤米穀店	柳澤 久志
熊本市東区長嶺東四丁目15-1	有限会社 松村興産	代表取締役 松村 賢治
熊本市中央区帯山三丁目4-19	一般社団法人 クリーン帯山	代表理事 青木 スミエ
熊本市中央区下通一丁目8-29	株式会社 三国屋本店	代表取締役 西田 武彦
熊本市南区近見一丁目9-32	上野酒店	上野 ユリ子
熊本市西区中原町1273-1	株式会社 ピースクロージ ング	代表取締役 井上 輝
福岡市南区中尾3-12-17	株式会社 新生堂薬局	代表取締役 水田 雅幸
熊本市西区池田四丁目22-1	株式会社 メデクス	代表取締役 堀内 久子
熊本市中央区世安町172	熊本日日新聞販売店 協同組 合	代表理事 合志 英典
熊本市西区河内町野出948-1	株式会社 村上産業	代表取締役 村上 和也
熊本市西区出町4-5	朝日屋出町店	西岡 雅治

神戸市中央区港島中町四丁目 1-1	株式会社 ダイエー	代表取締役 村井正平
広島市東区二葉の里三丁目 3 番 1 号	株式会社 イズミ	代表取締役 山西泰明
熊本市中央区白山一丁目 1-28	合資会社 中山酒店	代表社員 中山 多美子
熊本市東区长嶺東七丁目 9-8	熊本市印刷商工会	会長 伊東 昭正
大分市古国分 243-9	株式会社 ホームインブループメントひろせ	代表取締役社長 廣瀬 舜一
上益城郡益城町福富 1107	株式会社 アールリカー	代表取締役 竹下光伸
熊本市北区植木町植木 133-1	株式会社 ロッキー	代表取締役 竹下光伸
東京都豊島区東池袋三丁目 1-1	株式会社 ファミリーマート	代表取締役社長 中山 勇
熊本市南区川口町 1932-1	くすりのウエムラ	上村 明生
熊本市東区小山六丁目 3-16	有限会社 東一成商店	代表取締役 北原博文
熊本市西区島崎三丁目 11-18	ふくやま化粧品店	福山 共子
熊本市南区浜口町 497-2	株式会社 タケウチ包装	代表取締役 竹内伸一郎
熊本市南区海路口町 3333	有限会社 前田商会	代表取締役 前田洋子
熊本市中央区岡田町 1-1	セラ商店	世良 栄一
熊本市中央区黒髪一丁目 10-41	有限会社 永村米穀店	代表取締役 永村寅雄
熊本市中央区安政町 3-35	鶴屋商事 株式会社	代表取締役 佐藤幹夫
熊本市東区上南部三丁目 13-7-101	デイリーヤマザキ熊本長嶺南店	坂田 綾
熊本市西区谷尾崎町 980-3	フレッシュフードウエムラ	上村 利治
熊本市中央区島崎一丁目 29-33 クレスト島崎 203 号	かわら商店 新町ジェット便	川良 慶次
熊本市中央区千葉城町 5-14	デイリーヤマザキ熊本改寄店	吉本 勝利
熊本市西区沖新町 847-1	山野商店	山野 千鶴子
熊本市西区中島町 536	谷口商店	谷口 順子
宮崎県都城市吉尾町 2080	株式会社 ハンズマン	代表取締役社長 大藪 誠司
熊本市中央区大江五丁目 10-22	有限会社 ホールサム	代表取締役 嘉悦廣行
東京都千代田区二番町 8 番地 8	(株)セブン-イレブン・ジャパン	代表取締役 井阪隆一

熊本市中央区出水六丁目 2 2-2	有限会社 平山酒店	代表取締役 平山 幸人
熊本市中央区帯山四丁目 3-2 8	徳永たばこ店	徳永 定務
熊本市北区立福寺町 8 5 2	有限会社 村上商店	代表取締役 村上 洋一
熊本市西区沖新町 1 2 2 0-1	山木酒店	山木 繁成
熊本市東区下南部一丁目 4-5 8	白石商店	白石 敬子
熊本市北区硯川町 9 0 4	宮崎酒店	宮崎 欣治
熊本市中央区白山一丁目 9-1 3	株式会社 エス・エス・齋藤	代表取締役 齋藤 誠治
熊本市中央区本山四丁目 4-1	株式会社 イワサキ	代表取締役 岩崎 敏男
熊本市中央区本荘町 6 5 7-5	ラ・フォンテーヌ	松下 博之
福岡市東区松田一丁目 5-7	株式会社 ミスターマックス	代表取締役社長 平 野 能章
熊本市東区東町一丁目 1 番 1 号	有限会社 健軍ストアー	代表取締役 甲斐 憲明
熊本市北区楠四丁目 1 1-8	ジュアイ しまる	四丸 スミ子
熊本市東区新生一丁目 2 0-2	朝日新聞サービスアンカー ASA 熊本健軍西部	小原 友孝
熊本市北区楠六丁目 1-3 8	深浦薬局	深浦 恵子
熊本市西区田崎町 4 2 6 番地	株式会社 黒潮市場	代表取締役 米丸 哲朗
熊本市北区楠七丁目 8-1 0	株式会社 アレス	代表取締役 蒲原 晴生
熊本市北区八景水谷二丁目 5-2 6	山崎商店	山崎 シヅ子
熊本市北区清水新地六丁目 7-3	新地薬品	堀 修次
熊本市南区流通団地一丁目 6 6	株式会社 広栄	代表取締役 濱崎 正
熊本市北区龍田陳内三丁目 3 7-4 7	丸尾商店	丸尾 カズコ
熊本市東区上南部二丁目 2-2	株式会社 西紅	代表取締役社長 松 島 三秋
熊本市中央区上通町 2-7	株式会社 同仁堂	取締役社長 上野 景昭
熊本市西区花園一丁目 1 5-3 1	香月荒物店	島田 十喜子
熊本市西区小島三丁目 3 4-1 0	村上酒店	村上 一弘
熊本市中央区新町四丁目 1 1-3- 1 1 0 1	Yショップ清水本町店	松本 良一
福岡市博多区上牟田一丁目 1 1-2 8	三菱食品株式会社 九州支 社	執行役員支社長 長 沢 秀人
熊本市南区刈草一丁目 5-1 5	株式会社 吉本商事	代表取締役 吉本 光康

熊本市南区鷹町二丁目6-1	有限会社 坂口薬品	代表取締役 坂口 義彦
熊本市東区若葉一丁目39-2	合名会社 丸善	代表社員 小畑 政 幸
熊本市北区武蔵ヶ丘七丁目2-47	community cafe 634	城門 維文
熊本市北区龍田八丁目21-36	有限会社 ドラッグ中野	代表取締役 中野 昌弘
熊本市中央区花畑町13-2	薬局 くすりのタケハ	福田 智三朗
熊本市西区花園七丁目40-19	山栄ストアー	小山 清孝
熊本市中央区迎町一丁目4-7	池田タバコ店	池田 キミ子
熊本市西区沖新町2390	桑田酒店	桑田 享
熊本市西区横手三丁目1-9	株式会社 青山商店	代表取締役 青山 武司
福岡市博多区博多駅東三丁目13-21	マックスバリュ九州 株式会 社	代表取締役 柴田 英二
下関市山の田本町1-9	株式会社 レッド・キャベツ	代表取締役 岩下 良
菊池市片角290	株式会社 ビッグミカエル	代表取締役 古閑 達郎
熊本市南区並建町268-2	大野食料品店	大野 澄雄
熊本市中央区古大工町17	有限会社 西川食品	代表取締役 西川 速孝
熊本市南区城南町隈庄552	合資会社 台信商店	代表社員 台信 康 明
熊本市東区長嶺西一丁目5-1	株式会社 熊本ハローディ	社長 松元 孝一
熊本市中央区水道町1-27	大森 合資会社	代表社員 大森 慶 二
熊本市南区白藤一丁目21-1	藤城酒店	藤城 守
熊本市中央区黒髪二丁目40-1	熊本大学生活 協同組合	専務理事 深見 隆 久
熊本市南区砂原町427	前出酒店	前出 信子
熊本市北区龍田一丁目3-8	有限会社 やま弥	代表取締役 野島 規子
熊本市中央区本荘一丁目1-1	一般財団法人 恵和会	理事長 廣瀬 育生
熊本市西区島崎七丁目25-6	Yショップ柿原第一ストアー	島田 俊一
熊本市中央区東子飼町8-44	有限会社 エンタープライ ズ・フルショウ	代表取締役 古庄 研次
熊本市西区新土河原二丁目1-1	グリーンコープ生活協同組合 くまもと	専務理事 北島 修
熊本市西区花園二丁目8-13	村井商店	村井 一熙
大分県佐伯市野岡町二丁目1-10	株式会社 アタックスマート	代表取締役 筒井 靖彦
熊本市北区八景水谷二丁目17-1	有限会社 プロGRESS	代表取締役社長 矢 野 正勝

熊本市西区二本木二丁目13-17	合資会社 中村食品センター	代表社員 中村 昌一
熊本市東区御領三丁目15-60	有限会社 御領屋	代表取締役 大嶋 純一
佐賀市高木瀬町大字長瀬930	ダイレックス 株式会社	代表取締役 大島 秀昭
熊本市北区清水亀井町23-17	株式会社 島津商店	代表取締役 島津 修治
熊本市中央区九品寺三丁目16-61	株式会社 下川薬局	代表取締役 下川 泰
熊本市西区二本木三丁目3-26	勝木米穀店	勝木 俊郎
熊本市北区大窪一丁目1-22	有限会社 博寿	代表取締役 永戸 邦彦
上益城郡御船町大字小坂1259-2	有限会社 くまもと有機の会	代表取締役 眞田 一廣
熊本市南区流通団地一丁目64	株式会社 西本真生堂	代表取締役 西本 光宏
熊本市中央区帯山七丁目21-9	有限会社 ドラッグ アバ	代表取締役 下田 トシ子
熊本市西区中島町1863	吉村商店	吉村 晴世
熊本市西区池上町1537-3	有限会社 お菓子のあさい	代表取締役 浅井 茂宏
熊本市中央区大江五丁目14-12	株式会社 サンフード・イワナガ	代表取締役 岩永 基文
熊本市南区流通団地二丁目11	株式会社 ココストアウエスト	代表取締役 富田 晋
熊本市西区田崎本町5-21	有限会社 たかもと米穀	代表取締役 高本 哲男
熊本市中央区新屋敷三丁目13-4	合資会社 森本金物店	代表社員 森本 正治郎
熊本市中央区出水七丁目51-1	有限会社 神原	代表取締役 神原 稔
熊本市中央区細工町五丁目30	有限会社 Wai Wai マート	代表取締役 重元 さやか
熊本市南区川尻六丁目9-77	有限会社 マスナガ	代表取締役 増永 良徳
熊本市中央区神水本町2-5	株式会社 進栄塗料商事	代表取締役 太田 力夫
熊本市中央区新町四丁目2-5	有限会社 山崎商店	代表取締役 奥村 孝
高知市一宮徳谷3-14	株式会社 西日本セイムス	代表取締役 佐々木 桂一
熊本市中央区九品寺一丁目18-7	合資会社 湛酒店	代表社員 湛 直樹
熊本市中央区桜町3-22	株式会社 県民百貨店	代表取締役 松本 丞治

熊本市南区南高江六丁目 2-30	株式会社 北星堂	熊本営業所所長 西島 成俊
熊本市中央区水前寺六丁目 23-15	株式会社 クスリのカワツ	代表取締役 河津 信明
神奈川県秦野市南矢名三丁目 10-35	株式会社 富士サービス	代表取締役 鎌田 篤孝
熊本市西区島崎二丁目 33-30	ふくい電器	福井 秀一
熊本市中央区国府四丁目 3-16	ますや商店	益本 節子
熊本市南区畠口町 1370	コンビニエンスキタムラ	北村 秋男
熊本市南区近見二丁目 6-16	株式会社 タカキフーズ	代表取締役 高木 明
熊本市東区月出三丁目 2-1	有限会社 天野製印	代表取締役 天野 哲男
熊本市中央区大江六丁目 30-11	有限会社 ホリジム	代表取締役 堀 展彰
熊本市中央区新町四丁目 2-7	有限会社 貴美屋	代表取締役 伊東 聡美
熊本市北区大窪二丁目 7-14	株式会社 アイティーエス	代表取締役 岩本 好史
上益城郡益城町古閑 107-14	一般財団法人 防衛弘済会熊本事業所	事業所長 佐野 弘之
熊本市中央区新屋敷二丁目 13-12	株式会社 ハウスレッシュ	代表取締役 川口 雄三
熊本市北区龍田陳内一丁目 1-58	村上酒米店	村上 時子
熊本市南区会富町 54-1	株式会社 橋本屋	代表取締役社長 橋本 敏男
熊本市南区浜口町 124	熊本市飽田商工会	会長 出口 起秋
熊本市中央区東子飼町 3-1	有限会社 三葉商事	代表取締役 永村 成人
熊本市西区上代三丁目 15-30	株式会社 堀川	代表取締役 堀川 貴史
大野城市川久保一丁目 2-1	JR九州ドラッグイレブン株式会社	代表取締役社長 馬場 義文
熊本市西区出町 5-40	有限会社 ケンコウ堂メデカル	代表取締役 丸目 新一
熊本市東区新生一丁目 25-11	Yショップ新生1丁目店	田中 勢道
熊本市西区池田二丁目 24-10	堀川食品センター	勝村 美江
熊本市中央区平成三丁目 16-27	株式会社 九建ホーム	代表取締役 福嶋 正夫
熊本市北区龍田陳内四丁目 23-6	穴見酒店	穴見 光弘
熊本市西区小島六丁目 1-24	宮本商店	宮本 利一
熊本市西区出町 1-2	有限会社 曾我薬局	代表取締役 曾我 臻
熊本市南区川尻四丁目 14-1	林田酒店	林田 文人

熊本市北区小糸山町768-5	有限会社 元田商店	代表取締役 元田 徹明
福岡市博多区博多駅南二丁目9-1 1	イオン九州 株式会社	代表取締役 山口 聡一
神戸市東灘区向洋町西五丁目9	株式会社 トーホーキャッシ ュアンドキャリアー	代表取締役 奥野 邦治
熊本市中央区出水一丁目9-16	合資会社 永塩商店	無限責任社員 永塩 正三
熊本市北区鹿子木町85	松岡商店	松岡 則子
熊本市西区小島下町3675-3	園田商店	園田 ヨシノ
熊本市北区徳王町97	田上酒店	田上 弘規
熊本市南区幸田一丁目6-6	志垣商店	志垣 美津子
熊本市西区島崎三丁目20-36	平岡商店	平岡 篤範
熊本市東区新生一丁目15-7	乾商店	恵村 久子
東京都千代田区岩本町三丁目10- 1	山崎製パン 株式会社 デイ リーヤマザキ事業統括本部	部長 水野 渉
熊本市中央区渡鹿五丁目14-8	デイリーヤマザキ 熊本琴平 店	時里 篤
熊本市南区流通団地二丁目5	株式会社 木村	代表取締役 木村 光男
東京都府中市若松町一丁目38-1	株式会社 サンドラッグ	代表取締役 赤尾 主哉
熊本市西區城山大塘1-11-7	有限会社 ツカチク	代表取締役 塚本 康弘
熊本市西区出町1-9-101	有限会社 誠晋グループ	代表取締役 田口 誠
熊本市北区植木町岩野64-1	有限会社 三河屋スーパー	代表取締役 緒統 勝
熊本市東区上南部四丁目9-21	ショップ パル	木下 由美子
千葉県松戸市新松戸東9-1	株式会社 マツモトキヨシ	代表取締役社長 松 本 清雄
熊本市中央区大江五丁目14-20	田中商店	田中 良兒
熊本市東区尾ノ上一丁目8-11	有限会社 西口晴秀堂	代表取締役 西口 賢太郎
玉名市松木11番地3	株式会社 マルエイ	代表取締役 島本 和幸
熊本市北区鹿子木町52-1	徳永文具店	徳永 鈴子
熊本市中央区帯山三丁目38-15	株式会社 デイ・エムエル	代表取締役 松田 浩一
熊本市西区中原町625-2	夢さき通り ふれあい市	代表 西山 朋宏
熊本市北区八景水谷一丁目24-6	株式会社 島津商会	代表取締役 島津 裕成
広島市安佐北区安佐町大字久地66 5-1	株式会社 ポプラ	代表取締役社長 目 黒 真司

熊本市東区戸島七丁目 8-12	スーパーマツイ	松井 幸教
熊本市北区鹿子木町 151-1	熊本市北部商工会	会長 坂田 弘實
熊本市北区西梶尾町 450-4	有限会社 ヘアーサロンさかた	代表取締役 坂田 弘實
大阪市中央区南船場町三丁目 5-17	株式会社 ダイコク	代表取締役 新川 友寛
熊本市南区富合町清藤 68	株式会社 ホームプラザナフコ富合店	店長 亀本 晋典
熊本市北区貢町 1469	岩下酒店	岩下 忠允
東京都目黒区青葉台 2-19-10	株式会社 ドン・キホーテ	代表取締役 大原 孝治
福岡県筑紫郡那珂川町松木二丁目 61	嘉徳無線 株式会社	代表取締役 柳瀬 真澄
熊本市東区桜木一丁目 17-17 ローズガーデン II 105	グリーンサラダ	上野 健太郎
菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘一丁目 3-1	佐藤商店	佐藤 良一
阿蘇市一の宮町宮地 1985-2	有限会社 みやはら	代表取締役 宮原 ミツ子
熊本市北区清水本町 19-32	株式会社 岩下樹木園	代表取締役 池田 浩至
福岡市東区多の津一丁目 12-2 トライアルビル 2F	株式会社 トライアルカンパニー	代表取締役 永田 久男
熊本市東区佐土原二丁目 4-20	合同会社 有機生活	代表社員 田上 辰也
熊本市中央区通町 28	株式会社 カトー	代表取締役 加藤 強
熊本市西区田崎一丁目 5-57	有限会社 中九州みどり	代表取締役 赤星 孝明
熊本市西区春日八丁目 10 番 3 号	デイリーヤマザキ熊本島崎店	高木 洋
宇城市松橋町曲野 534-2	デイリーヤマザキ熊本石原店	杉浦 功一
上天草市大矢野町登立 13159	デイリーヤマザキ熊本馬渡 2 丁目店	兼尾 敏行
熊本市中央区黒髪二丁目 34-14 シティ 4 アジュール 101 号	デイリーヤマザキ熊本水道町店	羽山 泰弘
水俣市古賀町一丁目 1 番 1 号	生活協同組合 水光社	代表理事理事長 吉 永 章
栃木県宇都宮市星が丘 2-1-8	株式会社 コジマ	代表取締役 木村 一義
熊本市南区城南町隈庄 1077-7	有限会社 井上文具店	代表取締役 井上 正志
熊本市南区城南町隈庄 609	うえた履物店	川部 枝子
熊本市南区城南町築地 1096 番地 1	有限会社 緒方産業	取締役 緒方 きみ子

	熊本市南区城南町鰐瀬 6 5	里本商店	里本 園交
	熊本市南区富合町小岩瀬 8 9 0-1	川端酒店	川端 義幸
	熊本市南区城南町隈庄 6 0 4	有限会社 徳永農園	代表取締役 徳永 一夫
	熊本市南区富合町廻江 7 2 4-2	吉田商店	吉田 光徳
	熊本市東区御領五丁目 1 1 番 5 2 号	有限会社 シーズユー	代表取締役 上野 浩一
	熊本市南区城南町東阿高 1 4 8 5 番 地	株式会社 ホームプラザナフ コ城南店	店長 廣田 幸久
	熊本市南区富合町新 6 0 5 番地 1	改原酒店	改原 千鶴子
	熊本市南区城南町鰐瀬 8 5 の 2	有限会社 サトモト	代表取締役 福田 次良
	熊本市南区富合町木原 7 0 0	荒木商店	荒木 靖男
	八代市高島町 4 1 2 8 番地の 1	有限会社 にしだ	代表取締役 西田 眞實
	熊本市南区富合町杉島 1 1 4 5	北岡商店	北岡 昭治
	熊本市南区城南町宮地 1 2 6 6-1	柿原酒店	柿原 正行
	熊本市南区富合町木原 1 6 7 3-2	籠酒店	籠 京子
	熊本市南区城南町六田 7 4 0	下山酒店	下山 徹子
	熊本市南区富合町小岩瀬 9 8 1	志垣商店	志垣 孝子
	宮城県仙台市青葉区国見六丁目 4 1 - 3	サニーファーマシー 株式会 社	代表取締役 板東 久訓
熊本市職業訓練施設使用料	熊本市西区花園七丁目 1 9 番 1 0 号	職業訓練法人 熊本市職業訓 練センター	会長 笹原 博次
くまもと森都心プラザ使用 料	熊本市西区春日一丁目 1 4 番 1 号	くまもと森都心プラザ管理運 営共同企業体	共同企業体の代表 熊本市中央区大江 6 丁目 2 4 番 1 9 号 九州綜合サービス株 式会社 代表取締役 尾池 千佳子
電気式はかり検査手数料	熊本市東区水源二丁目 1 番 4 号	熊本市計量保全会	会長 園田 耕一
熊本市現代美術館展覧会図 録等の頒布収入	熊本市中央区上通町 2 番 3 号	公益財団法人 熊本市美術文 化振興財団	理事長 谷口 博通
熊本市現代美術館駐車場使 用料	熊本市中央区上通町 2 番 3 3 号	株式会社 熊日会館	代表取締役 荒牧 邦三

熊本市公設運動施設使用料 (熊本市総合体育館・青年会館、田迎公園運動施設、南部総合スポーツセンター、熊本市総合屋内プール、託麻スポーツセンター、水前寺野球場、水前寺競技場)	熊本市中央区出水二丁目 7 番 1 号	一財) 熊本市社会教育振興事業団	理事長 寺本 敬司
熊本城駐車場使用料 (熊本城二の丸駐車場・三の丸第一駐車場・三の丸第二駐車場・宮内駐車場)	熊本市中央区本山二丁目 7 番 1 号	株式会社 ホームセキュリティ熊本	代表取締役 際田 博巳
熊本城・歴史文化体験施設湧々座共通入園券販売代金	熊本市中央区上通町 3 番 3 1 号	熊本城観光交流サービス株式会社	代表取締役 江寄 純生
熊本市有料レンタサイクル 社会実験の自転車貸出料	熊本市中央区紺屋今町 3-1 0	株式会社 パスト 2 4	代表取締役 太田 康隆
	熊本市中央区東阿弥陀寺町 2	株式会社 ニュースカイホテル	代表取締役社長 櫻井 孝一
	熊本市中央区黒髪三丁目 7-2 9	熊本電気鉄道株式会社	代表取締役 中島 敬高
	熊本市西区春日一丁目 1 3-1	熊本駅前ビル株式会社	代表取締役社長 添島 安治
	熊本市中央区上通町 3-3 1	熊本城観光交流サービス株式会社	代表取締役 江寄 純生
	熊本市中央区新町二丁目 1 1-6	染物と宿の中島屋	代表 中島 浩二
	熊本市西区上熊本三丁目 2 6-3	野田林業株式会社	代表取締役 野田 和彦
	福岡県久留米市日吉町 1 2-3 5	株式会社 グリーンホテル・ブコーポレーション	代表取締役 岡村 徳之
熊本市中央区上通町 7-3 5	和数奇ホテルズ&リゾーツ株式会社 熊本和数奇司館	総支配人 長尾 勇	
水前寺江津湖公園 (庄口地区) 運動施設使用料	熊本市中央区花畑 3 番 1 号	公益社団法人 熊本市シルバー人材センター	理事長 荒木 哲美
石神山公園使用料	熊本市中央区花畑町 3 番 1 号	公益社団法人 熊本市シルバー人材センター	理事長 荒木 哲美
坪井川緑地運動施設使用料	熊本市中央区花畑 3 番 1 号	公益社団法人 熊本市シルバー人材センター	理事長 荒木 哲美
熊本市みかん実験農場生産物販売委託	熊本市西区田崎町 4 8 4	熊本大同青果株式会社	代表取締役 月田 求仁敬
廃棄物処理手数料	福岡県筑紫郡那珂川町松木 2 丁目 6 1 番地	嘉徳無線株式会社	代表取締役 柳瀬 真澄
	福岡県大野城市山田 5 丁目 3 番 1 号	株式会社 マルキョウ	代表取締役 斉田 敏夫
	玉名市松木 1 1 番地 3	株式会社 マルエイ	代表取締役 島本 和幸

新潟市南区清水4501番地1	株式会社 コメリ	代表取締役 捧 雄一郎
熊本市東区尾ノ上2丁目22番15号	株式会社 鮮ど市場	代表取締役 田中敏弘
山鹿市鹿校通3丁目6-32 パレーシャルイチイ202号		坂元 翔
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階	株式会社 コスモス薬品	代表取締役 宇野正晃
熊本市北区植木町岩野64番地の1	有限会社 三河屋スーパー	代表取締役 緒統勝
熊本市北区植木町投刀塚379番地1	山田産業株式会社	代表取締役 山田耕司
熊本市北区植木町植木133番地の1	株式会社 ロッキー	代表取締役 竹下光伸
熊本市北区植木町鞍掛1549番地		内田 利弘
熊本市北区植木町滴水21番地の5	株式会社 きくかむ	代表取締役 菊川照久
熊本市北区植木町植木186番地1	株式会社 いけだ	代表取締役 池田良行
山鹿市鹿央町持松159番地1	鹿本農業協同組合	代表理事組合長 松下 隆裕
熊本市北区植木町大和26番地5		木村 高幸
熊本市北区池田3丁目57-3-301		木村 安佐子
山鹿市山鹿1440番地		豊嶋 裕一
熊本市北区植木町内202番地		田中 まつ子
熊本市南区近見3丁目4番8号		田中 幸彦
山鹿市鹿本町来民687番地	合資会社 木村飼料店	代表社員 木村 寿雄
熊本市中央区千葉城町5番14号		吉本 勝利
熊本市北区植木町豊田500番地23		吉本 隆徳
熊本市東区月出一丁目7番13号	大森産業株式会社	代表取締役 大森敏雄
熊本市中央区大江6丁目28番6号	株式会社 MR	代表取締役 山川由修
熊本市北区植木町宮原153番地4		藤井 幸助
熊本市北区植木町鞍掛1547番地		内田 久美子
熊本市北区植木町滴水53番地4		淵田 松子
熊本市北区植木町木留1792番地		宮崎 ひとみ
熊本市北区植木町植木31番地	有限会社 財頭種苗園	代表取締役 財頭正次郎
熊本市北区植木町広庄389番地6		若木 英之

	熊本市北区植木町正清536番地	有限会社 田中商店	代表取締役 田中 龍男
	熊本市北区改寄町2486番地5		加藤 勝憲
	荒尾市川登483番地4		高野 常吉

2 委託期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

第4

1 委託する歳入の種類及び受託者

委託する歳入の種類	受託者		
	所在地、住所	団体等名称	職名、氏名
熊本市戸籍、住民票、所得証明 等証明手数料	東京都渋谷区代々木二丁目2番 1号	株式会社 アイヴィジット	代表取締役 澄川 雅弘

2 委託期間

平成26年4月1日から平成28年3月31日まで

第5

1 委託する歳入の種類及び受託者

委託する歳入の種類	受託者		
	所在地、住所	団体等名称	職名、氏名
熊本城入園料及び駐車場使用料(熊 本城二の丸駐車場・三の丸第一駐車 場・三の丸第二駐車場・宮内駐車場) 時間外	熊本市中央区帯山四丁目18番11号	株式会社 キューネット	代表取締役 西川 尚希
熊本城入園料	熊本市中央区帯山三丁目8番44号	株式会社 三勢	代表取締役 福原 英喜
旧細川刑部邸入園料	熊本市中央区帯山三丁目8番44号	株式会社 三勢	代表取締役 福原 英喜

2 委託期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

第6

1 委託する歳入の種類及び受託者

委託する歳入の種類	受託者		
	所在地、住所	団体等名称	職名、氏名
熊本市辛島公園地下駐車場使用料	熊本市中央区辛島町1番地下1 号	一般財団法人 熊本市駐車場公社	理事長 内田 敬一
熊本市障害者福祉センター希望荘 浴場使用料	熊本市南区平成一丁目16番1 8号	社会福祉法人 熊本市社会福祉事 業団	理事長 宗村 收

2 委託期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

告示第201号

平成26年4月2日

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第2項の規定に基づき保管した広告物又は掲出物件について、次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

撤去日	名称 又は種類	数量	撤去場所	保管 開始日
3月17日	はり札等	3	健軍・八分字町・佐土原	3月18日
3月18日	はり札等	6	麻生田・津浦町・楡木・清水 亀井町	3月19日
3月24日	はり札等	7	南熊本・島崎	3月25日
3月25日	はり札等	6	田迎・八景水・坪井	3月26日
	立看板等	1	江津	
3月28日	はり札等	4	松尾町・春日	3月29日
3月31日	はり札等	4	野口	4月1日
保管場所 熊本市花畑別館 (熊本市中央区花畑町3-1)				

告 示 第 2 0 3 号

平成 2 6 年 4 月 3 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 1 条の 2 5 第 2 項の規定に基づき、一般相談支援事業を行う事業者の指定を廃止したので、同法第 5 1 条の 3 0 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 廃止した事業所の名称及び所在地
相談支援サン・シーエル
熊本市中央区国府本町 6 番 3 号東方ビル 1 階
- 2 廃止した事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
株式会社サン・シーエル
熊本市中央区国府本町 6 番 3 号東方ビル 1 階
代表取締役 石川 哲男
- 3 廃止した事業の種類
地域移行支援、地域定着支援
- 4 廃止年月日
平成 2 6 年 3 月 3 1 日

告 示 第 2 0 4 号

平成 2 6 年 4 月 3 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 1 条の 2 5 第 4 項の規定に基づき、特定相談支援事業を行う事業者の指定を廃止したので、同法第 5 1 条の 3 0 第 2 項第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 廃止した事業所の名称及び所在地
相談支援サン・シーエル

- 熊本市中央区国府本町 6 番 3 号東方ビル 1 階
- 2 廃止した事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
株式会社サン・シーエル
熊本市中央区国府本町 6 番 3 号東方ビル 1 階
代表取締役 石川 哲男
- 3 廃止年月日
平成 26 年 3 月 31 日

告 示 第 2 0 6 号

平成 26 年 4 月 4 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設を指定したので、同法第 51 条第 1 項第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 事業所の名称及び所在地
- (1) トライハウス
熊本市東区画区町下無田 1 5 6 2 番地 1
 - (2) なずな工房
熊本市南区富合町清藤 8 8 番地 2
 - (3) 多機能型訓練施設 めぐみ学園
熊本市中央区萩原町 1 番 3 号
 - (4) 多機能型支援センター ふれあいワーク
熊本市北区龍田九丁目 1 2 1 0 番 1
 - (5) 味楽亭
熊本市中央区新屋敷一丁目 2 2 番 1 1 号
 - (6) ケアーネット・心花
熊本市南区畠口町 2 5 2 5 番地 9
 - (7) サポートセンターかがやき
熊本市中央区新屋敷一丁目 1 3-4 金倉ビル 1 階
 - (8) 障害者支援施設ゆめの里
熊本市西区河内町野出 3 番地 1
 - (9) グループホームのはら荘
熊本市北区明德町字上市原 1 3 0 6 番 4
 - (10) グループホーム・ケアホーム心陽
熊本市南区富合町木原 1 0 1 番地
 - (11) 短期入所しんせい
熊本市西区沖新町 3 9 9 4 番地 1
- 2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- (1) 特定非営利活動法人こころみ会
熊本市東区画区町下無田 1 5 6 2 番地 1 北岡 司
 - (2) 特定非営利活動法人なずな工房
熊本市南区富合町杉島 1 1 6 3 番地 5 北島 佳代
 - (3) 社会福祉法人 恵熊会
熊本市中央区萩原町 1 番 3 号 八浪 敏恵
 - (4) 社会福祉法人 わくわく
熊本市北区龍田九丁目 1 2 1 0 番 1 小笠原 嘉祐

- (5) NPO法人 えん
熊本市中央区新屋敷一丁目 2 2 番 1 1 号 島野 俊紀
 - (6) 株式会社CAN
熊本市北区梶尾町 3 8 6 番地 7 林 京子
 - (7) 一般社団法人地域生活 You & I
熊本市中央区新屋敷一丁目 1 3 - 4 金倉ビル 1 階 石嶋 孝晴
 - (8) 社会福祉法人明悠会
熊本市西区河内町野出 3 番地 1 中川 格清
 - (9) 有限会社オー・エス収集センター
熊本市北区楠野町 1 0 4 6 番地 2 野原 雅浩
 - (10) 社会福祉法人富合福祉会
熊本市南区富合町木原 1 0 1 番地 紫垣 洋伸
 - (11) 社会福祉法人新生会
熊本市西区沖新町 3 9 9 4 番地 1 古島 英昭
- 3 指定年月日
平成 2 6 年 4 月 1 日
- 4 障害福祉サービスの種類
- (1) 生活介護
 - (2) 就労継続支援 B 型
 - (3) 就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型
 - (4) 生活介護
 - (5) 就労継続支援 A 型
 - (6) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護
 - (7) 居宅介護、重度訪問介護
 - (8) 施設入所支援、生活介護、短期入所
 - (9) 共同生活援助
 - (10) 短期入所
 - (11) 短期入所
- 5 主たる対象とする障害の種類
- (1)~(2) 特定無し
 - (3) 知的障害者、精神障害者、難病患者
 - (4)~(11) 特定なし

告 示 第 2 0 7 号

平成 2 6 年 4 月 4 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 1 条の 1 4 第 1 項の一般相談支援事業者を指定したので、同法第 5 1 条の 3 0 第 1 項第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 事業所の名称及び所在地

- (1) まちくら相談支援センター
熊本市南区江越一丁目 1 7 - 1 2 フローラル江越 1 0 1
- (2) おれんじ村 I n c .
熊本市東区长嶺西二丁目 6 - 1 0

2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

- (1) NPO 法人まちくらネットワーク熊本

熊本市北区兎谷二丁目 3-20 中川 勝則

(2) 社会福祉法人 くまもと障害者労働センター

熊本市東区長嶺南一丁目 5 番 40 号 花田 昌宣

3 指定年月日

平成 26 年 4 月 1 日

4 地域相談支援の種類

(1) 地域移行支援、地域定着支援

(2) 地域移行支援、地域定着支援

5 主たる対象とする障害の種類

(1) 特定無し

(2) 特定無し

告示第 208 号

平成 26 年 4 月 4 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 1 条の 17 第 1 項第 1 号の特定相談支援事業者を指定したので、同法第 51 条の 30 第 2 項第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸山 政史

1 事業所の名称及び所在地

(1) まちくら相談支援センター

熊本市南区江越一丁目 17-12 フローラル江越 101

(2) おれんじ村 Inc.

熊本市東区長嶺西二丁目 6-10

(3) 相談支援センターひご大輪

熊本市西区花園七丁目 1090-2

2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

(1) NPO 法人まちくらネットワーク熊本

熊本市北区兎谷二丁目 3-20 中川 勝則

(2) 社会福祉法人 くまもと障害者労働センター

熊本市東区長嶺南一丁目 5 番 40 号 花田 昌宣

(3) 社会福祉法人 大輪会

熊本市西区花園七丁目 1090-2 松村 敏人

3 指定年月日

平成 26 年 4 月 1 日

4 主たる対象とする障害の種類

(1) 特定無し

(2) 特定無し

(3) 身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者

告示第 209 号

平成 26 年 4 月 4 日

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条の 26 第 1 項第 1 号の障害児相談支援事業者を指定したので、同法第 24 条の 37 第 1 項第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸山 政史

1 事業所の名称及び所在地

(1) まちくら相談支援センター

熊本市南区江越一丁目 17-12 フローラル江越 101

(2) おれんじ村 I n c.

熊本市東区长嶺西二丁目 6-10

2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

(1) NPO 法人まちくらネットワーク熊本

熊本市北区兎谷二丁目 3-20 中川 勝則

(2) 社会福祉法人 くまもと障害者労働センター

熊本市東区长嶺南一丁目 5 番 40 号 花田 昌宣

3 指定年月日

平成 26 年 4 月 1 日

告 示 第 2 1 0 号

平成 26 年 4 月 4 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の指定及び同法第 53 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 78 条及び同法第 115 条の 10 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに 代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4370110 399	エミタスデイサービス薬園町 熊本市中央区薬園町 3 番 32 号	医療法人社団きはら 熊本市中央区黒髪一丁目 1 番 25 号 理事長 木原 和生	平成 26 年 4 月 8 日	通所介護
4370110 399	エミタスデイサービス薬園町 熊本市中央区薬園町 3 番 32 号	医療法人社団きはら 熊本市中央区黒髪一丁目 1 番 25 号 理事長 木原 和生	平成 26 年 4 月 8 日	介護予防通所介 護

告 示 第 2 1 1 号

平成 26 年 4 月 4 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づき、放置自転車を移動・保管したので、同条例第 14 条第 1 項及び第 16 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 自転車が放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間

(1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所

ア 平成 26 年 3 月 17 日 熊本駅南駐輪場、熊本駅北駐輪場、北区清水新地四丁目 7 銀座通り
エリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、辛島エリア、並
木坂エリア

イ 平成 26 年 3 月 18 日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、辛島
エリア、並木坂エリア

ウ 平成 26 年 3 月 19 日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、東区
上南部二丁目 23、並木坂エリア

エ 平成 26 年 3 月 20 日 中央区水前寺三丁目 33

オ 平成 26 年 3 月 24 日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリ

ア、辛島エリア、水道町エリア、並木坂エリア

カ 平成 26 年 3 月 25 日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、西
 区城山下代二丁目 2、西区田崎本町 2、並木坂エリア

キ 平成 26 年 3 月 26 日 手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、水道町エリア、西区二
 本木四丁目 6

ク 平成 26 年 3 月 27 日 健軍ピアクレス、健軍自転車駐輪場、健軍変電所前駐輪場、市立図
 書館

ケ 平成 26 年 3 月 26 日 手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、水道町エリア、西区二
 本木四丁目 6

コ 平成 26 年 3 月 28 日 銀座通りエリア、手取エリア、新市街エリア、水道町エリア

(2) 保管の場所 平成第 2 自転車保管所

(3) 保管の期間 平成 26 年 7 月 4 日まで

2 移動・保管台数

自転車 125 台

3 返還事務を行う曜日・時間

月曜日から土曜日まで

午前 10 時から午後 4 時 30 分まで

日曜日、祝祭日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは返還事務を行わない。

4 返還を受けるための必要事項

自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返
 還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示
 等しなければならない。

5 連絡先（返還事務を行う場所）

平成第 2 自転車保管所（電話 096-370-5606）

熊本市中央区平成二丁目 235 番（平成跨線橋下）

告 示 第 2 1 2 号

平成 26 年 4 月 4 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11
 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 団体の名称

下鈴麦区自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「小俵 良一」を「緒方 眞一」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本市北区植木町鈴麦 375 番地」を「熊本市北区植木町鈴麦 248 番地 2」に改める。

告 示 第 2 1 3 号

平成 26 年 4 月 4 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11
 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 団体の名称

木留自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「中井 良一」を「米ヶ田 直利」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本市北区植木町木留 1 7 9 6 番地」を「熊本市北区植木町木留 1 7 6 0 番地 2」に改める。

告 示 第 2 1 4 号

平成 2 6 年 4 月 7 日

平成 2 5 年度市県民税納税通知書の送達を受けるべき次の者の住所及び居所が不明のため、当該書類を送達することができないので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 2 5 年告示第 8 9 号）第 1 3 条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市財政局課税管理課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

該当年度	税 目	期別	指定納期限	住所及び氏名（登載省略）
平成 2 4	市県民税	過 4	平成 2 6 年 4 月 3 0 日	1 人
平成 2 5	市県民税	過 4	平成 2 6 年 4 月 3 0 日	4 人

告 示 第 2 1 5 号

平成 2 6 年 4 月 7 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の指定及び同法第 5 3 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 7 8 条及び同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並 びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの 種類
4 3 7 0 1 1 0 4 0 7	デイハウス まきの木 熊本市南区城南町隈庄 7 8 8 番地 5	株式会社ソフィアライン 熊本市南区城南町舞原 3 2 7 番地 5 代表取締役 重富 久美子	平成 2 6 年 4 月 8 日	通所介護
4 3 7 0 1 1 0 4 0 7	デイハウス まきの木 熊本市南区城南町隈庄 7 8 8 番地 5	株式会社ソフィアライン 熊本市南区城南町舞原 3 2 7 番地 5 代表取締役 重富 久美子	平成 2 6 年 4 月 8 日	介護予防通 所介護

告 示 第 2 1 6 号

平成 2 6 年 4 月 7 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 8 5 条及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 3 条の 2 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並び に代表者の氏名	指定年月日	サービスの 種類
4370110 415	居宅介護支援事業所 まきの木 熊本市南区城南町隈庄788番 地5	株式会社ソフィアライン 熊本市南区城南町舞原327番地5 代表取締役 重富 久美子	平成26年 4月8日	居宅介護支 援

告 示 第 2 1 7 号
平成 2 6 年 4 月 8 日

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）・配当計算書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び熊本市税条例（昭和25年告示第89号）第13条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸山政史

国税徴収法第54条に基づく差押調書（謄本）・配当計算書の送達を受けるべき者の住所及び氏名
（登載省略）

1人

告 示 第 2 1 9 号
平成 2 6 年 4 月 8 日

平成26年10月27日から、熊本市の別図1に示す町の区域を別図2に示すとおり新たに画し、及び新たに画する町（松尾一丁目及び松尾二丁目に限る。）の区域に包含される区域内に存在する字の区域を廃止することとしたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により、次のとおり公示する。

熊本市長 幸山政史

- 1 新たに画する町の区域図
西区松尾町上松尾地域
 - (1) 現町界町名
 - (2) 新町界町名
- 2 処分の内容
別紙のとおり（登載省略）

告 示 第 2 2 0 号
平成 2 6 年 4 月 8 日

田井島南土地区画整理事業の施工に伴い、熊本市の町の区域を変更することとしたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

1 変更調書

変更前	区 域	変更後
田井島三丁目	186の2の一部、187の2の一部、298の1の一部、300の2の一部、300の3の一部、301の2の一部、301の3の一部、302、303、304の1の一部、304の2の一部、305の一部、306の一部、307・308合併の一部及びこれら	良町一丁目

	の区域に介在する道路及び水路である公有地の全部	
良町一丁目	203、211の1の一部、211の2の一部、212の1、212の2の一部、297の3の一部及びこれらの区域に隣接する水路である 公有地の全部	田井島三丁目
良町一丁目	218の1の一部、218の2の一部、219の1の一部、233の1の一部、235の1から235の3の各一部、236の2の一部及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部	良町四丁目
良町四丁目	234の一部	良町一丁目

2 変更年月日

平成26年6月1日

3 関係図面 (位置図・町界変更図)

別紙のとおり (掲載省略)

告 示 第 2 2 1 号

平成 26 年 4 月 8 日

公有水面の埋立てにより、あらたに次に掲げる土地が生じたため確認し、これに係る町及び字の区域を次のとおり決定したので、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第9条の5第2項、同法第260条第2項及び同法第252条の17の2及び熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例 (平成11年条例第58号) 第2条の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 あらたに生じた土地の位置、面積、編入する町及び字

あらたに生じた土地	編入する町
熊本市南区海路口町字浦田北下割4065の66、4065の63、4065の79、4065の81、4065の80、4065の82、4065の57及び4065の90に隣接介在する水路に隣接する道路地先並びに字浦田南下割3799の4及び3798の4に隣接する水路に隣接する道路地先公有水面埋立地 28,994.79平方メートル	熊本市南区海路口町字浦田北下割

2 関係図面 (位置図、字図、求積図)

別紙のとおり

告 示 第 2 2 2 号

平成 26 年 4 月 9 日

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条の2第1項の認可をした団体から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 団体の名称

鞍掛自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「林田 雄二」を「三栗野 直」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本市北区植木町鞍掛 1 3 0 0 番地 1」を「熊本市北区植木町鞍掛 1 4 1 7 番地 3」に改める。

告 示 第 2 2 3 号

平成 2 6 年 4 月 9 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第 5 1 条第 1 項第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 事業所の名称及び所在地
ヘルパーステーション佳門
熊本市東区御領五丁目 1 番 1 号
- 2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
株式会社佳門
熊本市東区御領五丁目 1 番 1 号 甲斐 八重子
- 3 指定年月日
平成 2 6 年 4 月 8 日
- 4 障害福祉サービスの種類
居宅介護、重度訪問介護
- 5 主たる対象とする障害の種類
特定無し

告 示 第 2 2 4 号

平成 2 6 年 4 月 9 日

平成 2 5 年度及び平成 2 6 年度介護保険料納付通知書（普通徴収）の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明であることから書類を送達することができないため、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 及び熊本市介護保険条例（平成 1 2 年条例第 5 号）第 9 条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局高齢介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

年 度	料 目	期 別	納 期 限	備 考
平成 2 5 年度	介護保険料	3 月期	平成 2 6 年 4 月 3 0 日	公示送達者
平成 2 6 年度	介護保険料	4 月期	平成 2 6 年 4 月 3 0 日	1 1 2 人 (登載省略)
		5 月期	平成 2 6 年 6 月 2 日	
		6 月期	平成 2 6 年 6 月 3 0 日	
		7 月期	平成 2 6 年 7 月 3 1 日	

告 示 第 2 2 5 号

平成 2 6 年 4 月 1 0 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第 5 1 条第 1 項第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 事業所の名称及び所在地
(1) オレンジホーム

- 熊本市西区河内町船津 2 7 1 1 - 2
- (2) 済生会熊本福祉センター グループホーム・ケアホーム事業所
熊本市南区内田町 3 5 5 2 - 1
- (3) 明和学園グループホーム・ケアホーム事業所
熊本市南区中無田町 6 4 8
- (4) つばき学園グループホーム・ケアホーム事業所
熊本市西区花園七丁目 1 0 9 0 - 2
- (5) えづこの家
熊本市東区画区町大字重富 5 7 5
- (6) 医療法人社団 牧野皮膚科医院
熊本市中央区水前寺一丁目 1 7 番 1 7 号
- (7) 託麻ワークセンターグループホーム・ケアホーム事業所
熊本市東区小山四丁目 9 番 8 8 号
- (8) もみの木 グループホームケアホーム事業所
熊本市東区長嶺東五丁目 6 番 1 2 3 号
- (9) 第二城南学園グループホーム・ケアホーム事業所
熊本市南区城南町大字藤山 1 2 6 3 番地
- (10) グループホーム・ケアホーム心陽
熊本市南区富合町木原 1 0 1 番地
- (11) 城南学園ケアホーム事業所
熊本市南区城南町藤山 1 2 7 6 番地 2
- (12) グループホーム・ケアホーム「けやき」
熊本市南区城南町大字舞原三和原 1 4 1 5 - 1
- (13) ケアホーム まんまん
熊本市東区戸島町 4 5 9 - 1
- (14) 「はなのいえ」
熊本市西区島崎二丁目 2 6 番 4 6 号
- (15) れん
熊本市東区戸島五丁目 8 番 6 号
- (16) ゆめくらし事業所
熊本市北区明德町 7 0 7 番地 1
- (17) ライフサポートセンター アメニティ
熊本市北区兔谷二丁目 3 番 2 0 号
- (18) 第二大江学園ケアホーム事業所
熊本市東区渡鹿八丁目 1 4 番 5 5 号
- (19) きらら
熊本市西区河内町船津 2 7 0 9 - 9 8
- (20) サポートセンター河内 共同生活援助・共同生活介護事業所
熊本市西区河内町船津 2 2 8 5
- (21) ケアホーム すまいる
熊本市南区島町一丁目 4 - 3
- 2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- (1) 特定非営利活動法人 オレンジワークの会
熊本市西区河内町船津 2 7 1 1 - 2 寺本 禮次
- (2) 社会福祉法人 恩賜財団済生会
東京都港区三田一丁目 4 番 2 8 号 須古 博信

- (3) 社会福祉法人 勝縁会
熊本市南区中無田町648 原田 順也
- (4) 社会福祉法人 大輪会
熊本市西区花園七丁目1090-2 松村 敏人
- (5) 社会福祉法人 志友会
熊本県葦北郡芦北町芦北2813番地 篠原 誠
- (6) 医療法人社団牧野皮膚科医院
熊本市中央区水前寺一丁目17番17号 牧野 良造
- (7) 社会福祉法人 桜木会
熊本市東区小山四丁目9番88号 門川 頼俊
- (8) 社会福祉法人 長嶺会
熊本市東区长嶺東五丁目6番123号 宮川 洸平
- (9) 社会福祉法人 慶信会
熊本市南城区南町大字藤山1276番地2 甲斐 孝子
- (10) 社会福祉法人 富合福祉会
熊本市南区富合町木原101番地 紫垣 洋伸
- (11) 社会福祉法人 慶信会
熊本市南城区南町大字藤山1276番地2 甲斐 孝子
- (12) 医療法人 杏和会
熊本市南城区南町舞原無番地 宮本 誠二
- (13) 社会福祉法人 託麻会
熊本市東区小山町2210番地 満永 寿博
- (14) 日本ウイリング株式会社
東京都板橋区加賀一丁目10番2号 平岩 武昭
- (15) 社会福祉法人 ライン工房
熊本市東区戸島五丁目8番6号 武田 幸之助
- (16) 社会福祉法人 明德会
熊本市北区明德町707番地1 樺嶋 潤一郎
- (17) NPO法人 まちくらネットワーク熊本
熊本市北区兎谷二丁目3番20号 中川 勝則
- (18) 社会福祉法人 肥後自活団
熊本市東区渡鹿八丁目14番55号 塘林 恭介
- (19) 社会福祉法人 明悠会
熊本市西区河内町野出3番地1 中川 格清
- (20) NPO法人 八紘会
熊本市西区河内町船津2285 上村 以知子
- (21) 社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
熊本市南区平成一丁目16-18 宗村 收

3 指定年月日

平成26年4月1日

4 障害福祉サービスの種類

共同生活援助

5 主たる対象とする障害の種類

- (1) 知的障害者
- (2) 知的障害者
- (3) 知的障害者

- (4) 知的障害者
- (5) 知的障害者
- (6) 知的障害者
- (7) 知的障害者
- (8) 知的障害者
- (9) 知的障害者
- (10) 特定なし
- (11) 知的障害者
- (12) 知的障害者、精神障害者、身体障害者
- (13) 知的障害者、身体障害者、難病患者
- (14) 知的障害者
- (15) 知的障害者、身体障害者
- (16) 知的障害者
- (17) 特定なし
- (18) 知的障害者
- (19) 特定なし
- (20) 知的障害者、精神障害者、身体障害者
- (21) 特定なし

告 示 第 2 2 6 号

平成 2 6 年 4 月 1 0 日

国民健康保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 7 8 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成 2 5 年度	2 月期	5 9 9 人
	1 月期	2 6 人
	1 2 月期	3 人
	1 1 月期	1 人
	1 0 月期	1 人
	8 月期	1 人
	7 月期	1 人
	6 月期	1 人
平成 2 4 年度	3 月期	1 人
	2 月期	1 人
	1 月期	1 人
	1 2 月期	2 人
	1 1 月期	2 人
	1 0 月期	1 人
	9 月期	1 人

	8 月期	2 人
	7 月期	1 人
	6 月期	1 人
平成 23 年度	3 月期	1 人

上記の者は、指定期限までに国民健康保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成 26 年 4 月 21 日

告 示 第 2 2 7 号

平成 26 年 4 月 10 日

介護保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市介護保険条例第 9 条の規程により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成 25 年度	2 月期	165 人
	1 月期	5 人

上記の者は、指定期限までに介護保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成 26 年 4 月 21 日

告 示 第 2 2 8 号

平成 26 年 4 月 10 日

後期高齢者医療保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 112 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成 25 年度	2 月期	12 人

上記の者は、指定期限までに後期高齢者医療保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成 26 年 4 月 21 日

告 示 第 2 2 9 号

平成 26 年 4 月 10 日

平成 25 年告示第 483 号で土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき要措置区域（特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域）に指定した区域の一部について、同条第 4 項の規定に基づきその指定を解除するので、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 要措置区域の指定を解除する土地の所在地
熊本市中央区本荘町字上白川端 320 番 1 の一部

- 2 同条第 1 項の指定の事由がなくなつたと認める特定有害物質の種類
水銀及びその化合物
- 3 要措置区域において講じられた措置
土壌汚染の除去

告 示 第 2 3 0 号

平成 26 年 4 月 10 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があつたので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 団体の名称
二田自治会
- 2 変更があつた事項及びその内容
 - (1) 代表者の氏名
「新生 恒明」を「吉島 信哉」に改める。
 - (2) 代表者の住所
「熊本市北区植木町正清 107 番地 3」を「熊本市北区植木町正清 21 番地 1」に改める。

告 示 第 2 3 1 号

平成 26 年 4 月 10 日

市道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

整理番号	路線名	道路の区域			
		区 間	旧新 の別	敷地の幅 員 (m)	延 長 (m)
6-70	横手 3 丁目第 23 号線	西区横手三丁目 719 番 1 地先から 西区横手三丁目 722 番地先まで	旧	1.5 ～ 2.2	6.7
		西区横手三丁目 719 番 1 地先から 西区横手三丁目 722 番地先まで	新	2.1 ～ 29.2	6, 7

告 示 第 2 3 2 号

平成 26 年 4 月 10 日

市道の供用を開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）同法第 18 条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

整理番号	路線名	道路の区域	供用開始の期日
		区 間	
4042	龍田 3 丁目龍田 4 丁目第 1 号線	北区龍田三丁目 2 3 8 5 番 4 地先から 北区龍田三丁目 2 3 7 0 番地先まで	平成 26 年 4 月 10 日

告 示 第 2 3 3 号

平成 26 年 4 月 11 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 団体の名称

嘉村区自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「西田 志誠」を「佐伯 秀義」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本市北区植木町米塚 4 7 3 番地 2」を「熊本市北区植木町米塚 3 7 6 番地 1」に改める。

告 示 第 2 3 4 号

平成 26 年 4 月 11 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 団体の名称

下岩野自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「青木 国男」を「上田 光保」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本市北区植木町岩野 3 5 4 2 番地 1」を「熊本市北区植木町岩野 4 4 8 番地 2」に改める。

告 示 第 2 3 5 号

平成 26 年 4 月 11 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 85 条及び同法施行規則（平成 26 年厚生省令第 36 号）第 133 条の 2 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地 並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの 種類

4370110 431	居宅介護支援事業所 早稲田イーライフ 江津湖 熊本市中央区出水四丁目15番27号	株式会社イーライフ 熊本市中央区帯山五丁目1番3号 代表取締役 長谷川 健	平成26年 5月1日	居宅介護支 援
----------------	--	---	---------------	------------

告示第 236 号

平成 26 年 4 月 11 日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の指定及び同法第53条第1項本文の指定をしたので、同法第78条及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の2並びに同法第115条の10及び同法施行規則第140条の23の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並び に代表者の氏名	指定年月日	サービス の種類
4370110 423	リハセンターみどりの樹 楠 熊本市北区龍田九丁目3番9号	株式会社リーブス・ケア 熊本市東区長嶺東五丁目28番11号 代表取締役 中島 理子	平成26年 4月14日	通所介護
4370110 423	リハセンターみどりの樹 楠 熊本市北区龍田九丁目3番9号	株式会社リーブス・ケア 熊本市東区長嶺東五丁目28番11号 代表取締役 中島 理子	平成26年 4月14日	介護予防 通所介護

告示第 237 号

平成 26 年 4 月 14 日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可をした団体から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

1 団体の名称

内目自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「松永 元弘」を「中山 一男」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本市北区植木町轟1018番地」を「熊本市北区植木町轟463番地」に改める。

告示第 238 号

平成 26 年 4 月 15 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1項の規定に基づき告示する。

熊本市長 幸山政史

指定医療機関	所在地	担当すべき 医療の種類	主として担当す る医師（薬剤師） 氏名	指定年月日

さいい薬局 上熊本店	熊本市西区上熊本二丁目13番11号	調 剤	内田 憲之	平成26年4月1日
大学堂薬局 藤崎宮前支店	熊本市中央区南千反畑町11番5号	調 剤	大森 一彦	平成26年4月1日
タケシタ調剤薬局 新屋敷店	熊本市中央区新屋敷一丁目17番39号	調 剤	岡崎 直哉	平成26年4月1日
DI薬局 水前寺店	熊本市中央区出水一丁目4番39号	調 剤	松田 秀一	平成26年4月1日
むさし薬局	熊本市北区龍田九丁目4番38号	調 剤	古本 敏也	平成26年4月1日
アイン薬局 熊本中央店	熊本市南区田井島一丁目11番22号	調 剤	友綱 達也	平成26年4月1日
さくら調剤薬局 上熊本店	熊本市西区上熊本二丁目12番25号	調 剤	水野 かおる	平成26年4月1日
さくら調剤薬局 楠店	熊本市北区楠七丁目1番65号	調 剤	佐伯 直美	平成26年4月1日
さくら調剤薬局 浜線店	熊本市南区良町一丁目22番17号	調 剤	野田 ひとみ	平成26年4月1日
なないろ薬局 島崎店	熊本市中央区島崎一丁目32番8号	調 剤	前田 憲治	平成26年4月1日

告示第 239 号

平成 26 年 4 月 15 日

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項に規定する医師を次のとおり指定したので、熊本市身体障害者福祉法施行細則（平成 6 年規則第 63 号）第 4 条の規定に基づき告示する。

熊本市長 幸山 政史

診療科目	医師氏名	医療機関名	所在地	指定日
外 科	兼田 博	西日本病院	熊本市東区八反田三丁目20番1号	平成23年4月1日
外 科	光野 利英	老人保健施設 シルバーピア水前寺	熊本市中央区水前寺五丁目2番22号	平成24年4月1日
小児科	西原 卓宏	熊本赤十字病院	熊本市東区長嶺南二丁目1番1号	平成26年3月31日
呼吸器科	本田 美津子	済生会熊本病院	熊本市南区近見五丁目3番1号	平成26年3月31日
泌尿器科	占部 裕巳	済生会熊本病院	熊本市南区近見五丁目3番1号	平成26年3月31日
外 科	田中 栄治	熊本赤十字病院	熊本市東区長嶺南二丁目1番1号	平成26年3月31日
整形外科	清田 克彦	熊本機能病院	熊本市北区山室六丁目8番1号	平成26年3月31日

整形外科	米嵩 理	熊本整形外科病院	熊本市中心区九品寺一丁目15番7号	平成26年3月31日
脳神経外科	田尻 征治	熊本市民病院	熊本市区湖東一丁目1番60号	平成26年3月31日

公 告

公告第 272 号

平成 26 年 4 月 1 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、熊本県知事 蒲島 郁夫から熊本都市計画道路事業の事業計画変更について認可の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

また、同法第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、熊本都市計画道路事業の事業計画変更の認可に伴う関係図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、これを一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 都市計画事業の種類及び名称
熊本都市計画道路事業 7・7・11号鹿児島本線側道9号線
- 2 施工者の名称
熊本市
- 3 事務所の所在地及び関係図書の縦覧場所
 - (1) 熊本市中心区手取本町1番1号
熊本市都市建設局都市政策課
 - (2) 熊本市中心区本山二丁目9番51号
熊本市都市建設局熊本駅周辺整備事務所
- 4 事業地の所在
(収用の部分) 熊本市中心区島崎一丁目、西区花園一丁目
(使用の部分) なし
- 5 事業施行期間及び縦覧期間
平成16年11月10日から平成28年3月31日まで

公告第 273 号

平成 26 年 4 月 1 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、熊本県知事 蒲島 郁夫から熊本都市計画道路事業の事業計画変更について認可の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

また、同法第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、熊本都市計画道路事業の事業計画変更の認可に伴う関係図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、これを一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 都市計画事業の種類及び名称
熊本都市計画道路事業 7・7・15号鹿児島本線側道13号線
- 2 施工者の名称
熊本市
- 3 事務所の所在地及び関係図書の縦覧場所

- (1) 熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市都市建設局都市政策課
- (2) 熊本市中央区本山二丁目9番51号
熊本市都市建設局熊本駅周辺整備事務所
- 4 事業地の所在
(収用の部分) 熊本市西区花園一丁目
(使用の部分) 熊本市西区花園一丁目
- 5 事業施行期間及び縦覧期間
平成16年11月10日から平成28年3月31日まで

公 告 第 2 7 6 号

平成 2 6 年 4 月 1 日

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定により、平成26年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり関係者の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 縦覧期間
平成26年4月1日から平成26年6月2日まで
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く
- 2 縦覧時間
午前8時30分から午後5時15分まで
- 3 縦覧場所
熊本市財政局北税務課
熊本市財政局西税務課
熊本市財政局中央税務課
熊本市財政局東税務課
熊本市財政局南税務課

公 告 第 2 7 8 号

平成 2 6 年 4 月 1 日

熊本市都市公園条例（昭和52年条例第32号）第22条の規定に基づき、次のように都市公園の区域変更をするので公告する。

都市公園の区域に関する関係図書は、熊本市健康福祉子ども局健康福祉政策課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 名称及び位置

名 称 (公園種別・墓園)	位 置	区域	面積 (㎡)
桃尾墓園	熊本市東区戸島町777番ほか	別紙の とおり	268,765㎡

(別図略)

区域変更の内容

桃尾墓園拡張整備に伴い、区域を変更するもの。

2 変更の期日

平成26年4月1日

公 告 第 2 8 0 号

平成 2 6 年 4 月 1 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市西区中島町字中川原 7 8 7 番 3、7 8 8 番 3
2 0 1. 0 4 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市西區城山下代二丁目
氏名 登載省略

公 告 第 2 8 2 号

平成 2 6 年 4 月 2 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区野口三丁目 1 2 0 3 番 1、1 2 0 3 番 3、1 2 0 4 番 1、1 2 0 4 番 3
3 3 1. 7 9 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市南区土河原町 2 6 4 番地
氏名 登載省略

公 告 第 2 8 3 号

平成 2 6 年 4 月 2 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南區城南町舞原字東 1 9 5 番 6
3 4 3. 7 7 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市南區城南町舞原 1 9 5 番地 7
株式会社 エバーフィールド
代表取締役 久原 英司

公 告 第 2 8 5 号

平成 2 6 年 4 月 3 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東區月出三丁目 2 4 3 2 番 5 6、2 4 3 2 番 5 7
4, 9 6 9. 4 1 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市北区武蔵ヶ丘五丁目 2 番 1 8 号
有限会社 ナイトウコーポレーション
代表取締役 内藤 幸明

公 告 第 2 8 6 号
平成 2 6 年 4 月 3 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区尾ノ上四丁目 2 6 9 4 番 3 9、2 6 9 4 番 1 0 7
1, 2 3 7. 7 1 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市中央区中央街 5 番 1 7 号熊本中央ビル 6 階
株式会社 熊本ファシリティ
代表取締役 小杉 康之

公 告 第 2 8 7 号
平成 2 6 年 4 月 3 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区小山三丁目 5 5 1 番、5 5 2 番
4, 2 1 3. 9 8 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区小山二丁目
氏名 登載省略

公 告 第 2 8 8 号
平成 2 6 年 4 月 3 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 3 条第 1 項の規定により、熊本県知事から熊本都市計画道路事業の事業計画の変更認可の告示があったので、同法第 6 6 条の規定により次のとおり公告する。

また、同法第 6 2 条第 1 項の規定による熊本都市計画道路事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第 6 3 条第 2 項の規定において準用する同法第 6 2 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 都市計画事業の種類及び名称
熊本都市計画道路 3・3・8 号 二本木新大江線
- 2 施行者の名称
熊本市
- 3 事業地
収用の部分 熊本市中央区新大江一丁目地内
使用の部分 なし
- 4 事務所の所在地及び縦覧場所

熊本市中央区手取本町 1 番 1 号 熊本市都市建設局都市政策課
 熊本市中央区花畑町 3 番 1 号 熊本市都市建設局道路整備課
 熊本市東区佐土原三丁目 1 番 6 5 号 熊本市都市建設局東部土木センター工務課

5 事業施行期間及び縦覧期間

平成 5 年 3 月 1 2 日から平成 2 8 年 1 0 月 3 1 日

公 告 第 2 8 9 号

平成 2 6 年 4 月 4 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市東区小山五丁目 1 1 0 5 番、1 1 0 6 番、1 1 0 7 番 3、1 1 0 7 番 4、1 1 0 7 番 5、
1 1 0 7 番 6、1 1 0 7 番 7

1, 4 7 0. 2 7 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市東区東野一丁目 1 5 番 1 8 号

株式会社 みた商事

代表取締役 箕田 高明

公 告 第 2 9 0 号

平成 2 6 年 4 月 4 日

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 2 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成 2 6 年 8 月 4 日までに、市長に対し、意見書を提出することができる。

熊本市長 幸 山 政 史

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

AP タウンはません

熊本市中央区南熊本三丁目 5 番 1 号

2 変更しようとする事項の概要

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 廃棄物等の保管施設の位置

(変更前)

No. 1	建物内北側	3 6 立方メートル	
No. 2	建物内北側	7 立方メートル	
No. 3	建物内北側	9 立方メートル	合計 5 2 立方メートル

(変更後)

No. 1	建物内北側	3 6 立方メートル	
No. 2	建物内北側	7 立方メートル	
No. 3	建物内北側	9 立方メートル	合計 5 2 立方メートル

※廃棄物等の保管施設 No. 1 の位置の変更について、別添資料参照（登載省略）

3 変更する年月日

平成 2 6 年 3 月 2 0 日

4 変更する理由

施設配置の見直しのため

5 届出年月日

平成 26 年 3 月 19 日

6 届出の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

熊本市農水商工局商工振興課、熊本市中央区役所総務企画課及び熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課

(2) 縦覧期間

平成 26 年 4 月 4 日から平成 26 年 8 月 4 日まで

公 告 第 2 9 1 号

平成 26 年 4 月 4 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市西区小島下町字住吉一番割 3702 番 1、3702 番 4

448.19 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市西区小島下町

氏名 登載省略

公 告 第 2 9 2 号

平成 26 年 4 月 7 日

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定に基づき、次のように都市公園の供用を開始するので公告する。

都市公園の区域に関する関係図書は、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 名称及び位置

名 称		位 置
番 号	公 園 名	
4・4・8	城山公園	西区城山半田四丁目 1463 番外

2 供用開始の期日

平成 26 年 4 月 7 日

公 告 第 2 9 3 号

平成 26 年 4 月 7 日

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定に基づき、次のように都市公園の供用を開始するので公告する。

都市公園の区域に関する関係図書は、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 名称及び位置

名 称		位 置
番 号	公 園 名	

2・657	富合清藤西公園	南区富合町清藤字西ノ前267番23
2・658	廻江江端北公園	南区富合町廻江字江端631番1
2・659	刈草三丁目公園	南区刈草三丁目426番4外

2 供用開始の期日

平成26年4月7日

公告第296号

平成26年4月9日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市東区長嶺東二丁目1662番

1,780.28平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市中央区平成三丁目16番27号

株式会社 九建ホーム

代表取締役 福嶋 正夫

公告第297号

平成26年4月9日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市東区戸島五丁目1346番2、1347番1、1347番5

517.34平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本県上益城郡益城町大字下陳230番地3

有限会社 下山庭園

代表取締役 下山 弘詞

公告第298号

平成26年4月9日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市北区龍田二丁目693番497、693番498

450.30平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市北区龍田陳内四丁目

氏名 登載省略

公告第 304 号

平成 26 年 4 月 11 日

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定に基づき、次のように都市公園の供用を開始するので公告する。

都市公園の区域に関する関係図書は、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸山政史

1 名称及び位置

名 称		位 置
番 号	公 園 名	
2・660	春日三丁目おてもやん公園	西区春日三丁目 882 番 3 外

2 供用開始の期日

平成 26 年 4 月 11 日

公告第 306 号

平成 26 年 4 月 14 日

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成 26 年 8 月 11 日までに、市長に対し、意見書を提出することができる。

熊本市長 幸山政史

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルミヤストア秋津店

熊本市東区秋津町秋田 3 4 4 6 番地 2 8 外

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社 メインプレイスカンパニー 代表取締役 千原 健治 熊本市南区出仲間四丁目 3 番 1 号	株式会社 メインプレイスカンパニー 代表取締役 千原 健治 熊本市中央区花畑町 1 2 番 1 号

3 変更の年月日

平成 24 年 4 月 1 日

4 変更する理由

移転のため

5 届出年月日

平成 26 年 4 月 1 日

6 届出の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

熊本市農水商工局商工振興課、熊本市東区役所総務企画課及び熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課

(2) 縦覧期間

平成 26 年 4 月 14 日から平成 26 年 8 月 14 日まで

公 告 第 3 0 7 号

平成 26 年 4 月 14 日

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 11 条第 3 項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルミヤストア秋津店
熊本市東区秋津町秋田 3 4 4 6 番地 2 8 外
- 2 大規模小売店舗の譲渡があった年月日
平成 26 年 3 月 27 日
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

承継前	承継後
株式会社メインプレイスカンパニー 代表取締役 千原 健治 熊本市中央区花畑町 1 2 番 1 号	株式会社ソニック 代表取締役 添島 弘文 熊本市中央区大江 6 - 2 8 - 6 パンダビル 2 階

- 4 大規模小売店舗の譲渡の理由
売買のため
- 5 大規模小売店舗内の譲渡に係る店舗面積
1, 5 4 9 平方メートル
- 6 届出年月日
平成 26 年 4 月 2 日

公 告 第 3 0 8 号

平成 26 年 4 月 15 日

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、平成 26 年度熊本市農用地利用集積計画第 1 号を定めたので、同法第 19 条の規定により公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 縦覧場所
熊本市農水商工局農業政策課担い手推進室

公 告 第 3 1 0 号

平成 26 年 4 月 15 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市西区中島町字中川原 7 6 7 番、7 6 8 番、7 6 9 番 5
1, 5 9 7. 3 0 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区江津一丁目 1 5 番 6 号
有限会社 アルファリアルエステート
代表取締役 山本 眞由美

中 央 区

中央区告示第 9 号

平成 26 年 4 月 8 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 26 年 3 月 28 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市中央区長 前 淵 啓 子

以下、登載省略

西 区

西区告示第 3 号

平成 26 年 4 月 9 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 26 年 3 月 31 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市西区長 田 剛 毅

以下、登載省略

南 区

南区告示第 2 号

平成 26 年 4 月 11 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 26 年 3 月 18 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市南区長 永 目 工 嗣

以下、登載省略

交 通 局

交通局規程第 16 号

平成 26 年 4 月 10 日

熊本市交通局電気設備保安規程の一部を改正する規程を公布する。

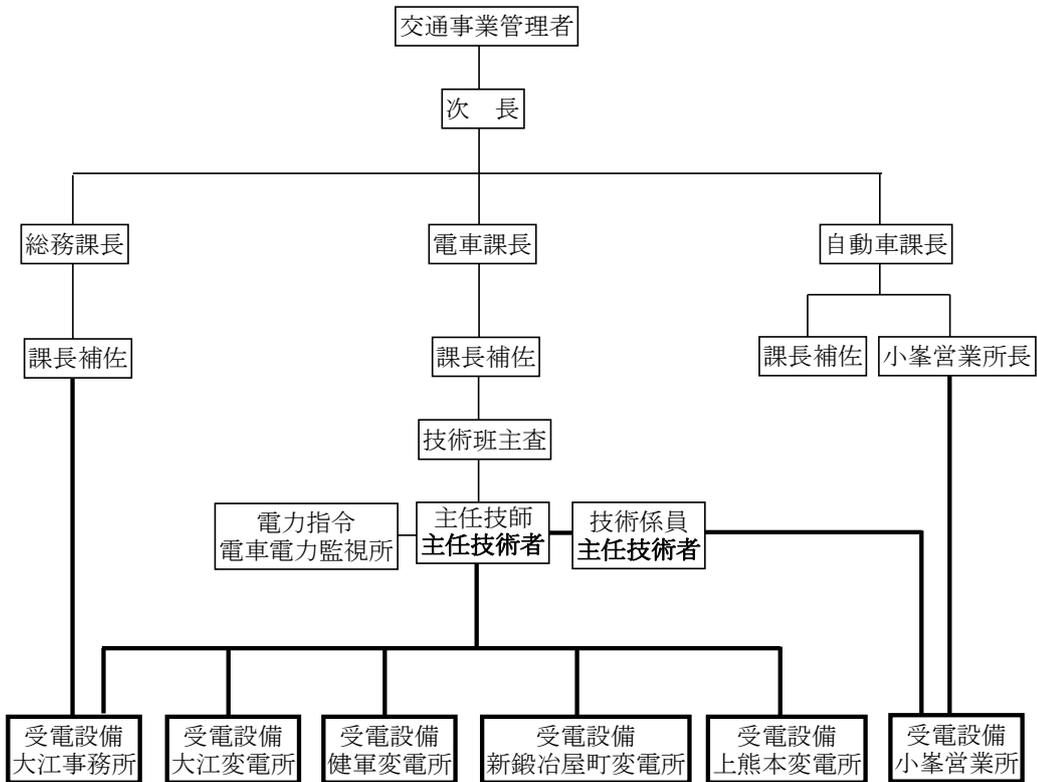
熊本市交通事業管理者 西 本 賢 正

熊本市交通局電気設備保安規程の一部を改正する規程

熊本市交通局電気設備保安規程（平成 14 年交通局規程第 7 号）の一部を次のように改正する。
別表 1 を次のように改める。

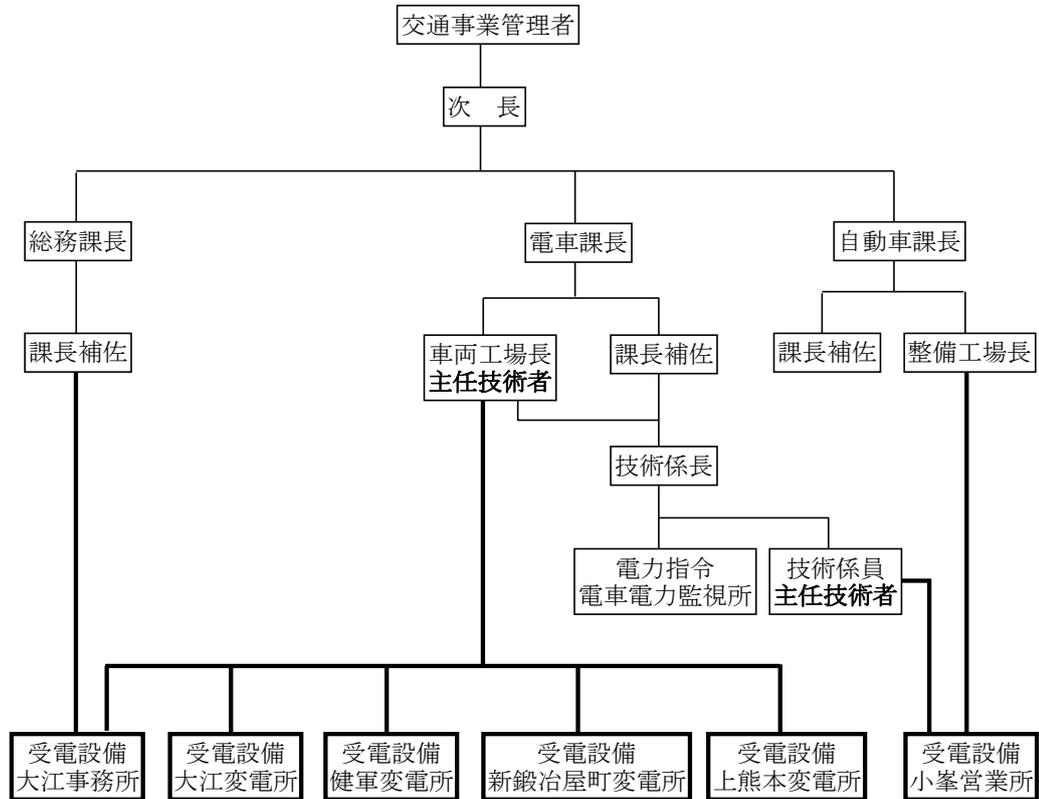
【別表 1】

職制による命令系統



【別表 1】

職制による命令系統



附則

この規程は、公布日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

交通局告示第1号

平成26年4月1日

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4の規定に基づき、乗車券類の販売に係る収入金の収納事務を次のとおり委託したので告示する。

熊本市交通事業管理者 西本賢正

1 受託者

(1) 熊本市中央区桜町3番10号

九州産交バス株式会社

代表取締役 森 敬輔

(2) 熊本市中央区安政町3番35号

- 鶴屋商事株式会社
代表取締役 佐藤 幹夫
- (3) 熊本市東区東町三丁目 1 3 番 1 号
熊本県立第二高等学校 P T A 購買部
P T A 会長 齊藤 誠治
- (4) 熊本市中央区世安町 1 7 2 番地
熊日サービス開発株式会社
代表取締役社長 山口 孝
- (5) 熊本市中央区手取本町 6 番 1 号
株式会社鶴屋百貨店
代表取締役 久我 彰登
- (6) 熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
財団法人 熊本県職員互助会
理事長 吉田 勝也
- (7) 熊本市東区湖東二丁目 2 4 番 1 7 号 (市民病院内)
田中商店
代表者 田中 カズ子
- (8) 熊本市東区若葉一丁目 3 4 番 1 号
株式会社マルシヨク サンリブ健軍
店長 堀田 博生
- (9) 熊本市中央区本荘一丁目 1 番 1 号 (熊本大学医学部附属病院内)
一般財団法人 恵和会
理事長 廣瀬 育生
- (10) 熊本市中央区南千反畑町 3 番 7 号 県総合福祉センター 2 F
社会福祉法人 熊本県母子寡婦福祉連合会
会長 宮田 美野枝
- (11) 熊本市中央区辛島町 8 番 2 3 号 桜ビル辛島町 3 F
一般財団法人 熊本国際観光コンベンション協会
代表理事 小堀 富夫
- (12) 熊本市中央区安政町 6 番 5 号
株式会社日専連ファイナンス
代表取締役 大谷 均
- (13) 熊本市中央区城東町 1 番 1 号 (日本郵便株式会社九州支社内)
有限会社 郵幸商事
代表取締役 宮崎 正幸
- (14) 熊本市中央区新屋敷二丁目 1 7 番 1 7 号
丸善株式会社 熊本営業所
所長 佐久川 卓
- (15) 熊本市中央区大江二丁目 5 番 1 号
有限会社グリーンキャンパス
代表取締役 下田 敬誠
- (16) 熊本市中央区平成三丁目 2 3 番 3 0 号
株式会社マルシヨク サンリブシティくまなん
店長 川附 成寿
- (17) 熊本市中央区本荘六丁目 3 番 3 号
熊本市医師協同組合

- 理事長 福島 敬祐
- (18) 福岡市博多区博多駅前一丁目 4 番 4 号 JPR 博多ビル 9F
デルソル九州株式会社
代表取締役社長 伊尻 文男
- (19) 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
熊本市役所職員組合
執行委員長 峯 潔
- (20) 福岡市東区箱崎七丁目 9 番 6 6 号
コカ・コーラウエスト株式会社
代表取締役社長 吉松 民雄
- (21) 熊本市中央区西子飼町 8 番 2 6 号
株式会社マルシヨク サンリブ子飼
店長 大橋 孝嗣
- (22) 熊本市中央区城東町 4 番 2 号
株式会社 熊本ホテルキャッスル
代表取締役社長 斉藤 隆士
- (23) 熊本市中央区大江 4 丁目 2 番 1 号
株式会社ダイエー熊本店
店長 山田 修
- (24) 熊本市東区若葉一丁目 3 5 番 1 8 号
健軍商店街振興組合
理事長 釧羽 逸朗
- (25) 熊本市中央区下通一丁目 3 番 1 0 号
株式会社ダイエー熊本下通店
店長 赤澤 敏彦
- (26) 熊本市中央区出水一丁目 8 番 5 号
株式会社グリーンホテル・ズ コーポレーション
代表取締役社長 岡村 徳之
- (27) 熊本市中央区坪井四丁目 1 5 番 1 号
いてふ会売店
代表者 千原 栄理香
- (28) 熊本市中央区出水二丁目 7 番 1 号
一般財団法人 熊本市社会教育振興事業団
理事長 寺本 敬司
- (29) 熊本市西区春日三丁目 1 5 番 1 5 号
J R 九州ホテル熊本
支配人 渡来 崇
- (30) 熊本市中央区神水一丁目 1 番 2 号
熊本県立熊本商業高等学校 育友会
育友会会長 結城 圭二
- (31) 熊本市中央区東阿弥陀寺町 2 番地
株式会社ニュースカイホテル
代表取締役社長 櫻井 孝一
- (32) 菊池郡菊陽町大字辛川 2 6 5 5 番地
財団法人 熊本県交通安全協会
会長 與縄 義昭

- (33) 熊本市西区春日三丁目 5 番 1 号 熊本駅ビル 2F
協同組合 くまもと名産会
理事長 杉 武男
- (34) 熊本市西区二本木一丁目 5 番 1 2 号
熊本朝日放送株式会社
代表取締役社長 植田 義浩

2 委託期間

平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

3 委託する歳入の種類

乗車券類の売上金、書換手数料及び再発行手数料

上下水道局

上下水道局告示第 24 号

平成 26 年 4 月 1 日

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、平成 26 年 4 月 1 日から 2 週間、熊本市上下水道局管路維持課において一般の縦覧に供する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

平成 26 年 4 月 1 日

2 下水を排除し、及び処理する区域

(1) 東部処理区

東区桜木六丁目、東区佐土原二丁目、東区画図町大字重富、南区田迎町大字田井島、南区田井島三丁目及び南区良町一丁目の各一部

(2) 南部処理区

南区合志三丁目、南区合志四丁目、南区鷲町二丁目、南区野口三丁目、南区荒尾一丁目、南区荒尾二丁目及び南区白藤五丁目の各一部

(3) 西部処理区

西区小島三丁目、西区島崎六丁目及び西区松尾町上松尾の各一部

(4) 富合処理区

南区富合町田尻の一部

(5) 植木処理区

北区植木町植木の一部

(6) 城南処理区

南区域城南町下宮地、南区域城南町舞原及び南区域城南町六田の各一部

3 供用を開始する排水施設の位置

前項に示す区域内

4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

5 下水の処理を開始する終末処理場の位置及び名称

(1) 東部処理区

東区秋津町秋田 536 番

東部浄化センター

(2) 南部処理区

南区元三町四丁目 1 番 1 号

南部浄化センター

(3) 西部処理区

西区沖新町 4 9 4 4 番 3 号

西部浄化センター

(4) 富合処理区

宇土市高柳町 1 3 8

宇土市終末処理場

(5) 植木処理区

北区鶴羽田町 1 2 番 1 号

熊本北部浄化センター

(6) 城南処理区

南区城南町島田 4 3 8 番地

城南浄化センター

上下水道局告示第 2 5 号

平成 2 6 年 4 月 4 日

次の者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 0 年水道局規程第 5 号）第 1 0 条第 2 号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	廃止年月日
第 1 5 4 号	熊本市東区長嶺南三丁目 3 番 5 6 号 三信設備工業株式会社 代表取締役 四方田 尚子	平成 2 6 年 3 月 1 9 日

上下水道局告示第 2 6 号

平成 2 6 年 4 月 7 日

次の者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 0 年水道局規程第 5 号）第 1 0 条第 2 号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	廃止年月日
第 6 4 7 号	合志市栄 6 7 番地 岩井設備 代表者 岩井 義臣	平成 2 6 年 3 月 3 1 日

上下水道局告示第 2 7 号

平成 2 6 年 4 月 7 日

熊本市排水設備指定工事店を新たに指定したので、熊本市下水道条例施行規程（平成 2 1 年上下水道局規程第 3 6 号）第 2 2 条第 1 号の規定により、次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	所在地・商号・代表者名	指定年月日
第 7 1 3 号	宇城市不知火町長崎 9 3 1 株式会社総合設備アースホーム 代表取締役 丸目 智裕	平成 2 6 年 4 月 1 日

上下水道局告示第 2 8 号

平成 2 6 年 4 月 7 日

熊本市排水設備指定工事店の指定の有効期間満了に際し、引き続き当該指定をしなかったため、熊本市下水道条例施行規程（平成 2 1 年上下水道局規程第 3 6 号）第 2 2 条第 3 号の規定により、次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	所在地・商号・代表者名	有効期間満了日
第 1 6 7 号	熊本市北区武蔵ヶ丘三丁目 1 1 番 2 7 号 岡崎工業 代表者 岡崎 忠男	平成 2 6 年 3 月 3 1 日
第 3 1 9 号	熊本市西区島崎七丁目 1 番 7 号 有限会社小川総合管理 代表取締役 村松 剛史	平成 2 6 年 3 月 3 1 日
第 4 1 6 号	菊池郡菊陽町新山一丁目 9 番 1 号 有限会社中村管工 代表取締役 中村 幸士	平成 2 6 年 3 月 3 1 日
第 4 9 4 号	天草市久玉町 1 4 1 1 番地 8 6 富永電気商会 代表者 富永 一成	平成 2 6 年 3 月 3 1 日
第 5 4 2 号	熊本市南区富合町平原 8 8 3 番地 株式会社南阿蘇建設 代表取締役 福永 悟	平成 2 6 年 3 月 3 1 日
第 5 9 1 号	熊本市西区中原町 1 3 0 0 番地 テラ・フューチャーコーポレーション 代表者 流川 智明	平成 2 6 年 3 月 3 1 日
第 5 9 6 号	熊本市北区龍田八丁目 8 番 1 号 株式会社トータルプラン福元 代表取締役 桑本 明	平成 2 6 年 3 月 3 1 日

第 5 9 7 号	合志市豊岡 2 3 6 4 番地 2-1 8 株式会社熊本管工土木 代表取締役 内田 龍雄	平成 2 6 年 3 月 3 1 日
-----------	---	--------------------

上下水道局告示第 2 9 号

平成 2 6 年 4 月 9 日

熊本市排水設備指定工事店を新たに指定したので、熊本市下水道条例施行規程（平成 2 1 年上下水道局規程第 3 6 号）第 2 2 条第 1 号の規定により、次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	所在地・商号・代表者名	指定年月日
第 7 1 5 号	合志市豊岡 2 3 6 4 番地 2 の 1 8 株式会社熊本管工土木 代表取締役 内田 龍雄	平成 2 6 年 4 月 4 日

上下水道局告示第 3 0 号

平成 2 6 年 4 月 9 日

熊本市排水設備指定工事店を新たに指定したので、熊本市下水道条例施行規程（平成 2 1 年上下水道局規程第 3 6 号）第 2 2 条第 1 号の規定により、次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	所在地・商号・代表者名	指定年月日
第 7 1 4 号	宇土市三拾町 2 7 5 番地 3 1 中川技術サービス 代表 中川 孝行	平成 2 6 年 4 月 4 日

上下水道局告示第 3 1 号

平成 2 6 年 4 月 9 日

熊本市排水設備指定工事店から熊本市下水道条例施行規程（平成 2 1 年上下水道局規程第 3 6 号）第 1 3 条第 2 項第 2 号及び第 3 号の規定による届出があったので、同規程第 2 2 条第 4 号の規定により次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	所在地・商号・代表者名	異動年月日
		異動事由
第 2 2 1 号	熊本市北区四方寄町 4 9 2 番地 3 株式会社水輝 代表取締役 岡 邦彦	平成 2 6 年 4 月 4 日
		代表者及び商号の変更

上下水道局告示第 3 2 号

平成 2 6 年 4 月 1 0 日

次の者を熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者として指定したので、熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 0 年水道局規程第 5 号）第 1 0 条第 1 号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	指定年月日
第 7 5 7 号	宇土市三拾町 2 7 5 番地 3 1 中川技術サービス 代表 中川 孝行	平成 2 6 年 4 月 7 日

病 院 局

病院局規程第 6 号

平成 2 6 年 3 月 3 1 日

熊本市病院事業を行う施設の診療科目に関する規程の一部を次のように改正する。

熊本市病院事業管理者 高 田 明

熊本市病院事業を行う施設の診療科目に関する規程の一部を改正する規程

熊本市病院事業を行う施設の診療科目に関する規程（平成 2 5 年病院局規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

表の熊本市立熊本市市民病院の診療課目の欄中「産婦人科」を「産科、婦人科」に改め、熊本市立植木病院の診療科目の欄中「放射線科」の次に「、麻酔科」を追加する。

附 則

この規則は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

病院局規程第 7 号

平成 2 6 年 3 月 3 1 日

熊本市病院局会計規程の一部を次のように改正する。

熊本市病院事業管理者 高 田 明

熊本市病院局会計規程の一部を改正する規程

熊本市病院局会計規程（平成 2 1 年病院局規程第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「出納室長及び」を削り、同条第 3 項中「植木病院事務局長及び出納室長」を「経営企画課長及び植木病院事務局長」に改める。

第 6 条第 1 項中「植木病院事務局又は出納室」を「経営企画課又は植木病院事務局」に改める。

第 1 1 条第 2 項中「別表のとおり分類して整理する。」を「病院事業管理者が別に定めるものとする。」に改める。

第 1 5 条第 1 項中「植木病院事務局長及び出納室長」を「経営企画課長及び植木病院事務局長」に改め、同条第 2 項中「植木病院事務局長及び出納室長」を「経営企画課長及び植木病院事務局長」に改める。

第 2 6 条中「植木病院事務局長及び出納室長」を「経営企画課長及び植木病院事務局長」に改める。

第 2 8 条第 1 項中「植木病院事務局長又は出納室長」を「経営企画課長又は植木病院事務局長」に改め、同条第 2 項中「植木病院事務局長及び出納室長」を「経営企画課長及び植木病院事務局長」に改める。

第 2 9 条第 2 項中「植木病院事務局長及び出納室長」を「経営企画課長及び植木病院事務局長」に

改める。

第 31 条中「植木病院事務局長又は出納室長」を「経営企画課長又は植木病院事務局長」に改める。

第 33 条第 1 項中「植木病院事務局長又は出納室長」を「経営企画課長又は植木病院事務局長」に改める。

第 35 条第 1 項中「植木病院事務局長又は出納室長」を「経営企画課長又は植木病院事務局長」に改める。

第 36 条第 2 項中「植木病院事務局長又は出納室長」を「経営企画課長又は植木病院事務局長」に改め、同条第 3 項中「所属長及び芳野診療所事務長が自動振替整理簿を備え、出納の都度これを整理し、」を削る。

第 41 条第 1 項中「植木病院事務局長及び出納室長」を「経営企画課長及び植木病院事務局長」に改める。

第 42 条中「植木病院事務局長及び出納室長」を「経営企画課長及び植木病院事務局長」に改める。

第 59 条第 1 号中「その他有形固定資産」を「その他これらに準ずるもの」に改め、同条第 2 号中「その他無形固定資産」を「その他これらに準ずるもの」に改め、同条第 3 号中「投資」を「投資その他の資産」に改め、同号中「その他投資」を「その他これらに準ずるもの」に改める。

第 60 条第 4 号中「適正な見積価額」を「公正な評価額」に改める。

第 66 条第 1 項中「植木病院事務局長又は出納室長」を「経営企画課長又は植木病院事務局長」に改め、第 2 項中「植木病院事務局長及び出納室長」を「経営企画課長及び植木病院事務局長」に改める。

第 67 条第 1 項中「経営企画課長」の次に「又は植木病院事務局長」を加え、同項中「出納室長に報告」を「登録」に改め、同条第 2 項中「経営企画課長」の次に「及び植木病院事務局長」を加え、同条第 3 項から第 5 項を削る。

第 68 条中「植木病院事務局長及び出納室長」を「経営企画課長及び植木病院事務局長」に改める。

第 69 条中第 1 項中「植木病院事務局長及び出納室長」を「経営企画課長及び植木病院事務局長」に改める。

第 70 条中「植木病院事務局長及び出納室長」を「経営企画課長及び植木病院事務局長」に改める。

第 71 条中「植木病院事務局長又は出納室長」を「経営企画課長又は植木病院事務局長」に改める。

第 74 条中「出納室長」を「経営企画課長」に改め、同条中「地方公営企業法施行規則（昭和 27 年総理府令第 73 号）第 8 条第 3 項」を「地方公営企業法施行規則（昭和 27 年総理府令第 73 号。以下「規則」という。）第 15 条第 3 項」に改める。

第 75 条中「出納室長」を「経営企画課長」に改める。

第 76 条第 1 項中「出納室長」を「経営企画課長」に改める。

第 77 条第 1 項中「出納室長」を「経営企画課長」に改め、同項第 3 号中「繰延勘定」を「繰延資産」に改め、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に「(4) 引当金の計上」を加える。

第 78 条第 1 項中「出納室長」を「経営企画課長」に改め、第 2 項中「出納室長」を「経営企画課長」に改め、同項中「当該年度の事業報告書並びに」の次に、「キャッシュ・フロー計算書、」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。

「

（報告セグメントの区分）

第 78 条の 2 規則第 40 条に定める報告セグメントは、次の区分により行うものとする。

- (1) 熊本市市民病院事業
- (2) 植木病院事業

」

別表を削る。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

病院局告示第 2 号

平成 26 年 4 月 1 日

地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令 403 号）第 26 条の 4 第 1 項の規定に基づき、熊本市病院事業の業務に係る使用料及び手数料の収納事務の委託に関し、次のとおり告示する。

熊本市病院事業管理者 高 田 明

1 委託する歳入の種類、受託者及び委託期間

委託する歳入の種類	受託者	委託期間
熊本市立植木病院使用料及び手数料	東京都千代田区神田駿河台二丁目 9 番地 株式会社 ニチイ学館 代表取締役 寺田 大輔	平成 26 年 4 月 1 日から 平成 27 年 3 月 31 日まで

教 育 委 員 会

教委規則第 5 号

平成 26 年 4 月 15 日

熊本市教科用図書選定委員会規則を公布する。

熊本市教育委員会 委員長 崎 元 達 郎

熊本市教科用図書選定委員会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、熊本市附属機関設置条例（平成 19 年条例第 2 号）第 3 条の規定に基づき、熊本市教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 選定委員会は、熊本市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 熊本市立の小学校及び中学校（以下「学校」という。）において使用する教科用図書の選定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 選定委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 学校の校長及び教員
- (3) 児童生徒の保護者
- (4) 教育委員会事務局職員
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 選定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 選定委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員長が議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(教科書研究員)

第7条 選定委員会に、教科書研究員を置く。

- 2 教科書研究員は、教科用図書に関する専門的な事項を調査研究し、その結果を選定委員会に報告する。
- 3 教科書研究員は、学校の校長及び教員のうちから、教育委員会が任命する。

(事務局)

第8条 選定委員会の庶務は、教育委員会事務局指導課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成26年4月10日から施行する。

選挙管理委員会

選管告示第9号

平成26年4月1日

熊本市選挙管理委員会規程の一部改正について

熊本市選挙管理委員会規程の一部を次のように改正する。

熊本市選挙管理委員会 委員長 田代芳郎

熊本市選挙管理委員会規程(昭和57年選管告示第6号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「、補佐」を削り、同条第2項中「首席総務審議員、総務審議員」を「首席審議員、審議員、補佐」に改め、同条第3項中「、主事及び主事補」を「及び主事」に改め、同条第4項中「首席総務審議員」を「首席審議員」に、「総務審議員」を「審議員」に改める。

第15条第5項中「首席総務審議員」を「首席審議員」に改め、同条第6項中「総務審議員」を「審議員」に改め、同条第7項を次のように改める。

7 主幹は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 直属上司の命を受け、事務局の主要施策に関する特定の事項の調査、研究及び実施に携わること。
- (2) 直属上司の基本的職能に係る事項及びその他の決定事項について補佐し、あらかじめ定められた事項について代行すること。

第15条第8項を次のように改める。

8 参事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 直属上司の命を受け、指示された専門事項その他特定の事務事業の調査、研究及び実施に携わること。

(2) 直属上司の基本的職能に係る事項及びその他の決定事項のうち、あらかじめ定められた事項について代行すること。

第 17 条第 2 項中「補佐」の次に「(補佐を置かない場合にあつては、主幹(主査を兼ねるものに限る。))」を加え、同条第 3 項中「副事務局長、補佐とも」を「前項に規定する場合において、代決する者」に改める。

第 17 条の 2 中「職員の給与の決定の事務」を「職員の給与の支給の事務」に改める。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

農 業 委 員 会

農 委 規 程 第 4 号

平 成 2 6 年 4 月 1 0 日

熊本市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程を次のとおり交付する。

熊本市農業委員会会長 森 日 出 輝

熊本市農業委員会事務局規程(平成 24 年農業委員会規程第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項を削り、同条第 2 項中「前項に定めるもののほか、事務局に」を「事務局のほか」に改め、同項を同条第 1 項とする。

第 3 条第 1 項中「次の職員」を「事務局長、副事務局長及び主査」に改め、「事務局長」、「副事務局長」、「補佐」、「係長」及び「主事」を削り、同条第 3 項中「首席農地審議員、農地審議員、主幹、主査、参事及び主任主事」を「首席審議員、審議員、補佐、主幹、参事、主任主事及び主事」に改める。

第 4 条第 5 項及び第 6 項を削り、同条中第 4 項を第 6 項とし、第 3 項を第 5 項とし、第 2 項の次に次の 2 項を加える。

3 首席審議員は、上司の命を受け、主要施策に関する特定の事項について企画し、及び立案し、並びに関係事務を統括整理する。

4 審議員は、上司の命を受け、特命事項の企画及び立案に参画し、並びに関係事務を統括整理する。

第 4 条第 7 項を削り、同条第 8 項を同条第 7 項とし、同条の次に次の 1 項を加える。

8 主査は、直属上司の命を受け、所管の事項を処理し、所属職員を指揮監督する。

第 4 条第 9 項中「主査及び」を削る。

第 6 条第 1 項中「係長」を「主査」に改め、同条第 2 項第 1 号及び同条第 3 項中「任用」を「任免」に改める。

第 7 条第 2 項中「限り、」の次に「主幹(主査を兼ねる者に限る。)又は」を加える。

第 8 条の表中「決定」を「支給」に改める。

附 則

この規程は、交付の日から施行し、この規程による改正後の熊本市農業委員会事務局規程の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

農 委 公 告 第 4 号

平 成 2 6 年 4 月 1 日

熊本市農業委員会総会会議規則第 2 条により農業委員会総会を次のとおり招集する。

熊本市農業委員会会長 森 日 出 輝

- 1 日時 平成 26 年 4 月 8 日(火) 午後 3 時
- 2 場所 駐輪場 8 階大会議室

3 議題

- 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請（会許可分）
- 第 2 号議案 事業計画変更
- 第 3 号議案 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請
- 第 4 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請
- 第 5 号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（1 号）
- 第 6 号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明願
- 第 7 号議案 熊本市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程について

4 報告事項 職員の任免